

2010-2012 年度日本学術振興会科学研究費補助金（基盤研究(B)）

「アイヌ民族教育に関する総合的な研究」比較研究グループ分担研究者報告書

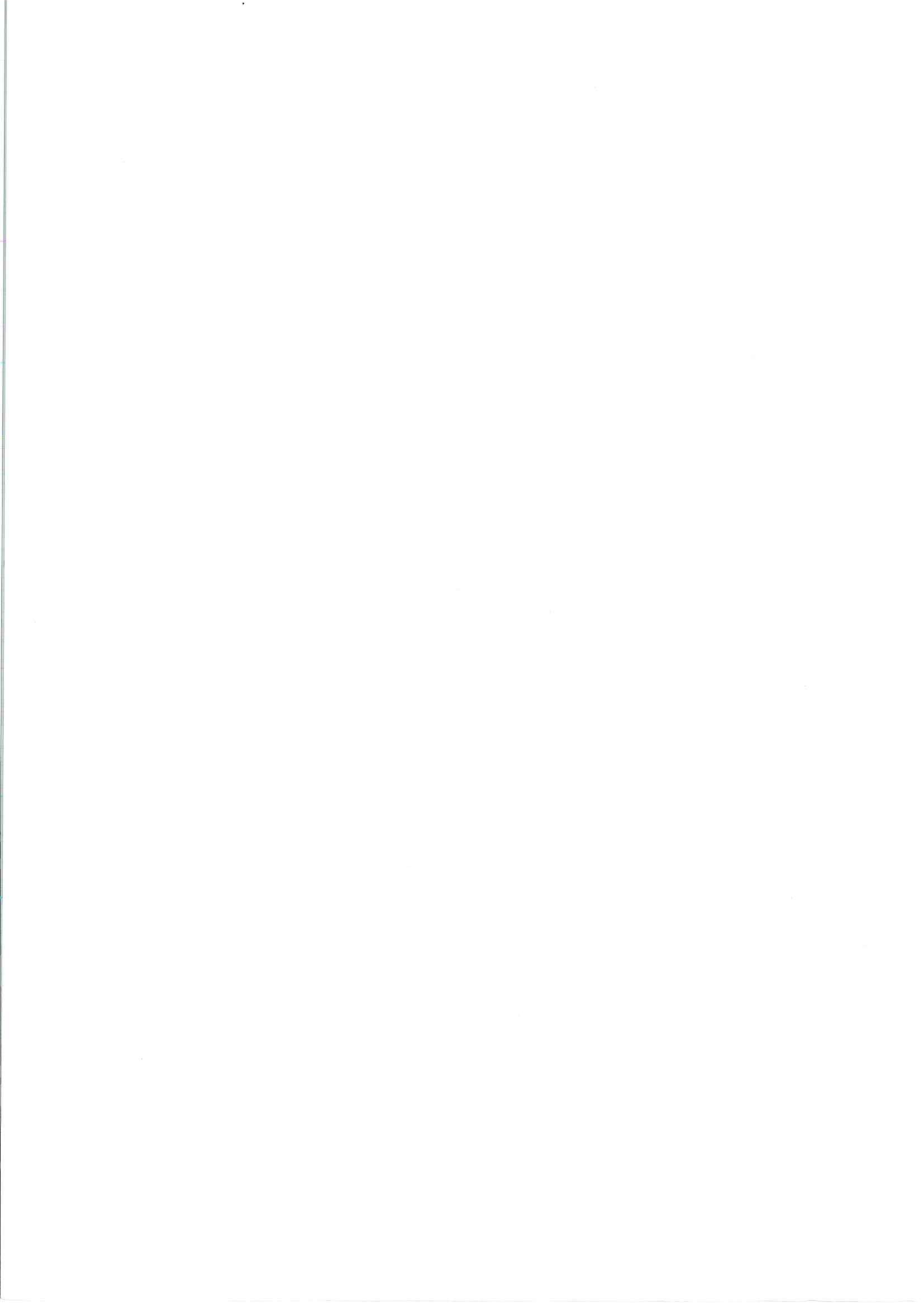
（課題番号 22330234：研究代表者 野元弘幸）

アイヌ民族の先住民族教育権回復に関する比較教育学的研究  
—カナダの先住民族教育制度との比較考察の試み—

広瀬 健一郎

（鹿児島純心女子大学国際人間学部）

2013 年 7 月



筆者は、2010年度から3年間、日本学術振興会科学研究費補助金（基盤研究(B)）採択課題「アイヌ民族教育に関する総合的な研究」（課題番号 22330234：研究代表者 野元弘幸）において、「比較研究グループ」カナダ班に所属し、分担研究者として参画した。本稿は、3年間の研究成果をまとめたものである。本稿は、アイヌ民族教育共同研究会編『アイヌ民族教育の課題と展望』（首都大学東京大学院野元弘幸研究室、2013年3月）の一編として公刊される予定であった。ところが執筆を進めるうち、予定されていた紙数を大幅に超えてしまった。そこで、『アイヌ民族教育の課題と展望』から独立させ、分担研究者による報告書としてまとめた次第である。

本稿は、下記の論文ないし研究発表をもとに、大幅な加筆・修正を加えたものである。

#### 【報告論文】

- ・「カナダにおける先住民族の教育システム」（『日本社会教育学会紀要』第82号、2012年8月）80－81頁。

#### 【研究発表】

- ・「アイヌ民族の教育自治権回復の諸条件—カナダ先住民族教育史研究の立場から」（アイヌ民族教育共同研究会、於、シャクシャイン記念館、新ひだか町、2010年7月24日）。
- ・「報告Ⅱ カナダにおける先住民族の教育システム」（日本社会教育学会第58回研究大会、於、日本女子大学、2011年9月17日）。
- ・「カナダにおける先住民族の「民族大学」の設立・運営—ブリティッシュ・コロンビア州の先住民族自治体の取組み」（日本社会教育学会第59回研究大会、於、北海道教育大学釧路校、2012年10月7日）。

本稿の執筆にあたっては、下記の諸機関ないし個人に資料調査・閲覧・収集の便宜を受けるとともに、本研究への助言を頂いた。記して謝意を表する。

I am grateful to the following institutions or individuals for tremendous help for this research;  
First Nations House of Learning, University of British Columbia/Northwest Community College  
Library/Wilp Wilxo'oskwhl Nisga'a Institute/School District 92(Nisga'a)/Gitksan and We'tswe'ten  
Education Center/LAU, WELNEW Tribal School/Kispiox Elementary School/Urban Native Youth  
Society/First Nations Education Steering Committee/Hokkaido Museum of Northern Peoples/  
Ms. Deanne Nyce/Ms. Marjorie McRae/ Ms. Kirsten Barns/Ms. Sharon Ness/ Mr. John Eliot/Mr.  
Peter Braganza/Ms. Kauii Kelipio/ Ms. Haugen Jan/ Dr. Kazuya Atsumi/Ms. Reiko Saito/ウェブサ  
イト「アイヌ民族関連報道クリップ」〈<http://blog.goo.ne.jp/ainunews>〉

アイヌであることを誇っていけるアイヌを育てること、そして、アイヌが自然に、あ、シャモ\*の文化も素晴らしいなって言えるようになること。大きな眼でものをみられるように、そのためにはやっぱり教育だと思うの。だから、教育を受ける権利を私たちに施行させて下さいというの。私はエカシやフチの心を受けた。そのおかげでシャモの文化をみなおすこともできるの。…（中略）…シャモの学校の教育すら保障されていないことが、アイヌから夢や希望どころか、人間としての誇りを奪ってるわけでしょ。アイヌの学校がほしい。ごく初歩的なことなんだけど、アイヌ語の時間、ウポポ（歌）、リムセ、そしてアイヌの歴史を学ぶ時間、給食はアイヌイペをつくって食べる。根本的にはね、自分に誇りをもって、働いて生きる喜びをもてる教育を求めるね。自立していける人間を作ること。成人に達している者にも、一定の時期、生活を保障して、昼間、学校教育を受けなおす、そういうのを新法\*\*の施行に盛り込んで行きたい。それを要求する権利、私たちにはあると思うの。

\*「和人」と呼ばれる日本人のこと。

\*\* 北海道ウタリ協会（現、北海道アイヌ協会）が1984年5月27日の総会にて可決した「アイヌ民族に関する法律（案）」のこと。

小川早苗「アイヌであること、女性であること」（アイヌ民族の現在と未来を考える会編『明日を創るアイヌ民族』〔未来社、1988年〕）118頁より。

# 目次

はじめに	1
第1章 アイヌ政策におけるアイヌ民族の先住民族教育権	5
第1節 「アイヌ政策有識者懇談会」の『報告書』におけるアイヌ民族の先住民族教育権	6
第2節 「手続的先住民族概念」におけるアイヌ民族の先住民族教育権	12
第3節 「実体的先住民族概念」採用条件の批判的検討	15
1 「アイヌ有識者懇談会」が「実体的先住民族概念」を採用しない理由の批判的検討	15
2 アイヌ民族の権利が議論され得る条件の批判的検討	18
(1) 「多数派の経済的あるいは道義的利益必須論」批判	
(2) 英米法のコモン・ローと先住民権の関係に対する誤解	
第2章 日本国の「アイヌの人々」に対する歴史的責任と先住民族教育権	25
第1節 土地政策における国の歴史的責任とアイヌ民族の広義の先住民族教育権	26
1 土地政策における国の歴史的責任とアイヌ民族の先住民族土地権原	26
2 広義の先住民族教育権の回復のための論理	30
第2節 アイヌ教化政策に対する国の歴史的責任とアイヌ民族の先住民族教育権	37
1 「アイヌ政策有識者懇談会」の『報告書』におけるアイヌ教化政策に対する歴史認識	37
2 北海道旧土人保護法の制定・改廃に対する国の責任とアイヌ民族の先住民族教育権	38
3 人権救済・補償としてのアイヌ民族の先住民族教育権	43

第3章 カナダの先住民族教育システムから見たアイヌ民族教育システムの可能性	47
第1節 先住民族教育自治の法的根拠と自治の範囲	48
第2節 幼児教育における先住民族教育制度	52
第3節 初等・中等教育における先住民族教育制度	54
1 国公立の先住民族学校	54
(1) インディアン法下の先住民族学校	
(2) 州政府管下の先住民族学校	
(3) 国公立のアイヌ民族学校の設立可能性	
2 オールタナティブプログラムとしての先住民族学校	58
3 先住民族言語学習等の教科化	61
(1) ブリティッシュコロンビア州における先住民族言語・先住民族学習の カリキュラム上の位置付け	
(2) 先住民族言語復興における先住民族言語の教科化の意義	
第4節 高等教育・成人学習における先住民族教育制度	73
第5節 先住民族教育行政システム	79
まとめ	89

## はじめに

「アイヌ民族教育に関する総合的研究」(研究代表者・野元弘幸)において筆者に与えられた課題は、カナダの先住民族教育の「動向を把握し、先駆的实践・研究に学ぶ」ことを通じて、「アイヌの民族教育やアイヌ民族学校の設立可能性」について考察することであった<sup>1</sup>。筆者は、カナダの先住民族教育、なかんずく、「民族教育や民族学校」に関する制度や実践を把握しつつ、そこから、アイヌ民族が民族教育制度を立ち上げたり、民族学校を設立したりするにあたって、何がどう参考になるのかを具体的に提示することが求められているのだと受け止めた。本稿は、このような問題意識のもとに、アイヌ民族の民族教育制度をいかに構築するかについて、カナダの先住民族教育制度との比較考察から示唆を得ようとするものである。

これまでに、カナダの先住民族政策ないし先住民族法制度と、日本政府のアイヌ民族政策とを比較する研究や論考がいくつか発表されている。本稿の主題と関わるものでは、スチュアート・ヘンリが、アイヌ民族の「先住権」について、しばしばカナダの事例を示しながら、議論を展開してきた<sup>2</sup>。また常本照樹は、1990年代半ばより現在に至るまで、日本において「先住民族の権利」の実現をいかに具体化するかに関する研究を続けており<sup>3</sup>、その中で、カナダの先住民族の権利保障のあり方にも言及している<sup>4</sup>。近年では、佐々木雅寿が「先住民族の権利に対するアプローチの仕方」について、「カナダ憲法を参考にして」、「わが国への示唆」について考察している<sup>5</sup>。しかしながら、カナダの先住民族教育制度や先住民族教育権保障のあり方から、アイヌ民族教育制度の構築や先住民族教育権保障の具体化に向けた示唆を引き出そうとした論考は、筆者が調べた限り、未見である。

ところで、日本への示唆を導き出すとは言っても、カナダで構築されている教育制度を、そのまま日本でも構築するべきだと主張するわけにはいかない。「カナダでは……」と主張したところで、「日本の現実には合わない」と反論されたり、無視されたりすれば、それ以上の議論を展開することは難しい。カナダで民族学校があるから日本でも同種の学校が設置されるべきだと主張したとしても、そのような主張を日本政府がとりあげるかどうかは、日本政府次第であって、権利であるのかどうか、それを保障する義務を日本政府がもつのかどうかも、現段階では明らかではない。

そもそも、カナダの先住民族に対する施策とアイヌ民族に対する施策とでは、それらを規定する法制度的条件が大きく異なっている。カナダにおいては、1867年憲法(*Constitution Act, 1867*)第91条第24項に基づき、連邦政府は「インディアンとインディアンのために

保留された土地」に対して専属的立法権能をもつとともに、政府は「受託者としての義務」に従って行動する責任がある<sup>6</sup>。カナダではこの憲法のもとにインディアン法 (*Indian Act*, RSC 1985 c- I -5) が制定され、「インディアンのために保留された土地」を行政単位とする自治体 (以下、先住民族自治体と略記) が存在し、このような自治体の構成員は『インディアン登録簿』に登録されている<sup>7</sup>。さらに 1982 年憲法 (*Constitution Act*, 1982) には、「先住権」を保障する旨の規定 (第 35 条) が存在する。これに対し、日本には、アイヌ民族の「土地」を行政単位とするような「民族自治体」は存在せず、アイヌ民族の権利やアイヌ民族に対する国の責務を示す法律は存在しない。制度的、歴史的背景が異なるにもわらず、カナダと類似の制度を求めても、そうした制度の必要性や実現可能性について、説得力をもった議論を展開することは難しい。

では、何を、どう比較し得るのか。筆者は、カナダの制度をそのまま日本に持ち込むのではなく、カナダの制度を構成する論理を用いて、アイヌ民族の歴史や現実を再解釈し、日本においてはどのような制度設計があり得るのかを考察してみようと考えた。適用しようとするカナダの制度を構成する論理を明らかにすることは、日本においてもそのような論理の適用が妥当かどうかの議論を可能にする。そして、そうした論理が正義の実現において普遍性をもつものであるならば、そのような論理が日本においてどのように作用するのか展望しておくことは意味があるのではないか。そうした論理を用いたとき、どのような民族教育制度を構想し得るのか展望することは、「カナダではこんな制度があるのだから、日本においても同様の制度を保障すべきだ」といったレベルの議論から、一步踏み込んで、具体的な制度設計の戦略を示すことになるのではないかと考えたのである。

2009 年 7 月 29 日、アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会 (以下、「アイヌ政策有識者懇談会」と略記) は、内閣官房長官に宛て『報告書』を提出した。現在、この『報告書』で提案された諸政策を実現するべく、内閣府に置かれたアイヌ政策推進会議において議論が進められている<sup>8</sup>。したがって、『報告書』は、現今の「アイヌ政策」の指針を示したものと見てよい。本稿では、まず、『報告書』において、アイヌ民族の「先住民族としての教育権」(以下、先住民族教育権と略記) がどのように位置づけられているのかを検討する。また、アイヌ民族の先住民族教育権が保障される余地がどこにあるのかを、カナダの事例と比較しながら論じる (第 1 章、第 2 章)。その上で、カナダで現に展開している「先住民族教育システム」を、アイヌ民族の現状に適用しようとしたならば、どのようなシステムとなるのかを考察する (第 3 章)。



## 註

- <sup>1</sup> 野元弘幸「科学研究費調書－アイヌ民族教育に関する総合的研究」(「2009年度交付申請書」、2008年) 2頁。
- <sup>2</sup> たとえば、スチュアート ヘンリ「先住民族が成立する条件」(清水昭俊『周辺民族の現在』、世界思想社、1998年、235-263頁)、本田俊和「日本で生きること」(本田俊和・大村敬一『グローバル化の人類学－争いと和解の諸相』、放送大学教育振興会、2011年)他。
- <sup>3</sup> 常本照樹『先住民族の権利の実現に関する具体的・比較法的研究』(1995年度～1996年度科学研究費補助金(基盤研究(C))研究成果報告書、課題番号 07620013)、同『現代国家における先住権の具体的実現－アイヌとハワイ先住民の比較的実証的研究』(1999年度～2000年度科学研究費補助金(基盤研究(C))研究成果報告書、課題番号 12620018)、『民主主義政治過程における先住民族－ハワイ先住民法制と日本への示唆』(2001年度～2003年度科学研究費補助金(基盤研究(C))研究成果報告書、課題番号 14520018)、同『先住民族の文化享有権及び知的財産権の保障の実証的・比較法的研究』(2004年度～2006年度科学研究費補助金(基盤研究(C))研究成果報告書、課題番号 16530014)、同『「先住民族の権利に関する国連宣言」の国内の実現に係る総合的・実証的研究』(2007年度～2010年度科学研究費補助金(基盤研究(A))研究成果報告書、課題番号 19203002)、同『「日本型先住民族政策」の憲法政策学的・学際的研究』(2011年度～2016年度科学研究費補助金(基盤研究(A))採択課題、課題番号 07620013)。
- <sup>4</sup> たとえば、常本照樹「アイヌ民族をめぐる法の展開」(『平成12年度 普及・啓発セミナー報告書』、アイヌ文化振興・研究推進機構、2001年)等。
- <sup>5</sup> 佐々木雅寿「報告 先住民族の権利に対するアプローチの仕方－カナダ憲法を参考にして－」(北海道大学アイヌ・先住民研究センター『アイヌ研究の現在と未来』[北海道大学出版会、2010年])。
- <sup>6</sup> 同上、162頁。
- <sup>7</sup> 齋藤憲司訳「インディアンに関する法律 Indian Act(R.S.C.c. I -5)(1993年8月現在)」(『外国の立法』第32巻2・3号、国立国会図書館調査立法考査局、1993年) 120-122頁。
- <sup>8</sup> アイヌ政策推進会議の委員である常本照樹は、「世界先住民族ネットワーク AINU」主催の学習会において、参加者の質問に答えて「推進会議の任務とは懇談会報告書の提言を実現すること、具体化することがその任務なのであって、見直すことではない」と答えている(世界先住民族ネットワーク AINU 編『マウコピリカ通信』No.3/No.4 [2011年3月] 12頁)。

---

## 第1章

### アイヌ政策におけるアイヌ民族の先住民族教育権

## 第1節 「アイヌ政策有識者懇談会」の『報告書』におけるアイヌ民族の先住民族教育権

実は、「アイヌ政策有識者懇談会」の『報告書』本文の中で、先住民族教育権はおろか、「アイヌの人々」がどのような権利を有するかを述べた箇所はない。『報告書』には、国がアイヌ政策を実施する正統性が述べられるだけで、「アイヌの人々」にどのような権利があるのか、それとも「アイヌの人々」には固有の権利はないのかという議論さえ、されていない。

一方、『報告書』には、「アイヌの人々が先住民族である」という認識が示された上で、「先住民族であることから導き出される政策の展開」として以下のように述べられている<sup>1</sup>。

今後のアイヌ政策は、国の政策として近代化を進めた結果、アイヌの文化に深刻な打撃を与えたという歴史的経緯を踏まえ、国には先住民族であるアイヌの文化の復興に配慮すべき強い責任があるということから導き出されるべきである。…（中略）…ここでいう文化とは、言語、音楽、舞踊、工芸等に加えて、土地利用の形態などを含む民族固有の生活様式の総体という意味に捉えるべきであって、文化の独自性という場合には、そのような広い視点が必要であると考えられる。

ここで重要なのは、「アイヌ政策有識者懇談会」が、国には、「アイヌ文化の復興に配慮すべき強い責任がある」としたことである。これは、「アイヌの人々」という民族集団に対し、国が負う責任を明確に主張している点で重要である。「国の政策として近代化を進めた結果、アイヌの文化に深刻な打撃を与えた」と国の政策とアイヌ文化への打撃の因果関係を認めた点も重要である。しかも、ここで言う「アイヌ文化」とは「民族固有の生活の総体」を指すと言うのであり、「言語、音楽、舞踊、工芸等」の有形無形の「伝承保存」に限定していない点も重要である。「アイヌ政策有識者懇談会」は、このような国の責任を、国がアイヌ政策を主体的に行う根拠として位置づけた。

ところが、復興すべき「民族固有の生活様式の総体」とは何かということについて、『報告書』では、具体的な検討がなされていない。にもかかわらず、「アイヌの人々が、現在では他の多くの日本人とほぼ変わらない生活を営んでいることに照らし、伝統を踏まえて文化の復興を図るとともに、それを基礎として新しいアイヌ文化を創造していくという、過去から未来へとつながる視点が必要だろう」と述べられ、「復興」だけでなく、「新しいア

「アイヌ文化の創造」が提起されている。ここでも、「新しいアイヌ文化の創造」は、いかにしてなされ得るものであるのかについての検討はなされていない。したがって、「アイヌ文化の復興に強い責任がある」と言うものの、具体的にどのような責任を国が負っているのかは不明なのである。

にもかかわらず、『報告書』には、「具体的政策」として、「広義の文化に係る政策の推進」として「民族共生の象徴となる空間の整備、研究の推進、アイヌ語をはじめとするアイヌ文化の振興、土地・資源の利活用の促進、産業振興、生活向上関連施策」が列挙されている。「アイヌ文化の復興」とかかわって、「生活向上関連施策」を含めたことは、「アイヌ文化」を「広い視点」でとらえた故であろう。「産業振興」と関わって『報告書』には、「伝統的なアイヌの工芸品等に関する工芸技術の向上や販路拡大、アイヌ・ブランドの確立、アイヌ文化の適切な観光資源化や観光ルート化、アイヌ文化をテーマにした観光産業振興に資する国内外へのプロモーション等に取り組むことが必要」だと提起されているので、「新しいアイヌ文化の創造」とは、こうした事業を指しているように思われる。

これらの事業をも「広義の文化」としてアイヌ政策に位置づけていくことは、筆者自身も意義あることだと思うのだが、「民族固有の生活様式の総体」とは何で、それはどのようにして復興し得るのか、「新しいアイヌ文化の創造」はいかにしてなされ得るものであるのかの考察を欠いている以上、なぜ、これらの施策なのか、根本的な疑問をめぐうことはできない。たとえば土地の利活用にしても、なぜ「アイヌの伝統的生活空間（イオル）の再生事業」によって「アイヌ文化」がいかように復興するのかということについて、『報告書』には何も説明されていない。これまで行われてきた「イオル再生事業」は、「アイヌ文化」の「復興」にいかほどの効果をあげているのか、検証されてもいない。そもそも「北海道内の2地域」、当初の構想を実現したとしても7地域でしか行われぬ事業<sup>2</sup>で、どうして「アイヌ文化」を「復興」できるのだろうか。

いずれにしても、回復・創造すべき「民族固有の生活様式の総体」とは何かを明らかにしないアイヌ政策論は、為政者の側の恣意的なアイヌ政策の展開を許すこととなる。『報告書』の「今後のアイヌ政策は、国の政策として近代化を進めた結果、アイヌの文化に深刻な打撃を与えたという歴史的経緯を踏まえ、国には先住民族であるアイヌの文化の復興に配慮すべき強い責任があるということから導き出されるべきである」という主張を踏まえるならば、「復興すべきアイヌの文化」とは何かを明らかにするべきである。そして、それは「アイヌ政策推進会議」のような政策集団が決めるのではなく、「アイヌの人々」が先

住民族であるが故に有する権利から導かれるべきではなかろうか。

ところで、『報告書』では、アイヌ民族を集団として政策対象とすることは、「法の下  
の平等」の原則にあっても、認められるのだと主張されている<sup>3</sup>。『報告書』には、「アイヌの  
人々に対して特別な政策」を行うことが憲法 14 条の法の下での平等に反する否かにつ  
いては、「事柄の性質に即応した合理的理由に基づくものであれば、国民の一部につ  
いて、異なる取扱いをすることも、憲法上許されると一般に解されて」いるとされ、  
アイヌ政策が日本国憲法と矛盾しないと論じた。ここでいう「合理的理由」につ  
いては、「個々のアイヌの人々のアイデンティティを保障するためには、その拠  
り所となる民族の存在が不可欠であるから、その限りにおいて、先住民族とし  
てのアイヌという集団を対象とする政策の必要性・合理性も認められなければ  
ならない」と説明されている。さらに、「人種差別撤廃条約」が「締約国は特定  
の人種への平等な人権保障のために特別な措置をとることができるとしてい  
ることを視野に入れる必要がある」と主張されており、国がアイヌ政策を行  
うこと自体は法的に正当であるとの考えが示されている。

以上のように「アイヌ政策有識者懇談会」は、日本国憲法と人種差別撤廃条約を援用し  
て、国がアイヌ政策を展開することの法的正統性を主張したのであるが、アイヌ民  
族が先住民族としてどのような権利を有しているのかについては何ら検討をして  
いない。『報告書』には「先住民族の権利に関する国際連合宣言」（国連総会第 61  
会期 2007 年 9 月 13 日採択、以下、国連宣言と略記）の「関連条項を参照し  
つつ、現代を生きるアイヌの人々の意見に真摯に耳を傾けながら、我が国及び  
アイヌの人々の実情に応じて、アイヌ政策の確立に取り組んでいくべきである  
」と述べられてはいる<sup>4</sup>。しかし、国連宣言をどのように参照するのか、「我が  
国及びアイヌの人々の実情に」どう応じるのかについては、「アイヌの人々の  
意見に真摯に耳を傾けながら」と述べられるに留まって、何らの方針も示され  
ないのである。それも、あくまでも、「アイヌ政策の確立」の上で、アイヌ民  
族の声に「真摯に耳を傾ける」と言っているのであって、『報告書』には、「  
アイヌの人々」が、先住民族としてどのような権利を有しているのかを  
検討する視点が欠落している。

「アイヌ政策有識者懇談会」は、国には「アイヌの人々」に対して、施策  
を行う責任と法的根拠があるとしながらも、施策の対象となる「アイヌの人々」  
の権利については、何の検討もしないのである。「アイヌの人々の声に真摯  
に耳を傾けながら」展開するアイヌ政策が、アイヌ民族の権利を侵害する  
恐れはないのだろうか。「アイヌの人々の声に真摯に耳を傾け」ているから、  
アイヌ民族の権利は侵害されることはない、と言い切れるのだろうか

か。阿部隆夫と近江真由美は、主に 1970 年代以後の「アイヌの人々」に関する施策を、アイヌ民族側からの主張と突き合わせて検討した。阿部らは、「自らのアイデンティティさえも未だに公にできない状況下にあるアイヌの人々も存在することを考慮すると、日本政府主導の政策を推進するだけでは根本的なアイヌ民族に対するマジョリティ側の理解の限界から、結果としてアイヌ民族にとって不本意なアイヌ政策を繰り返す危惧は否定できない<sup>5</sup>」と指摘している。先住民族という集団に対する「特別な施策」が認められるならば、そのような「特別な施策」が先住民族の利益を損なわないよう、先住民族の権利を措定することこそが、正義にかなった施策ではないか。

また、アイヌ民族に保障されるべき権利を明らかにしないことから、たとえば平取ダム開発事業のように、国策によってさらなる「アイヌ文化」への抑圧が展開する可能性もある。貝澤耕一は、平取ダムによるアイヌ文化への脅威を次のように述べている<sup>6</sup>。

エチナンケチノミシリとニオイチノミシリは、平取ダム建設により、その重要な景観が破壊されるのである。これらのいずれもが保護されることなく、ダム建設が予定されていることを考えるだけで、二風谷ダム裁判の判決の意図する事が、平取ダム建設計画には何も考慮されていないことがわかるのである。つまり、平取ダムの堤帯の建設場所を 10~20 メートルずらせば、シケレペコタンチノミシリを壊さないですむはずである。しかし、ダムの変更するためには新たな調査とさらなる経費がかかると日本政府は言い切るのである。このような態度を変えない日本政府に対して、ダム建設により、チノミシリが破壊される時、アイヌの文化享有権をどのように考えるのか問いただしたい。

貝澤の言のとおりであるならば、「新たな調査とさらなる経費」を理由に設計の変更を拒んでいる以上、平取ダム建設に関する限り、日本政府は「アイヌの人々の声に真摯に耳を傾けて」いるとは言い難い。「イオル再生事業」によって、アイヌ文化伝承の場を確保すると謳う一方で、北海道各地の各々の場でのアイヌ文化伝承の断絶が進行しかねない状況なのである。国策によるさらなる「アイヌ文化」破壊を防ぐためにも、アイヌ民族に保障されるべき権利とは何かを明らかにしておくことは、不可欠である。

強いて『報告書』から「アイヌの人々」の権利を導くならば、「広義の文化の復興に対して強い配慮を受ける権利」であろうか。このような権利が承認されれば、「文化の復興」に

取り組む個々の「アイヌの人々」が、そうした取り組みへの配慮を権利として国に要求することが可能になる。国が「文化」や「文化」復興の内容を決めるのではなく、アイヌ民族の側からの要求に応え、調整し、要求を可能なかぎり支援することが、アイヌ政策のあるべき姿ではなかろうか。権利の意味内容が明らかになってこそ、アイヌ民族が保有している筈の権利が保障され、さらなる権利侵害を未然に防ぐとともに、アイヌ民族の中から「文化」伝承や復興への声をあげやすい環境が形成できるのではなかろうか。

『報告書』が、「個々のアイヌの人々のアイデンティティが保障される」ために、「民族の存在が不可欠」であるとしていることを踏まえるなら、「個々のアイヌの人々」には、「民族」を構成する権利が認められるべきであろう。「アイヌ民族」の存在が保障されることを求める権利と言ってもいい。ここから、「個々のアイヌの人々」が「アイヌ民族」を構成し、民族の一員として生きる権利が導かれなければならない。『報告書』が「民族の存在が不可欠であるから、その限りにおいて」、「アイヌという集団を対象とする政策の必要性・合理性が認められなければならない」と述べていることを踏まえて、民族として存在するためには、アイヌ民族という民族集団の意思決定の仕組みが必要となるのかどうか、民族として存在するためには、アイヌ語の継承が不可欠なのかどうか、そもそも民族として存在することが保障されるとはどのような状態を言うのか、検討するべきではなかろうか。

今ひとつ、『報告書』から導くべきは、アイヌ民族に対する国の「受託者としての義務」(fiduciary obligation)である。『報告書』には、「国が主体となった政策の全国の実施」として、次のような提案がある<sup>7</sup>。

国の政策として近代化を進めた結果、先住民族であるアイヌの人々の文化に打撃もたらされた歴史も考慮すれば、従来にも増して、国が主体性を持って政策を立案し遂行することが求められる。

アイヌ民族に関わる政策は、「国が主体性」を持つことを提案しているのである。アイヌ民族自身が「政策の主体」でないとすれば、アイヌ民族に関わる諸問題を解決する主体は、国にあることになる。「アイヌ政策有識者懇談会」委員の常本照樹は、「整備された自治組織をもたないアイヌ民族が政治的自決権の主体となり、それを集団として行使することは直ちには困難であるように思われる」と述べ<sup>8</sup>、アイヌ民族の「政治的自決権」に否定的である。アイヌ民族自身がアイヌ語アイヌ文化の振興や生活水準の向上に取り組もうとしても、



このような施策の主体が国である限り、アイヌ民族が自ら政策を立案し、遂行することはできない。国がアイヌ政策の主体となることを求める一方で、否定こそしてはいないが、アイヌ民族がアイヌ政策の主体となる権利を認めていないことに留意する必要がある。

カナダ最高裁判所の判決によれば、他方の利益を図るために、一方に裁量権が与えられている場合、その一方には、他方に対する「受託者としての義務」が課せられると判断されている<sup>9</sup>。これにならえば、アイヌ民族の利益を図るために、アイヌ政策を立案、遂行する裁量権が国にあって、アイヌ民族にはないのだとすれば、国には、アイヌ民族に対して「受託者としての義務」があると言うべきである。

ところで、「受託者としての義務」という訳語は佐々木雅寿によるものである<sup>10</sup>。田中英夫編『英米法事典』（東京大学出版会、1991年）には“fiduciary obligation”の見出しは立っていないが、“fiduciary relation”という見出しの中に次のような説明がある<sup>11</sup>。

狭義の fiduciary relation の受託者は、他の confidential relation の受託者が相手の利益を念頭におきつつも、自分の利益のことも考えてよいとされるのに対し、これよりも高度の duty of loyalty（忠実義務）を負い、もっぱら相手方の利益をはかるために最高度の信義誠実を尽くして行動、助言しなければならないとされる。

この解説に従うならば、「受託者としての義務」とは、日本語で言うところの「信託義務」や「注意善管義務」以上のものと言わねばならない。『英米法事典』は“fiduciary relation”の訳について「意味をはっきりさせるため、必要ならば、『高度の忠実義務を負う関係』と訳すのも一方法」と提案しているが、この提案を承け、かつまた、「最高度の信義誠実を尽くして行動、助言しなければならない」という意味を訳語にこめたいと考え、本稿では、“fiduciary obligation”を「最高度忠実対応義務」と訳すこととする。

「アイヌ政策有識者懇談会」が国に対して「従来にもまして、国が主体性をもって政策を立案、遂行すること」を求めていること、その根拠を「国策として近代化を進めた結果」、「アイヌの人々の文化に打撃がもたらされたこと」に置いていること、これらを踏まえて、国には「アイヌ政策」を遂行するにあたり、アイヌ民族に対し「最高度忠実対応義務」があることを明確にするべきである。

## 第2節 「手続的先住民族概念」におけるアイヌ民族の先住民族教育権

常本照樹は、「アイヌ政策有識者懇談会」の立場や『報告書』の内容について、様々な場面で発言をしている。そこには、「アイヌの人々」の権利をどのように考えるべきなのかに ついても触れられている。そこで、常本の著作や発言に着目しながら、「アイヌ政策有識者懇談会」がアイヌ民族の権利についてどのように考えていたのかを明らかにしつつ、アイヌ民族の先住民族教育権は、どのように追求可能なのか、考察することとする。

常本照樹は、2011年12月9日、北海道大学法学会の席上で、「規範的手続的先住民族概念」（以下、「手続的先住民族概念」と略記）という概念を「造語」したと断った上で、次のように報告した。

懇談会は、〔当該先住民族の一筆者註、以下同じ〕同意を得ることなく、あるいはその意にかかわらず、ある民族をマイノリティたる地位に追い込み、その利益に深刻な打撃を与えたというプロセスに着目し、先住民族たる地位は、それに対する国の配慮義務を（他の少数民族に対するよりも）加重するように手続的に要求するものにとらえることとした。この「規範的手続的先住民族概念」を採ることにより、国連宣言に列挙されている諸権利については、それをダイレクトに実現すると言うより、政策事項を検討する際のリファレンスとして機能することになる<sup>12</sup>。

このような把握であれば、『報告書』においてアイヌ民族がどのような権利を有するかを検討する必要がない。「アイヌ政策有識者懇談会」にとって国連宣言に示された権利は、あくまでもアイヌ政策を検討する際の「リファレンス」＝参考事項であって、アイヌ民族がこのような権利を有するかどうかを問題としなかったのである。常本の言の通りであるならば、『報告書』にある「国連宣言を参照しながら」というのは、「わが国とアイヌの人々の実情」にあうような形で国連宣言に規定された権利を保障しようという意味に解釈することはできない。したがって、「手続的先住民族概念」には、アイヌ民族の先住民族としての権利は含まれない。すなわち、「手続的先住民族」であるアイヌ民族には、「先住民権」はもとより、「先住民族教育権」なる「実体的権利」は存在しないのである。

ところで、常本は「手続的先住民族概念」の他に、「記述的先住民族概念」と「規範的実体的先住民族概念」（以下、「実体的先住民族概念」）という概念を造語した。「記述的先住民族概念」がどのような概念かは不明だが、「実体的先住民族概念」については、「先住民

族を規範概念にとらえ、先住民族としての地位から一定の権利が流出する（その権利を列挙した例が国連宣言）という考え方」だと説明している<sup>13</sup>。常本はまた、この概念は、先住民族を「自決権や土地に対する権利などを中心とした民族の自律性を支える実体的権利を享有する民族である」とする考え方だと言う<sup>14</sup>。

このような「実体的先住民族概念」は、「アイヌ民族や日本の事情に直ちには適合しないという問題が生ずる恐れがある」として、「権利享有主体としてのアイヌは誰か」を決定することが困難であること、「民族のような集団を権利主体と認めること」は、「欧米及びその法体系を継受した日本」においては、「一般的に容易ではない」こと、アイヌ民族が政治的自決権の主体となり、それを集団として行使することは直ちには困難であるように、「権利の内容」を実現することは困難であると指摘し、「実体的先住民族概念」をアイヌ民族に当てはめることを退けた。

『報告書』の立場は、アイヌ民族の先住民族としての権利の有無を論じることなく、実質的に先住民族の権利内容を実現しようとするものようである<sup>15</sup>。常本は、「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会」の『報告書』（内閣官房長官宛、1996年4月1日）が、現実の「アイヌの人々」が必要としている施策を積み上げることによって、結果的に先住権の名のもとに行われている要求にほぼ見合った内容を実現できるはずだと述べていることを「帰納的思考」ととらえ、これによって、アイヌ新法案の要求を実現するための方法をいくつか列挙している。

だが、アイヌ民族の要求の実現が、権利を論ずることなく実現可能だというのは本当だろうか。常本は、アイヌ民族の「特別議席」について、「表決権を持たない議員とすれば憲法上の問題は何とかクリアされるであろう」と述べ、「教育に関する諸要求も多くは実現可能であると思われる」と述べている。アイヌ民族が「表決権」をもたない「特別議席」を望むかどうかは、ひとまず措く。このような「特別議席」を設けることに権利としての裏付けがなければ、「特別議席」を設けるかどうかは、時の政府ないし議会の裁量によるのである。「特別議席」が「政治的自決権」の一部をなす権利として承認されなければ、「表決権」をもたないようなものであっても、未来永劫、「特別議席」が設置されない蓋然性は高いであろう。権利を議論しないアイヌ政策論は、政府の側が、「アイヌの声に真摯に耳を傾ける」のであっても、耳を傾けてあげるのであり、アイヌ民族の側は、政府に耳を傾けてもらうという支配—被支配関係を固定化するものである。

アイヌ民族の「要求」は、アイヌ民族の「先住民族としての権利」に裏打ちされてはじ

めて、具体的に実現可能な要求となるのではないか。そもそも、「権利」が明らかにされないまま、アイヌ民族が、なんらかの要求をあげることは可能だろうか。権利であればこそ、要求として声を上げ得るのではないか。白老町のアイヌ民族博物館に勤務する野本正博は、「先住民族の立場」から、「イオル再生事業」に対して次のように疑問を投げかけた<sup>16</sup>。

アイヌの伝統的な世界観では、大地やそこに生える草や木もカムイ（神）であるが、それらが存在する空間なくしてはその世界観は成り立たない。植栽事業が行われたエリアは、周辺に豊かな森や林が広がっているにもかかわらず、その自然環境を利用することができない。かつての伝統的な生活空間（イオル）は、物質的な面だけでなく精神的にも自然や大地とのつながりを強く感じられる場であった。しかし現状では、区切られたエリア内に「草木を植え」それを保護することが主な事業であり、本来の「イオル」のスケール感は一切感じられない。つまり、内実を持たない上辺だけの事業が進んでいるようにしか見えないのである。現代において伝統的な生活空間（イオル）の再生を目指すのであれば、「自然との共生」という響きの良い言葉を掲げて新たな空間を作り出すよりも、既に存在している自然環境を有効利用する方が良いことは明らかだ。しかし、そのために不可欠な土地や資源へのアクセスは、やはり「先住権」を持たなければ求めることは難しいのではないだろうか。

「伝統的な生活空間（イオル）再生事業」でさえ、野本からすると、「伝統的な生活空間（イオル）」を取り戻したというにはほど遠く、その「利活用」のあり方も、実際には、「植栽事業」に限られているというのである。「先住権」をもたずに本来あるべき「土地の利活用」の場と機会を求めても、それが認められる保障はまったくないのである。そればかりか、国が用意した限られた場—野本の言葉では「本来の『イオル』のスケール感は一切感じられない」空間で、アイヌ文化を伝承することを迫られるのである。

そもそも、先住民族に対する法概念を「実体的先住民族」、「手続的先住民族」、「記述的先住民族」の3つとすること自体、極めて恣意的な概念設定である。国連宣言が規定する権利の中には、個別具体的にはアイヌ民族や日本の実情に合った権利もあり得る。仮に国連宣言が規定する先住民族の権利が「日本の実情にただちに適合」しなくとも、たとえば佐々木雅寿は、「アイヌ民族の先住民族としての権利の具体的内容を確定する」ために、「暫定的権利保護の必要性と手続的権利の重要性」を提起している<sup>17</sup>。佐々木は、国連宣言が

示すような権利の内容を直ちにアイヌ民族の権利として確定し、アイヌ政策に反映することが困難であっても、「将来確定される可能性のある先住民族の権利を暫定的に保護」し、「権利内容の確定作業及び暫定的権利保護方法の決定作業に先住民族が参加する手続的権利の保障も重要性を持つであろう」と述べる。佐々木が述べるような「手続的権利」を有する先住民族概念こそ、「実体的先住民族概念」に対置するべき概念ではなかろうか。

法学では、通常、「実体法」に対して「手続法」という用語が用いられ、両者は対となる概念であるとされる<sup>18</sup>。ところが、「実体的先住民族概念」が「実体的権利」をもつ先住民族を意味するのに対し、「手続的先住民族概念」は「先住民族の権利」回復を要求する「手続的権利」を有する先住民族を意味していない。したがって、「実体的先住民族概念」と「手続的先住民族概念」は対となる概念ではない。「実体的先住民族概念」が「実体的権利」をもつ先住民族を指すのであれば、造語といえども、ここに「手続的」という法概念を用いるのは不適切ではなかろうか。

佐々木の提案に従えば、たとえば「アイヌ語の継承」を「将来確定させる可能性のある先住民族の権利」として「暫定的に保護」することが、権利に基づくアイヌ政策の課題となるはずである。そこでは、「アイヌ語の継承」を可能にする制度的仕組みを確定する作業や、暫定的な「アイヌ語の継承」の保護を要求する手続きが策定されることとなる。仮にアイヌ民族の子ども達が多数在籍する幼稚園ないし保育所においてアイヌ語によるイマージョンプログラムが「アイヌ語の継承」にとって必要不可欠なのであれば、そうした要求をもった「アイヌの人々」が、イマージョンプログラムの実施を要求するための手続きを法的に定めることとなる。国連宣言がただちに日本の実情に適合しないのであれば、なおのこと、そうした権利を「日本の実情に適合」していくための「暫定的保護と手続的権利の確定」こそ、国が強い責任をもって取り組むべきことではなかろうか。

### 第3節 「実体的先住民族概念」採用条件の批判的検討

#### 1 「アイヌ政策有識者懇談会」が「実体的先住民族概念」を採用しない理由の批判的検討

常本照樹は、アイヌ民族に先住民族の権利がない、と言っているわけではない。ただ、アイヌ民族を権利主体として日本の法に位置づけることを回避しているのである。ではなぜ、アイヌ民族を権利主体として位置づけようとししないのか。常本が掲げる理由を再度掲げると以下の通りである。

- ・ 権利享有主体としてのアイヌとは誰かを定義することの困難。
- ・ 実体的概念としての先住民族の権利の代表例として政治的自決権があるが、整備された自治組織を持たないアイヌ民族が政治的自決権の主体となり、それを集団として行使することは困難。
- ・ 欧米の法体系を継受した日本では、権利主体は個人が原則であり、民族のような集団を権利主体と認めることは、一般的に困難。
- ・ 現在のわが国において、先住民族政策を最初から「権利」の問題として論ずることは、それに積極的な側にはナイーブな期待を、消極的な側には過剰な警戒感をもたせ、議論の進展を妨げる可能性がある。

第一の「権利享有主体のアイヌとは誰か」という問題について、常本は、「本人の意志のみで決定することは困難」であるといい、また、「アメリカ・インディアンのような自治的民族組織をもっていないため、民族の自治組織にアイヌかどうかの認定判断を直ちに委ねることもできない」と言う。にもかかわらず、アイヌ政策は可能だという。アイヌ政策は、「アイヌが誰か」の議論をすることなく、実施可能なものようである。それでも、現在、アイヌ政策推進会議では、「政策の対象者の認定」について議論がされている<sup>19</sup>。アイヌ政策の対象者とは誰かという問題を一方で議論しながら、権利主体としてのアイヌは誰かを特定するのは困難だとするのは、矛盾するのではないか。

なるほど、「アメリカ・インディアンのような自治的民族組織」を持たないから、「アイヌかどうかの認定判断を直ちに委ねること」は困難であるかもしれない。しかし、そうであれば、「自治的民族組織」を立ち上げればよいのであって、「自治的民族組織」の形成方法の検討に着手するべきだろう。それは阿部ユポの言う「アイヌ民族の全国的な議会」<sup>20</sup>のようなものから、アイヌ民族の居住率が高い地域における「自治会」ないし「町内会」のようなものまで様々な形態が考えられよう。アイヌ民族の権利回復にあたって「整備された自治組織」をもたないことが妨げとなるのであれば、「アイヌ政策有識者懇談会」は、どのようにすれば「整備された自治組織」が立ち上げ可能なのかを検討するべきである。

なお、常本は、「実体的概念としての先住民族の特有の権利の代表例として政治的自決権がある」と言い、先住民族の「特別議席」を取り上げているが、果たして、このような権利を承認している国はどれほどあるのだろうか。カナダに限って言えば、たしかに、先住

民族自治権は、先住民族固有の権利として承認されてはいる<sup>21</sup>。しかしながら、それは、先住民族自治体内部に対する自決権であり、しかも、先住民族自治体の制定する条例は、先住民族北方開発大臣（Minister of Aboriginal Affairs and Northern Development）の承認を必要としている（インディアン法第 82 条第 2 項）。ニスガ民族のように立法権能を有する先住民族自治政府も存在するが、そのニスガ政府の権限についても、連邦政府は「市町村政府に類似のもの」とみなしている<sup>22</sup>。そもそも、カナダには連邦議会や州議会に先住民族の「特別議席」はなく<sup>23</sup>、また、自決権をもった「先住民族議会」のようなものもない。しばしばイヌイットの自治州と把握されるヌナブト準州も、住民の 85% がイヌイットであるために「実質的な民族自治」となっているにせよ、あくまでも「一般的な自治体」なのである<sup>24</sup>。カナダ政府は、ヌナブト準州を、「民族自治州」として承認しているわけではない。

「実体的概念としての先住民族の特有の権利の代表例として政治的自決権がある」にしても、カナダのような先住民族の権利を憲法上保障している国でさえ、そうした権利を承認しているわけではないのである。政治的自決権を「直ちに」アイヌ民族に承認することが困難であるからといって、そのことをもって、「実体的先住民族概念」はアイヌ民族や日本の実情に適合しないと判断することは不適切である。「政治的自決権」が保障されていなくとも、承認すべき、あるいは、承認可能な先住民族の権利は他にもあり得るのであり、現にカナダでは、様々な「先住民族の権利」が承認されている。

三番目に掲げられている論拠についても、欧米の法体系を継受した日本では、権利主体は個人が原則であるから、民族のような集団を権利主体と認めることは、一般的に困難だと言う。しかし、その「欧米」において、先住民族の集団的権利を認める判決が出され、カナダにおいて、そうした権利を保障する憲法が成立している。常本が列举した理由は、理由足り得ていない。

常本は、「先住民族の権利というものを想定し、アイヌが先住民族にあたるということ論ずることによって一定の権利を導きだそうとする」ことを「演繹的思考」と呼び、「このような考え方を取るときには、アイヌ民族が国連宣言に言う先住民族にあたるかという問題を避けて通ることができない」、「アイヌ民族においても、その権利を担うのに適合した組織化や個人認定手続きによる受益者の確定などが求められることに覚悟が求められる」と述べる<sup>25</sup>。常本の論述からは、「演繹的思考」に対する強烈な緊張感が感じ取れるのであるが、このことからすると、「アイヌ政策有識者懇談会」は、アイヌ民族の先住民族とし

ての権利を問題としなかったのではなく、その問題の検討を回避したのではないかと推察する。「過剰な警戒」をしたのは「アイヌ政策有識者懇談会」だったのではなかろうか。

## 2 アイヌ民族の権利が議論され得る条件の批判的検討

### (1) 「多数派の経済的あるいは道義的利益必須論」批判

それでは、どのような条件がそろえば、「権利」の問題として議論が可能になるのだろうか。常本は既に2004年に、ハワイ、アラスカ、カナダの先住民族政策との比較から、先住民族の権利保障について「アイヌ民族への示唆」を導出している。この論旨は、2009年4月14日の『北海道新聞』（道東版）への常本の投稿記事とほぼ同じである。2009年4月は、「アイヌ政策有識者懇談会」が『報告書』の検討をおこなっていた時期であるから、2004年の論考に見られる見解は、『報告書』の策定に一定の影響を与えていたものと考えてよい。

常本は、アラスカ、カナダ、ハワイの事例から、「先住民族の利益が民主主義過程において実現されるためには、そうすることが多数派の経済的あるいは道義的利益にもなるという事情がないと困難だということを示していると言えそうである」と述べ、「アイヌ民族と日本の関係を考えたとき、日本政府にとっては、アイヌ民族の利益を図るべき経済的インセンティブはない」とする<sup>26</sup>。しかしながら、この議論は、少なくともカナダの事例に即して言うならば、間違っている。その理由は以下のとおりである。

常本は「ジェームズ湾及び北部ケベック協定」が「イヌイットとクリー・インディアンに対して生業権をはじめとする一定の権利と補償金を認め、さらに自治政府の設立を定めた立法をもたらした」ことを取り上げ、その「誘因」が「ジェームズ湾沿岸の大規模水力発電施設の建設に対する先住民による反対運動」であるとし、「余剰電力をアメリカに売却することによって州の財政を大きく潤すことが期待されていたため、政府は先住民族の主張を受け入れたのである」とする<sup>27</sup>。しかしながら、常本は、そもそも、「水力発電施設の建設に対する先住民による反対運動」が、先住民族に対して一定の権利を認めさせるだけの力をもったのはなぜか、という根本的な問題を検討していない。

カナダ政府が先住民族の主張を受け入れたのは、水力発電施設の建設対象となる地域に先住民族の土地権原が存在する可能性を無視できなかったからである。先住民族の土地権原とは、“aboriginal title”のことであるが、ここでは、先住民族としてその土地を利用しかつ生活するための権利の総称を指すこととし、本稿では「先住民族土地権原」と訳こととする。1973年のカルダー対ブリティッシュコロンビア法務大臣裁判（*Calder v. Attorney*



*General of British Columbia* : 以下、カルダー訴訟と略記) に対するカナダ最高裁判所判決において、7名中3名の判事が、条約を締結していない土地においては今も先住民族土地権原が存在していると認めたことで、以後、カナダ政府は、先住民族土地権原を尊重する施策を取らざるを得なくなったのである<sup>28</sup>。1973年にカナダ政府は土地権原請求権対策を政策課題とし、このような中で「ジェームズ湾及び北部ケベック協定」が締結されたのである。すなわち、カナダ最高裁判所によって先住民族土地権原の存在が確認されたがゆえに、経済的インセンティブを得るためには先住民族土地権原問題を解決せねばならなかったのである。

これを「アイヌ民族と日本の関係」と比較するためには、アイヌ民族の土地権原の承認が前提条件となる。アイヌ民族の先住民族土地権原が承認されれば、当然、アイヌ民族に一定の「権利」を認めなければ、たとえばダム開発その他様々な公共事業が頓挫するという事態になる。そうなってはじめて、「アイヌ民族の利益を図るべき経済的インセンティブ」が生まれるのである。常本の議論は、先住民族土地権原の問題を無視して「ジェームズ湾沿岸および北部ケベック協定」の締結理由をカナダ政府の経済的インセンティブに求めた点で誤りであり、間違った前提のもとで、「アイヌ民族と日本との関係」を比較した点で二重の誤りを犯しているといわねばならない。

なお、「アイヌ民族と日本の関係を考えたとき、日本政府にとっては、アイヌ民族の利益を図るべき経済的インセンティブはない」という考えも、国際的な経済情勢に照らすなら、必ずしも正しくないようである。貝澤耕一によれば、2009年に、「三井財閥から二風谷のアイヌたちに『私たちはアイヌ文化の継承に協力しているということを承諾してください』と言ってきた」といい<sup>29</sup>、後述するように、2010年に三井物産フォレストと北海道アイヌ協会平取支部が、「アイヌ民族の文化の保全、振興」に関する協定を締結した<sup>30</sup>。貝澤は、こうした三井物産の動きを、「三井財閥はアイヌ民族の文化継承や文化伝承に必要な場所を無償で提供するなどの協力をしていなければ、外国での評価は低く、そこでは仕事は出来なくなってきている。三井財閥は自己の利益のためにアイヌ民族に対して、協力を求めてきたのである」<sup>31</sup>と喝破する。だとすれば、森林事業を展開する企業にとって、所有する山林においてアイヌ民族の文化享有権を尊重する事業を行うことには、経済的インセンティブがある、ということになる。

一方、常本は「どちらかと言えば」と断った上で、「道義的な理由で利益の実現が図られるパターンに近いといえるかもしれない」として、「多数者による道義的サポートを主要な

リソースとしているアイヌ民族の場合は、その存在を可及的に可視的にし、アイヌ民族の利益を日本国民全体の利益に結び付ける方図を模索しつつ、多くの国民の共感を得られるような方向での運動を進めていくべきである」とするのである<sup>32</sup>。この考えは、現在、常本が提起する「日本型先住民族政策」における「アイヌの人々のなかにアイヌのアイデンティティをもって生活する人々が増え、さらにアイヌ民族に対する国民の理解も進んでいったならば、次の段階として…（中略）…国連宣言に含まれる権利を直接に、かつさらに広範に保障するための政策も視野に入ってくるのではないか」<sup>33</sup>という主張へと発展している。

国民の理解が進まないまま「権利」を論じるとかえって議論が進まなくなる、という議論も、国際比較に耐えうる根拠はない。先住民族の権利保障が進んでいるといわれるカナダにおいても、当初から先住民族の権利に対する国民の理解があったわけではない。1973年のカルダー訴訟の最高裁判決が出されるまでは、カナダ政府は、先住民族土地権原等、保障すべき権利などとは全く見なしていなかった<sup>34</sup>。1969年8月8日、当時カナダ首相であったピエール・トルドーは、「われわれは先住民族を承認することはできない。なぜなら、歴史的に『こうなったかもしれない』という想定にもとづいて社会を建設することはできないからだ」と発言している程である<sup>35</sup>。1999年にニスガ民族の「民族自治政府」を承認する「ニスガ条約」(*Nisga'a Final Agreement*, 1999)の成立にあたっては、当時野党であった自由党議員を中心に、ブリティッシュコロンビア州議会議員が批准反対運動を展開し、同州の自治体連合も同調した<sup>36</sup>。ニスガ条約は、決して「国民の理解」のもとに批准されたのではない。その根本は、1973年のカルダー訴訟における先住民族土地権原の現存確認に端を発しているのである。

にもかかわらず、先住民族の権利保障に関する法制度の整備および政策が展開するのは、先住民族の権利とは何であるのかを裁判闘争と政治闘争とによって、先住民族とカナダ政府とが共同で明らかにしてきたからである。そして、こうした闘争を通じて、マス・メディアを通じたさまざまな報道、政府広報、学校教育、先住民族研究が展開される中で、「国民理解」の場がつくられてきたのである。カナダの事例に鑑みるならば、「具体的な権利保障こそが、国民理解を深める重要な『教育』や『啓発』の機会」<sup>37</sup>という上村英明の主張は、説得力がある。諸外国との比較からアイヌ民族の権利回復の示唆を得るのであれば、少なくともカナダの事例との比較からは、まずは、歴史認識を踏まえてアイヌ民族の先住民族土地権原を確認し、そこから、諸権利を措定していく、ということとなる。

## (2) 英米法のコモン・ローと先住民権の関係に対する誤解

カナダの先住民族に先住民族土地権原が認められた理由は、わが国の法体系と異なって、英米法のコモン・ローの伝統によるものだとする主張がある。たとえば、スチュアート・ヘンリは、「カナダにおける先住民とその権利とは、主としてイギリスの法伝統のコモン・ロー、そしてコモン・ローに依拠する一七六三年英王詔書によって成立し保障される概念であることは多くの判例が示している」とし、一方、「イギリスの法伝統を継承するカナダとは異なり、『先住民』という観念は日本の法伝統にはない」から、「我が国からの分離・独立等政治的地位の決定にかかわる自決権や、北海道の土地、資源等の返還、補償等にかかわる自決権という問題を、我が国におけるアイヌの人々に係わる新たな施設の展開の基礎に置くことはできないものである」とする『ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会』の『報告書』の見解に「一種の妥当性を認めることが可能である」とする<sup>38</sup>。

だが、このようなスチュアートの主張も、事実認識において必ずしも正しくない。それゆえに、アイヌ民族の状況との比較の仕方が誤ったものとなっている。すなわち、「多くの判例」が示しているのは、「先住民とその権利とは、主としてイギリスの法伝統のコモン・ロー、そしてコモン・ローに依拠する一七六三年英王詔書によって成立」しているのではなく、カルダー訴訟最高裁判決以来、「入植者が到来したとき、インディアンがそこに存在し、インディアンの祖先が数世紀にわたって行っていたように、社会の中で組織化され、土地を占有しているという事実」に先住民族土地権原の根拠を求めてきたのである<sup>39</sup>。カルダー訴訟最高裁判決では、「ブリティッシュコロンビア州のインディアン土地権原は、その根拠を 1763 年英王詔書に負うものとすることができないことは、明白であると思う」と明確に判示している<sup>40</sup>。「先住民とその権利とは、主としてイギリスの法伝統のコモン・ロー、そしてコモン・ローに依拠する一七六三年英王詔書によって成立」するという考え方は、1888 年のセントキャサリンズ・マイリング訴訟枢密院判決に見られるものであって、現在、カナダ最高裁判所はこの考え方を採用していない。

先住民族土地権原に関するカナダ最高裁判所の判例を検討した守谷賢輔は、先住民族土地権原とコモン・ローの関係について、次のように述べている<sup>41</sup>。

まず、「土地権」の根拠は、一七六三年国王布告等にあるのではなく、国王が主権を主張する以前から先住民が土地を占有してきたことおよび先住民法\*にある、というものである。そして、そこでの占有は、コモン・ローの視点と先住民の視点（判例による

と、ここで言う先住民の「視点」には、先住民法が含まれるが、それに限定されない)の双方を考慮にいれ、検討されなければならない。すなわち、Marshall/Bernard 判決によると、先住民の権利を基礎づける慣行が、コモン・ロー上の権利の性質に正確に一致する必要はないが、「コモン・ロー上の権利の核となる概念」に一致することが必要となる。

\* 筆者註 ここで言う「先住民法」とは、先住民族社会内部の「法」を指す。

守谷の言う「土地権」とは、本稿で言う先住民族土地権原を指す<sup>4 2</sup>。守谷の指摘にしたがえば、先住民族土地権原から具体的な「土地権」を導きだすときに、先住民族の視点を取り込みつつも、「コモン・ロー上の権利の核となる概念に一致する必要がある」とされるのである。したがって、カナダの事例を「アイヌ民族と日本」の状況に適用すると、まず、2008年に国会が「アイヌ民族を先住民族であると認め」、政府に承認を要請したことを踏まえて、アイヌ民族が「先住していた」ということを法的根拠として、先住民族土地権原の存在を確認することが必要となる。コモン・ローは、権原を具体的な権利として法体系に位置づける際に、「コモン・ロー上の権利の核となる概念に一致する」よう参照されるものである。したがって、これを日本の状況に当てはめるならば、日本の場合は、アイヌ民族の先住民族土地権原を確認した上で、アイヌ民族の視点を取り込みつつ、「日本国憲法や民法の核となる概念」と一致するような「土地権」を確定する、ということになる。したがって、カナダの事例と比較した際に、コモン・ローの伝統がないことを理由に、先住民族土地権原ならびにそれにもとづく先住民族の権利を日本で承認することは困難だと結論することは、正しくないと言わねばならない。

## 註

<sup>1</sup> アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会『報告書』(内閣官房長官宛、2009年7月29日)24頁。

<sup>2</sup> 「動き出した アイヌ文化をめぐる新潮流 アイヌの伝統的生活空間(イオル)再」構想いよいよ具現化へ」(『Nittan』vol.15、室蘭建設業協会、2002年)電子版<[www.mcae.jp/nittan15/04ioru01.html](http://www.mcae.jp/nittan15/04ioru01.html)>2013年6月30日確認。

<sup>3</sup> 以下、アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会、前掲『報告書』、26頁。

<sup>4</sup> 同上。

<sup>5</sup> 阿部隆夫・近江真由美「カナダと日本の先住民政策比較」(『旭川大学地域研究所年報』第26号、2003年)17頁。

- 6 以下、貝澤耕一「民族の復権を求めて」(貝澤耕一・丸山博・松名隆・奥野恒久編著『アイヌ民族の復権—先住民族と築く新たな社会』〔法律文化社、2011年〕) 24頁。
- 7 アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会、前掲『報告書』、30-31頁。
- 8 常本照樹(札幌大学附属総合研究所 BOOKLET 第4号)『アイヌ民族と教育政策—新しいアイヌ政策の流れのなかで』(札幌大学附属総合研究所、2011年) 45頁。
- 9 *Gurrin v. R* 事件における Dickson 判事の判決文による。Borrows, John J.ed. *Aboriginal Legal Issues: Cases, Material and Commentary*, Vancouver: Butterworths Canada Ltd., 1998, P.248.
- 10 佐々木雅寿「先住民族の権利に対するアプローチの仕方」(北海道大学アイヌ・先住民研究センター『アイヌ研究の現在と未来』〔北海道大学出版会、2010年〕) 162頁。
- 11 田中英夫編『英米法事典』(東京大学出版会、1991年) 346頁。
- 12 常本照樹(雑報 北海道大学法学会記事)「アイヌ政策をめぐる法と政治—政策懇談会報告をめぐって」(『北大法学論集』第63巻第1号、2012年) 164頁。
- 13 同上。
- 14 常本、前掲『アイヌ民族と教育政策—新しいアイヌ政策の流れのなかで』、44頁。
- 15 常本照樹「アイヌ文化振興法の意義とアイヌ民族政策の課題」(北海道大学アイヌ・先住民研究センター編『アイヌ研究の現在と未来』〔北海道大学出版会、2010年〕) 219頁。
- 16 野本正博「イオルプロジェクトから見る先住民族としてのアイヌ」(窪田幸子、野林厚志編『「先住民」とはだれか』〔世界思想社、2009年〕) 327頁。
- 17 以下、佐々木、前掲「報告 先住民族の権利に対するアプローチの仕方—カナダ憲法を参考に—」、167頁。
- 18 末川博編『新訂法学辞典』(日本評論社、1956年)。
- 19 「第11回政策推進作業部会議事概要」(内閣官房アイヌ総合政策室、2013年4月19日)、アイヌ政策推進会議/内閣官房アイヌ総合政策室のウェブサイト<[www.kantei.go.jp/jp/singi/ainusu\\_ishin/index.html](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ainusu_ishin/index.html)>より2013年5月31日採取。
- 20 阿部ユポ「今すぐにでもできることはある—アイヌ民族の要求と先住権」(『インパクション』第167号、インパクション出版会、2009年) 20頁。
- 21 この事実を日本にいち早く紹介した論文に、スチュアート ヘンリ「北部ケベックの先住民」(西川長夫編『多文化主義・多言語主義の現在—カナダ・オーストラリア・そして日本』〔人文書院、1997年〕)がある。
- 22 広瀬健一郎「『力を結集して—カナダ先住民行動計画』の成立・展開過程におけるインディアン問題・北方開発省と先住民団体のパートナーシップについて」(『カナダ研究年報』第22号、日本カナダ学会、2002年9月) 67頁。
- 23 カナダ連邦議会には1950年代から先住民族議員がいるが、これは特別議席が設けられていたからではない。カナダ首相がその権限を用いて上院議員に先住民族議員を任命したことによっている。強いて日本の状況と比較するなら、政権政党の比例代表候補の上位にアイヌ民族議員候補を任命することを、政党の判断で決定する状態ということになるだろうか。
- 24 スチュアート ヘンリ「グリーンランド、カナダ、アラスカ、シベリアのイヌイト—ツンドラの世界」(綾部恒雄監修・富田虎男、スチュアート ヘンリ編(講座世界の先住民族—ファースト・ピープルの現在 07)『北米』(明石書店、2006年) 229頁)。
- 25 常本、前掲「アイヌ文化振興法の意義とアイヌ民族政策の課題」、219頁。
- 26 常本照樹「国内法における先住民族の地位」(『文化人類学研究』第5巻、早稲田大学文化人類学会、2004年) 57頁。
- 27 同上、56頁。
- 28 Frideres, James and Gadacz, Rene. *Aboriginal Peoples in Canada: Contemporary Conflicts*, Sixth Edition, Toronto: Prentice Hall, 2001. p.191.
- 29 貝澤耕一、前掲「民族の復権を求めて」、27頁。
- 30 三井物産株式会社「森を通じて、アイヌ文化を守る」(『三井物産 CSR レポート 2012(詳細版)』、2012年8月) 87頁。
- 31 貝澤耕一、前掲「民族の復権を求めて」、27頁。
- 32 常本、前掲「国内法における先住民族の地位」、58頁。
- 33 常本、前掲『アイヌ民族と教育政策—新しいアイヌ政策の流れのなかで』、54頁。
- 34 Frideres, James and Gadacz, Rene. *op. cit.*, p.191.
- 35 トーマス・R・バージャー(藤永茂訳)『(朝日選書 404) コロンブスが来てから—先住民の歴

- 
- 史と未来』(朝日新聞社、1992年) 267頁。
- <sup>36</sup> 浅井晃『カナダ先住民の世界—インディアン・イヌイト・メティスを知る』(彩流社、2004年) 154頁。
- <sup>37</sup> 上村英明「アイヌ民族政策の進展に関する課題と展望—『アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会』報告書を読む」(反差別国際運動日本委員会編(現代世界と人権 23)『先住民族アイヌの権利確立に向けて』、解放出版社、2009年) 69頁。
- <sup>38</sup> スチュアート ヘンリ「先住民族が成立する条件—理念から現実への軌跡」(清水昭俊編『周辺民族の現在』[世界思想社、1998年] 252—253頁。
- <sup>39</sup> 守谷賢輔「カナダ憲法における先住民の『土地権 (aboriginal title)』に関する—考察(一)—『権原 (title)』をめぐる先住民の法廷闘争と学説の応答」(『関西大学法学論集』第57巻5号、2008年) 75頁。
- <sup>40</sup> *Calder et al. v. Attorney-General of British Columbia*. [1973] S.C.R. 313, para 328.
- <sup>41</sup> 守谷賢輔、前掲「カナダ憲法における先住民の『土地権 (aboriginal title)』に関する—考察(一)—『権原 (title)』をめぐる先住民の法廷闘争と学説の応答」、85頁。註記は、同、79頁を参照。
- <sup>42</sup> 同上、87頁。

## 第 2 章

日本国の「アイヌの人々」に対する歴史的責任と先住民族教育権

## 第1節 土地政策における国の歴史的責任と広義の先住民族教育権

ここで言う「広義の先住民族教育」とは、学校や教育機関によらず、日常生活や労働の場を通じて、アイヌ文化、あるいは、アイヌ民族としてのアイデンティティを継承していくような教育、すなわち、インフォーマルな先住民族教育を指す。インフォーマルエデュケーションは、アイヌ民族の「生活様式の総体」を継承する教育であるから、「伝統的な生活の場」を前提とする。したがって、「伝統的な生活の場」に対するアイヌ民族の先住民族土地権原の議論を避けることはできない。そこで、ここでは、「アイヌ政策有識者懇談会」の『報告書』の歴史認識のうち、近代北海道における土地政策に関するものを取り上げる。

### 1 土地政策における国の歴史的責任とアイヌ民族の先住民族土地権原

『報告書』には、歴史的叙述の「まとめ」として、「国による政策と影響」が、次のように述べられている<sup>1</sup>。

近代的な土地所有制度の導入により、アイヌの人々は狩猟、漁撈、採集などの場を狭められ、さらに狩猟、漁撈の禁止も加わり貧窮を余儀なくされた。また、民族独自の文化の制限・禁止やアイヌ語を話す機会の減少は、アイヌの人々の和人への同化を進め、その文化は失われる寸前に至った。このように近代国家形成過程の中で、土地政策や同化政策などにより、先住民族であるアイヌの文化は深刻な打撃を受けたと言える。

この引用文に示された歴史認識は、『報告書』全体を貫いており、とりわけ「アイヌ文化への打撃」という認識は、「国には先住民族であるアイヌの文化の復興に配慮すべき強い責任がある」ことの根拠として位置づけられるとともに、「広義の文化に係る施策」を導き出している。しかしながら、この歴史認識は果たして妥当なものだろうか。

まず、「近代的な土地所有制度の導入により、アイヌの人々は」、「貧窮を余儀なくされた」と述べながら、なぜ、深刻な打撃を与えた対象を「アイヌの文化」に限定するのだろうか。ここで言う「アイヌの文化」は、「民族固有の生活様式の総体」のことであって(24頁)、有形無形の文化財に限定されてはいない。しかし、打撃を受けたのはあくまでも「生活様式」だとするのであって、「生活」そのものだとは見なさない。



そもそも、引用文のような歴史認識には、国の責任を問う姿勢がない。たとえば、「貧窮を余儀なくされた」という文言が示すように、『報告書』は、アイヌ民族への国策の影響を、ほぼ全面的に、受動態で叙述する。「国策によって、アイヌ民族に貧窮を余儀なくした」とは書かないのである。このような受動態による記述は、責任の所在をあいまいにする。

明治政府による近代的土地所有制度の導入については、『報告書』には、次のような認識が示されている<sup>2</sup>。

従来アイヌの人々が狩猟、漁撈、採集を行っていた土地についても、持ち主を明らかにして売払いを進めようとした。当時、アイヌの人々で文字を理解する人はごく少数であり、イオルとして集団的な土地利用はあったものの近代的な意味での個人的な土地所有観念がなかったため、アイヌの人々で所有権を取得した人はほとんどいなかった。やがて移住者である和人の増加に伴い、アイヌの人々は狩猟、漁撈、採集などの場を失っていく。中には、和人の移住に伴う区画割や市街地形成の際などにアイヌの人々を移住させた例も見られる。

ここで『報告書』が、「従来アイヌの人々が狩猟、漁撈、採集を行っていた土地についても、持ち主を明らかにして売払いを進めようとした」にもかかわらず、「アイヌの人々で所有権を取得した人はほとんどいなかった」ことを認めている点は重要である。

しかし、「アイヌの人々で文字を理解する人はごく少数」であることや、「近代的な意味での個人的な土地所有観念がなかった」ことが、「アイヌの人々で所有権を取得した人」が「ほとんどいなかった」理由だとする歴史認識には到底賛成できない。文字を理解する人が少数であることや、近代的な意味での個人的な土地所有観念がなかったことが事実であるならなおのこと、明治政府の土地政策が、そうした人々が確実に土地所有権を得られるような配慮と保護を欠いていたことこそが、土地所有権を取得した人がほとんどいなかった理由だと見るべきである。このような歴史認識は、土地所有権を取得した人はほとんどいなかった＝土地を失ったことは、アイヌ民族の側にも問題があった、あるいは、仕方がないことだったとの歴史認識を呼び込みかねない。

そもそも、ある特定集団が生活の場としている土地を、国が一方的に売払いを進めるということ自体が許されることなのかを問うべきである。吉川仁は、「本州においては、

そのような土地に対して『入会慣行』が認められたにもかかわらず、北海道の場合にはこのような区分はなされなかったため、入会権は認められず、土地はアイヌ民族のイオルを含めて移民に対する処分の対象とされている」と指摘する<sup>3</sup>。だとすればなおのこと、明治政府の北海道における土地政策は、アイヌ民族への配慮を欠いた施策であったというべきであり、アイヌ民族が土地に対する様々な権益を喪失することになった原因であるというべきである。アイヌ民族が文字を知っているかどうかであるとか、近代的土地所有観念の有無が問題にされるべきではない。

ところが、『報告書』は、「北海道地券発行条例」において「アイヌの人々の居住地は官有地に編入して権利を保留し、地租を課されず、アイヌの人々と地域の状況に応じて所有権を与えることとされた」ことを挙げ、「このような条例が制定された理由は、当時のアイヌの人々に近代的な意味での土地所有の観念がなく、所有権を認めてもかえって詐欺などにより失う恐れがあったためといわれている」と書き（13頁）、明治政府があたかも、「近代的所有観念」のない「アイヌの人々」に一定の配慮をしたかのような歴史認識を示すのである。

しかしながら、瀧澤正の研究によれば、開拓使内部でアイヌに対する地券交付に関わる条件や配慮を協議した形跡は見られないといい、しかも、アイヌが利用してきた土地であっても、「開発」の手が加えられていない土地に対しては、「開発」を希望する者がいれば処分できる性質の土地であるとされたという<sup>4</sup>。瀧澤は、官有地としたことによって、「アイヌ民族は法によって土地所有権を否定される結果となった」との結論を得ている。だとすれば、国の責任は、「アイヌ文化に対する責任」ではなく、個別具体的な、先住民族土地権原の侵害に対する責任を有するものというべきである。このような立場に立てば、国連宣言を参照する以前に、アイヌ民族にはどのような形で先住民族土地権原が存在し得るかという議論が可能になる筈である。『報告書』には、国策に対する「反省」がない。市街地の形成に際しての強制移住の事実を認定しているのだから、これだけでも、アイヌ民族の土地を奪い、追放したことに対する責任が明記されてもよさそうなのであるが、そうした責任には言及がない。

土地権と関わって今ひとつ検討しておくべきことは、『報告書』の北海道旧土人保護法（1899年3月2日公布、法律第27号）に対する歴史認識である。関係する叙述を引用すれば、以下のとおりである<sup>5</sup>。

アイヌの人々に下付された土地には農地に適さないものも少なくなかった。また、農業指導はほとんど行われず、アイヌの人々の貧窮を十分改善するには至らなかった。

「農地」の下付が、「指導の便宜などの理由から、山間僻地などにまばらに住んでいたアイヌの人々を強制移住させた」り、「市街地の形成にあたってアイヌを強制的に追放したり」したことの上になされたことを踏まえるならば、『報告書』において、にもかかわらず、「農地に適さないものも少なくなかった」、「農業指導はほとんど行われ」なかったと、国の不公正な施策を認定したことは重要である。このことだけでも、国には、アイヌ民族の土地や生活破壊に対し賠償する義務があると思うのであるが、そうした議論を『報告書』はまったくしないのである。これは「実体的先住民族概念」の問題ではなく、「実体的人権救済」の問題である。この意味で、吉田邦彦が『報告書』に対して「アイヌ民族の歴史の根幹は、所有権ないし広義の財産権侵害（例えば、旧土人保護法という差別的立法による金融上の損害）であることが看過され、それに対する救済法理として、補償問題（集団的不法行為問題）が伏在することへの理解が、全く欠落している」<sup>6</sup>と指摘していることに耳を傾けるべきである。

『報告書』では、アイヌ民族に対する具体的な人権侵害を「アイヌ政策」においてどう補償するかに、まったく目が向けられていない。前述のように、常本照樹は「国連宣言はただちには日本の実情に合わない恐れがある」として、アイヌ民族は国連宣言が規定する「規範的実体的」権利をもたない、「手続的先住民族」だと定義したのであるが、国策によるアイヌ民族への具体的な人権侵害についても、「アイヌ政策」の検討対象とはしないのである。アイヌ民族が、言うところの「手続的先住民族」であるならばなおのこと、「アイヌ文化」ではなく、現に生活している「アイヌの人々」の土地や農地の回復に対する「国の配慮義務を他の少数民族に対するよりも加重するよう手続的に要求する」べきではなかろうか。

以上の考察をまとめると、国が回復すべき責任をおっているのは、それが「広義」のものであるにせよ、「アイヌ文化」なのではない。国が回復すべきは、個別具体的な土地に対する「先住民族土地権原」と、不公正な施策によって生活を破壊されたアイヌ民族の人権である。とりわけ、個別具体的な「先住民族土地権原」に基づく、個別具体的な土地においての「広義のアイヌ文化」の復興・創造は、祖先から受け継いだ土地に

根差した文化伝承を可能にする。そして、そのような文化伝承こそ、インフォーマルエデュケーションとしての先住民族教育権の保障である。したがって、先住民族土地権原の確定は、インフォーマルエデュケーションとしての先住民族教育権保障の前提というべきものである。

## 2 広義の先住民族教育権の回復のための論理

インフォーマルな先住民族教育への権利という観点から『報告書』の歴史認識を問うときは、アイヌ民族の生活の場がかつてどのように分布し、それがどのような政策のもとに収奪され、現在、該当する土地の所有権がどのようになっているのかを明らかにすることが必要である。吉川仁は、『売下』、『貸下』及び『付与』された土地以外の土地においては「土地権は」消滅していないのではないかと、「売り下げられた土地であっても土地されなかったものについてだけアイヌ民族の土地権が消滅するのではないか」<sup>7</sup>と提起しているが、アイヌ民族の先住民族土地権原を主張する際の重要な論点であろう。どの土地をどのようにアイヌ民族から奪ったのかを具体的に明らかにしてはじめて、国の強い責任が果たせるのであり、この点を問わずして、一体、「アイヌ文化の復興に配慮する強い責任」がどうして果たせるというのか、疑問である。

生活の場および農地を奪ったことに対する責任は、単に土地権の回復に留まる問題ではない。土地の収奪とともに破壊したアイヌ文化とはどのようなものであったか、という点が重要である。泉靖一は、1952年に発表した論文の中で、沙流川筋での調査をもとに、iwor（イオル）を「生活の場」と把握するとともに、「地縁集団たる kotan」に iwor の主体としての性格を見出した<sup>8</sup>。そして、「iwor 内部の秩序」、すなわちアイヌ民族による自治の諸相を描きだした。泉は、アイヌ民族が「採集漁獵」という「生活の場」を失う過程について、次のように述べている<sup>9</sup>。

アイヌの前近代的な地縁集団の性格は、明らかに農耕生活を基盤とするものではなく、採集漁獵生活の上にその基盤を持っている。かかる経済生活が根本的に崩壊しはじめたのは、明治年間に入ってからである。かかる崩壊は二つの力によって促進された。一つは日本政府による行政的な措置によるもので、鮭鱒の川漁は資源保存の上から、毒矢の amatpo は危険防止の立場から禁止された。他は維新以後急速に増加した日本人農業移民による開墾にともない狩場が急激に減少した。従ってアイヌ

の経済生活は好むと好まざるとを問わず。転換せざるをえなかった。北海道庁は旧土人の生活を安定させるために、給与地を与え、その売買を禁じ、農機具、種子を貸与することにより、採集漁猟生活より農耕生活への転換を援助した。その結果急速な経済生活の変動が齎された…（中略）…特に経済生活を直接基盤とした地縁組織の崩壊は急激に行われたもののようで、一つの古い kotan のモノグラフを復元することがもはや、沙流川筋では不可能になっている。

泉は「採集漁猟生活の上に基盤」をもつ経済生活の崩壊の要因として、日本政府の行政的な措置と日本人農業移民による開墾、北海道庁による農耕生活への転換支援を指摘している。日本人農業移民による開墾も北海道庁による農耕生活への転換支援も、いずれも国策によるものであるから、いずれも国に責任がある。ここで注目したいのは、iwor を基盤とする経済生活の崩壊が、「地縁組織」の急激な崩壊を伴っていたことを指摘していることである。「地縁組織」の崩壊とはすなわち、「アイヌ社会」の崩壊であり、「アイヌ社会」内部に存在した「統治のシステム」の崩壊を意味したのである。したがって、「イオル」の再生によって復興しなければならないのは、土地の利活用によるアイヌ文化ではなく、「アイヌ社会」なのではないか。

常本照樹は、アイヌ民族には「自治システムはない」と断じているから、アイヌの「社会」の再構築など非現実的だと言うかもしれない。しかし、たとえば、煎本孝は2009年に発表した文化人類学的研究の著作において、「北海道南西部のある小さな町」で、「現在、かつての父系出自集団は強い力をもってはいないが、家系の系譜はあり、地方単位とともにアイヌ社会内部の集団帰属性の基盤となっている」として、地縁的な「アイヌ社会」の存在を確認している<sup>10</sup>。このような「地縁社会」に目を向けず、そうした「地縁社会」から奪った「イオル」を放置したまま、「イオル」なるものを設定することは、現に存する「アイヌ社会」に対して、その社会が有するべき「イオル」へのアクセスを一層困難にするのではなからうか。

「地縁社会」を中心とするアイヌ文化伝承は、現在も行われている。煎本孝は、2002年「北海道西南部のある小さな町」で「アイヌ文化伝承者として多くの人々から尊敬されていた一人のアイヌの長老」の葬儀に、「長年とだえていたアイヌの伝統的儀式が取り入れられ」た際の経緯と葬儀の様子を分析している<sup>11</sup>。それによれば、儀式には「アイヌの長老」の子息が喪主となって、「この地方の民族文化保存会の方々」によって、「地

区生活センター」を拠点に行われた。女性は伝統料理の調理や死装束の仕立て、男性は墓標作り等、葬儀の全般にわたって、地域の様々な人々が携わった。煎本によれば、喪主はアイヌ式の葬儀の意義を周囲の人々に「本人が望んでいるのであれば〔伝統的な埋葬法である〕土葬にした方がいい」と述べ、「そうすることによって、今まで偏見を恐れるため表に出すことができず閉ざされてきたアイヌの文化が復活する」ことになる、「それがアイヌの文化なのではないか」と語ったという。アイヌ式の葬儀を行うことは、葬儀が喪家のプライベートな問題ではなく、「地縁社会」におけるアイヌ文化の伝承実践を意味するとともに、「アイヌの文化」の復活にむけた実践を意味するのである。このアイヌ式の葬儀は、まさに、インフォーマルなアイヌ民族教育の実践というべきである。

煎本は、この葬儀が、この地域のアイヌ民族だけでなく、この地域内外の様々な「和入」との「共生」によって実現したことを明らかにしている。祭司を務めたのは、地域外に住む和入のアイヌ語研究者であった。その祭司を補佐したのは地域のアイヌ民族文化保存会に所属する「和入」であった。さらにこの葬儀ではアイヌ式だけでなく、仏式の葬儀も同時に行われ、「和入とアイヌとを含む親族や地域住民との社会的連帯」が「維持」されたのだという。これらを煎本は「民族的共生」と呼んでいるが、そうであるならば、「民族的共生」の空間は、まさに、個別具体的な地域において創り出されるのであり、それは「和入」にとって貴重なアイヌ民族学習の場であろう。このことは、「共生の象徴的空間」は、地縁的な人のつながりの中で、日常生活を通じて形成されるべきものであることを示唆している。

煎本の論文には、この葬儀とイオルとの関係について言及はない。茅の刈り出しや墓標に使用する木の切りだし等、この「小さな町」でアイヌ文化を伝承保存し、復活させていく上で、先住民族土地権原の承認は、その基盤となるのではないか。アイヌ式の葬儀に関わらず、様々なアイヌ文化の伝承を実践していくために必要な土地の確保を、現在国がすすめている「イオル」空間に閉じ込めるべきではない。

アイヌの「地縁社会」が現状でどうなっており、それぞれの地縁社会が有していたイオル所在地の土地所有権はどうなっているのか調査し、そこから、回復すべきアイヌの人々の利益は何であるのかを導くべきなのではなからうか。たとえば、平取ダム建設計画に伴う「アイヌ文化環境保全対策調査」（2003年～2005年）では、イオルの分布およびその利活用を調査している<sup>12</sup>。このような調査は、今からでも決して遅くはないのであり、全道的な規模で行われるべきことである。

アイヌ文化環境保全対策調査は、沙流川筋の「アイヌの人たちが調査の全般・全過程に主体的に参画することを何よりも重視」して行われたものであるという。これはある種の「社会教育」とも言うべき実践であり、このような「アイヌの人たち」の主体的参画による調査は、「広義のアイヌ文化」の復興であるとともに、社会教育としての民族教育とすべきものである。アイヌ文化環境保全対策室では、この調査の参加者が中心となって、調査結果をふまえて、町内の中学校の「歴史」や「総合的な学習の時間」の授業で、特別授業を実施している。平取町アイヌ文化環境保全対策室は、「学校教育を含め、アイヌ文化普及・啓発の実践で、独自・最新の知見を活かしながら（文化継承&調査保全の）担い手自らが行う効果的なスタイルを新たに確立しつつある」と自己評価をしている<sup>13</sup>。先祖伝来の地におけるイオル調査自体、民族教育の可能性を豊富に孕んでいるのである。

『報告書』には、「和人に対する土地処分がすすめられ開拓が進むことは、他方で、アイヌの人々が生活の糧を得る場を追われることにつながった」と述べ、「開拓」の進展によって、「生活の糧を得る場」=イオルを「追われることにつながった」との歴史認識が示されている。このような歴史認識に立っているのだから、「アイヌ政策有識者懇談会」は、和人に対する土地処分を進めたのは国であり、それによってアイヌをイオルから追い出したという事実の確認をし、国には、個別具体的なイオルを回復する責任があることを明記するべきであった。そのようにしてはじめて、現に存する地縁社会復興の契機となるのであり、そのことこそが、「アイヌ文化の復興」であろう。

以上の考察を踏まえて、筆者は、先住民族教育権保障の前提として、アイヌ民族の先住民族土地権原を、土地収奪の過程を明らかにしながら、個別具体的に承認することを提起する。アイヌ民族の先住民族土地権原の承認と、そこから導かれる土地の利活用のあり方は、「広義のアイヌ文化」の復興に結びつくはずのものである。北海道ウタリ協会（現、北海道アイヌ協会）副理事長の阿部ユポは、「土地や資源の権利」について「北海道にある御料地や東京大学などの広大な演習林、国有林。このような土地や演習林はすぐアイヌ民族に返すべきだと思う」<sup>14</sup>と主張する。これをナンセンスだと見る向きも多いかもしれない。しかし、土地や資源の返還のあり方は、様々であるはずだ。国有林とされた時点で当該地域をイオルとしていた人々のその子孫たちに、たとえば、アイヌ文化の核的な要素の継承に関わる文化的実践のために使用する権利を承認する、あるいは、当該地域において狩猟ないし漁撈によって得られる資源の確保および利活用を、上限を

定めて承認する等、様々な「返還」方法が考えられてよいのではなかろうか。

2010年4月に三井物産フォレストと北海道アイヌ協会平取支部の間で締結された「協定」は、多様な「返還」方法を考える上で示唆的である。この「協定」のもと、三井物産フォレストは、「オヒョウの木を沙流山林に植栽し、大切に育てていくこと」、「伝統家屋である『チセ』の復興のため、建築に必要な木材を沙流山林から提供すること」、「沙流山林内にあるチャシ跡を守り、文化遺跡の調査」に協力すること等の活動を行っているという<sup>15</sup>。

「三井財閥」関連の企業は、かつて、沙流川流域のアイヌ民族の生活破壊に深く関わってきた。国が二風谷周辺の山林を「三井」に払い下げたことによって、当該地域のアイヌ民族の採集漁猟—すなわち、生業を著しく制限した。1930年に平取町荷負に生まれた川上勇治は、「コタンの近くの山々が次々に国有林にまた三井山林になっていくに従って、〔生活が〕くずれていった。山へ入ることさえできなくなって、アイヌたちはすっかり困ってしまった。」と書き、大叔父である「カブさん」と「社有林監視人」の「浅道さん」との間で次のようなやりとりがあったと記している<sup>16</sup>。

「おいおい、カブアチャボよ、おまえ、木を伐ってるが、ここは今度三井という会社の山になったんだ。ここから木を伐り出しちゃだめなんだよ。おまえ、悪いことしてるんだ。おれが警察に訴えたら、おまえは盗伐罪として豚箱にぶちこまれるぞ。さあ、木を伐るのはやめろ」と静かに注意した。警察と聞いてカブさんはちょっと困った顔をしたが、

「そんなことをいうが浅道のニシパよ、ここは昔からおれたちアイヌの山なんだ。だれが三井の山ということに決めたんだ。おれはそんなこと知らないよ。おれがおれたちアイヌの山で木を伐ってなにが悪いんだ。大体な、浅道のニシパよ、海に住んでるアイヌは魚を取らなければ生きてはいけないし、おれたち山に住んでるアイヌは山の木を伐らなければ生きてはいけないんだ。それがどうして悪いんだ。アイヌの山を三井の山などと勝手なことをいわないでくれ！」カブさんは、ことば鋭く浅道さんにせまった。

二人の押し問答はしばらく続いたが、これには浅道さんもすっかり弱った。今は法律がかわって、この山はおまえたちの山ではなくなったと説明したところ、カブさんにはそういう意味があまりわからない。それにカブさんのいうことにも



一理ある。しかたない、この場は見逃してやろうと決心した浅道さんは、すごすごとその場を去っていった。そしてカブさんはゆうゆうと必要な材料を伐って馬小屋をたてたのである。

「カブさん」の「おれたち山に住んでるアイヌは山の木を伐らなければ生きてはいけないんだ。それがどうして悪いんだ」という主張は、沙流川筋のアイヌ民族の先住民族土地権原を追求する上で重要な発言である。だが、ここでは、「浅道さん」が、「おれが警察に訴えたら、おまえは盗伐罪として豚箱にぶちこまるぞ」と恫喝したことに注目する。すなわち、「アイヌの山」が「三井の山」になったことは、沙流川筋のアイヌ民族が「三井の山」に入ろうとすれば「社有林監視人」の目を気にしなければならず、時には「豚箱」に行くことを覚悟せねばならない事態となったことを意味するのである。

さらに「三井の山」によるアイヌ民族の生活破壊は、山での生業の制限に留まらなかった。貝澤正の言を借りれば、以下の通りである<sup>17</sup>。

三井は大径木の伐採に続いて、製炭原料として小径木の伐採を始めました。そして炭焼きは山を丸裸にしてゆきます。沙流川流域は山が立っているので増水の度に流木と土砂の流出がはげしく、流域の農地は被害を多く受けました。本流の沙流川も同様で、奥地の乱伐で水害多発地帯となり、農業で生活できなくなったコタンの人々は遠くカムチャッカや北樺太・旧満州にまで出稼ぎに出るようになったのです。

コタンの人々の生活破壊の原因をつくった真の犯罪者は、三井を中心とした大資本家である。同一係累の王子製紙も、明治四〇年に苫小牧に製紙工場を建て、原料の針葉樹を鶴川や沙流川の奥地で伐採し、川を利用して流送にしました。

奥地の森林伐採と共に原始河川に丸太の散流をしたらどうなるのか火を見るよりも明らかなはずでしたが、そんなことはおかまいなく資本家と行政がグルになって流域住民を苦しめたのです。春先に蒔付けの終わった耕地が丸太によって音をたてて決壊していきます。増水の度に丸太は耕地に寄り上がってきます。それを「集材」と称して馬に引かせて川まで運びます。

こんなにひどいことをされてもコタンのアイヌは一言も文句をつけられなかったのです。

国が「三井」にアイヌ民族の生活の場を払い下げた結果、「三井」の山林事業によって、沙流川流域のアイヌ民族は、採集漁猟の場が奪われただけでなく、国によって勸奨された農業をも破壊されたのである。そしてこのような生活破壊に対する「罪滅ぼしの最高の方法」、すなわち補償として、貝澤は、1991年11月9日、「三井の山を地元のコタンに住んでいるアイヌに返す」ことを、三井物産株式会社代表取締役に対し、「直訴」した<sup>18</sup>。

三井物産フォレストは、「沙流山林」を平取のアイヌ民族に「返した」わけではない。しかし、このような「協定」は、その内容によっては、全道に数か所しかない「イオル」によってではなく、祖先から受け継ぐべき土地において、「広義のアイヌ文化」を復興・創造する可能性を開くように思えるのである。かつて「イオル」が存在した山林については、所有者と当該地域のアイヌ民族とが「協定」を締結する等して、「広義のアイヌ文化」の復興・創造にかかる事業が展開可能になるのではないか。私有地であっても、このような当事者同士の合意に基づく「協定」を締結し、そのもとでの「広義のアイヌ文化」の復興・創造を地元のアイヌ民族が担うのであれば、現代にみあった「地縁組織」の復興となり得る。

2013年4月17日、北海道アイヌ協会平取支部は、北海道森林管理局、平取町とともに「21世紀・アイヌ文化伝承の森再生計画～コタンコロカムイの森づくり～推進のための協定書」に調印した<sup>19</sup>。これは、平取町内の国有林4万2千ヘクタールを対象に、「北海道古来の森林再生」、「文化伝承に必要な草木等の生物相の育成、回復、保全と活用」、「国有林野」等の「活用と保全による地域住民の雇用機会の創出」、「地域と国有林との協働連携による森づくり」を基本理念とするものである。国有林であっても、「協定」の締結によって、アイヌ民族の伝統継承に関わる土地・資源の利活用の道を開き得る先駆的な事例であろう。

このような「協定」が、どれだけ先住民族の権利を保障し得るものであるかについては議論の余地がある。しかしながら、当事者間の合意に基づく「協定」を通じて、「アイヌの伝統継承に係る土地資源の利活用の権利」の「返還」を追求することは、国も含め、具体的な山林所有者とアイヌ民族の「民族共生」を象徴するとともに、アイヌ民族に対する「国民理解」の契機になるのではなからうか。このような「協定」の締結を国や土地所有者、とりわけアイヌ民族に生活破壊を齎した所有者に義務づけるとともに、アイヌ民族には「協定」締結を請求する権利を与えるためにも、アイヌ民族の「先住民族土地権原」を確定すべきである。

## 第2節 アイヌ教化政策に対する国の歴史的責任とアイヌ民族の先住民族教育権

### 1 アイヌ教化政策に対する「アイヌ政策有識者懇談会」の歴史認識

『報告書』には「文明開化とアイヌ文化への打撃」として、アイヌの「習俗」が禁止され、「日本語を学ぶことが奨励された」こと、「土人学校」が設置され、授業で「日本語の習得が優先された」ことが述べられている。以上のような事実認定をふまえて、「アイヌ政策有識者懇談会」は、「こうしたいわゆる同化政策は基本的にはアイヌの人々の教化政策として行われたが、結果的に、民族独自の文化が決定的に打撃をうけることにつながったと言わざるを得ない」<sup>20</sup>との歴史認識を示した。

筆者は、『報告書』に「結果的に」と述べられていることに疑念を覚える。「結果的に」との文言は、国には「民族独自の文化」に決定的に打撃を与える意図はなかったとの認識を暗示するからである。この文言は、『報告書』に、明治政府によって「アイヌ文化の独自性は留意されず、『陋習』などとみなされて制限あるいは禁止されていった」と明言されていることと矛盾する。すなわち、アイヌ教化政策は、「アイヌ文化」を「陋習」とみなして「排除」しようとしたのであり、アイヌ文化に打撃を与えること自体が目的だったのである。

ことは、学校教育も同様である。小川正人は、旧土人児童教育規程（1901年3月31日、北海道庁令第42号）制定前後の時期の学校教育における「アイヌ語の使用」について、「アイヌ語の使用はあくまで就学当初のアイヌ児童に対する教授上の『方便』であり、それ以外ではアイヌ語を禁じるべきとされた」と述べ、その根拠のひとつに、1894年に二風谷小学校の教員が「アイヌ語を交へ教授するは二年生迄にして三年生よりは教師学校内にてアイヌ語の談話を禁ずる様すへし」と主張していたことを取り上げている<sup>21</sup>。学校教育の推進がアイヌ語使用の禁止と一体に進められたことを踏まえるなら、アイヌ語の継承に打撃を与えたことも、結果ではなく、むしろ、積極的に目的意識をもって実施されたと言ふべきである。

『報告書』には「アイヌ語については禁止されたわけではなかった」とあるが、学校においては、まさに「禁止された」と見るべきである。また、『報告書』には、「土人学校」において「授業は自らの親や祖父母が受け継いできた言葉ではない日本語の習得が優先された」と述べられているのであるが<sup>22</sup>、「日本語の習得が優先された」のではなく、「日本語の習得」をこそ目的としていたのであり、それはアイヌ語の禁止と一体であったことを認識しなければならない。官立の「土人学校」で児童のアイヌ語使用を禁止し

たということは、まさに、国家機関によってアイヌ語を禁止したのである。国は、確かに、アイヌ語の使用を禁止したのである。

さらに、小川が、北海道旧土人保護法下の官立の「アイヌ学校」において、「学校へ通うことと伝統文化の『断絶』を意識することとは、密接に関わっていた」ことを明らかにしていることに注目すべきである<sup>23</sup>。学校教育は、確かに「伝統文化」継承の「断絶」に、大きな影響を与えていたのである。次の世代を育てる学校でアイヌ語を禁止したからこそ、子ども達にはアイヌ語やアイヌ文化を伝承させないという意識が、親や地域の人々の間で醸成されたのである。学校でアイヌ語の使用を禁止することこそ、家庭や地域を巻き込んだ、もっとも効果的なアイヌ語排撃の手段だったのである。官立学校でアイヌ語の使用を禁止したことの歴史的意味を過小に評価してはならない。

『報告書』には「土人学校」で「日本語の習得が優先された」との指摘に続き、「アイヌの人々の家族の中でもアイヌ語が使われる機会が減り、今日の言語存続の危機を招く契機となった」との認識が示されている。この表現では、「アイヌ政策有識者懇談会」が、学校で「日本語の習得が優先されたこと」と「言語存続の危機を招く契機となった」こととの間に因果関係を認めているのかどうか判断がつかない。ここは、以上に論じてきたように、「土人学校」におけるアイヌ語使用の禁止が、「言語存続の危機を招く契機となった」ことを確認すべきである。そして、そのような歴史認識から、今度は、学校教育が「言語存続の契機」となるような教育政策を導くべきではなかろうか。アイヌ語復興に配慮する国の強い責任を果たす一つの方策として、国には学校教育にアイヌ語教育を位置づける責務があるのではないか。同時に、アイヌ民族には、国策によるアイヌ語への打撃に対する補償として、学校教育を通じてアイヌ語教育を受ける権利がある、と言えないであろうか。

## 2 北海道旧土人保護法の制定・改廃に対する国の責任とアイヌ民族の先住民族教育権

北海道旧土人保護法には制定時より 1937 年まで、前述の「土人学校」の設置を定めた条文が存在した。

### 第 9 条

北海道旧土人ノ部落ヲ為シタル場所ニハ国庫ノ費用ヲ以テ小学校ヲ設クルコトヲ得

この条文に基づいて、1901年の平取小学校を嚆矢としてアイヌ民族の児童を対象とする特設の小学校（以下、官立アイヌ小学校と略記）が設置され、最も多い時で22校存立し、1937年までに設置された官立アイヌ小学校の総数は24校であった。ただし、これらの学校のうち北海道旧土人保護法によって新設された学校は11校であり、アイヌ児童が多数就学していた既存の公立小学校を官立アイヌ小学校に移管した学校が9校、既存の小学校からアイヌ児童のみを分離して設置した学校が4校あった。また1904年の北海道庁訓令「旧土人教育施設ニ関スル手続」（1904年1月20日、各支庁長宛北海道庁訓令第4号）により、アイヌ民族が多数居住する地域の近隣に公私立小学校がある場合には、「委託料」を当該市町村又は私立学校設置者に払って、アイヌ民族の児童を就学させることとした。

カナダには、北海道旧土人保護法第9条に類似するものに、インディアン法第114条がある。条文は次のとおりである。

#### 第114条

第二項 大臣は、この法律に従いインディアンの子供のための学校を設立し、運営し及びこれを維持することを得。

2003年度現在で、インディアン法が適用される児童生徒のうち、インディアン法第114条に基づいて設置された「官立インディアン学校」に7万4155人が就学し、州政府管下の公私立学校には4万6266人が就学している<sup>24</sup>。「官立インディアン学校」のうち、リザーブと呼ばれる先住民族指定居住地に設置された学校の殆どは、先住民族自治体が、連邦政府から教育費の下付を受けて運営している。このような学校は、「ファーストネーション運営学校」（First Nations Managed School：以下、ファーストネーション学校と略記）と呼ばれている<sup>25</sup>。ここには7万2469名の児童生徒が就学している。一方、公私立学校に通学する児童生徒の教育費については、児童生徒数に応じて、州政府ないし当該市町村の教育委員会に交付している。

インディアン法は、「インディアンの子供のための学校」の設立権限者を大臣としている。一方で、「することを得」とあるように、学校の設置は、必ずしも大臣の義務ではない。学校を設置するかどうか大臣の判断にゆだねられているのである。インディアン法はこの他、第115条において教育課程編成権限が大臣にあることを定めている。したがっ

て、学校の設置運営に関して、インディアン法ではその権限を大臣に与えており、先住民族には一切の権限を与えてはいない。

ところが、カナダの先住民族は、このようなインディアン法に対して、「インディアン教育に対する連邦政府の法的責任は、条約及びインディアン法に規定されたものである」と主張する<sup>26</sup>。「条約」とはいわゆる「インディアン条約」のことで、主に1871年から1921年の間に、全国の先住民族自治体と英国君主との間で締結され、先住民族が土地を明け渡す一方、英国君主は指定居住地の設定し、そこにおける生活を保障するとした条約のことである。この条約の中に、締結時期によって内容は多少異なるが、概ね「女王陛下は、リザーブのインディアンが望むときにはいつでも、この条約によって設置された各々のリザーブにおいて、学校の費用を負担することに同意する」等の文言が含まれている<sup>27</sup>。ただし、インディアン条約は、すべての先住民族自治体との間で締結されたものではない。

カナダの先住民族にとってインディアン法は、連邦政府が先住民族に対し負っている「最高度忠実対応義務」を示したものである<sup>28</sup>。ゆえに、これまで幾度もインディアン法改正やインディアン法に代わる法の制定が連邦議会で議案にあがってきたが、そのたびに、先住民族、とりわけ、先住民族自治体に居住する者たちは、こうした動きは連邦政府の「最高度忠実対応義務」を放棄しようとするものだとして、反対してきた<sup>29</sup>。先住民族にとって先住民族指定居住地における学校教育は、カナダ政府の専属的立法権能下にあるだけでなく、同時に、先住民族指定居住地の子ども達の学校教育に対するカナダ政府の義務を示したものである。

このようなカナダの先住民族の主張は、決して絵空事ではない。佐々木雅寿は、カナダ最高裁が一連の判決の中で示してきた判断の一つとして、「先住民族に関する立法を含む政府が行う先住民族に関するすべての行為を行う場合、政府は受託者としての義務〔＝最高度忠実対応義務〕に従って行動する責任がある」ことを挙げている<sup>30</sup>。カナダ最高裁は「政府が行う先住民族に関するすべての行為」に「最高度忠実対応義務」があると判断しているのであり、当然、インディアン法および同法にもとづく施策にも、連邦政府にはこの義務がある。

これをアイヌ民族と日本政府との関係においてみるならば、北海道旧土人保護法第9条は、国には、アイヌ民族の教育上の最善の利益を図るために「最高度忠実対応義務」があることを示していることになる。したがって、第9条に基づいて設置した官立アイ

ヌ小学校の運営において、日本政府は、アイヌ民族、とりわけそこに通学した児童とその保護者、児童の居住する地域社会に対して、教育上の利益を図る「最高度忠実対応義務」を負っていたことになる。また、1947年まで、北海道庁は内務省の下部組織であったから、北海道庁訓令に基づいて公私立小学校に「委託教育費」を支払ってアイヌ民族の児童を委託する制度に対しても、国には、これらの児童の教育上の最善の利益を図る「最高度忠実対応義務」があったというべきである。したがって、官立アイヌ小学校であろうと委託費による公私立小学校への就学策であろうと、もし、そこでアイヌ民族の児童が「人種差別」を受けたり、その結果、就学困難になる等、進学上の不利益を被ったりしたのであれば、国は「人種差別」を未然に防がなかったこと、被害児童に対する十分な救済を行なわなかったこと等から、「最高度忠実対応義務」に違反していたと言わねばならない。

さらに、北海道旧土人保護法第9条を削除し、官立アイヌ小学校を廃止したことに対する国の責任も問わねばならない。カナダ最高裁は、カナダ政府が「政府が行う先住民族に関するあらゆる行為」に「最高度忠実対応義務」を負っていると判断した。ここから類推すれば、北海道旧土人保護法第9条を削除するというのもまた「政府が行う先住民族に関するあらゆる行為」の一つであるから、第9条を削除し、官立アイヌ小学校を廃止したことが、アイヌ民族の教育上の最善の利益を図るものであったかどうか検証するべきである。

第9条を削除した1937年までに、官立アイヌ小学校24校のうち16校が廃校となった。他は公立学校に移管となった。このことは、圧倒的多数のアイヌ民族の児童は、「非アイヌの日本人」児童が通う公立小学校に転校することになったことを意味する。この転校に際し、「非アイヌの日本人」児童から迫害を受けた人は少なくないようである<sup>31</sup>。官立アイヌ小学校の廃止は、アイヌ民族の児童にとって、小学校が「非アイヌの日本人」児童から、時には教員からも、有形無形の暴力を受け得る場となって、現在に至っていることに留意するべきである<sup>32</sup>。北海道環境生活部の『平成18年 北海道アイヌ生活実態調査報告書』には調査対象者712名のうち差別を受けたことがあると答え者は120名であったが、このうちの72.1%の方が「学校で」差別を受けたと答えている<sup>33</sup>。

北海道庁は、1937年、第9条の削除を提案するに及んで、次のように述べていた<sup>34</sup>。

人種差別的弊害ヲ除去セラレ、一般人タルノ根強キ自覚ノ下ニ初等教育ノ第一歩踏

出スヲ得ルノミナラズ、共学ニ依リテ一般ノ感化刺激ヲ受クルヲ以テ、児童ノ社会教育上好影響ヲ及ボス処大ナリ

「共学ニ依リテ一般ノ感化刺激ヲ受クル」とあるように、北海道庁は、アイヌ民族の児童が「非アイヌの日本人」児童から「感化刺激」を受けることを期待していた。では、実際にはどのような「感化刺激」を受けたのか。「社会教育上好影響」を与えたと言い得るのか。1920年代より既に官立アイヌ小学校の廃止ははじまっており、転校先の小学校でアイヌ民族の児童が迫害を受けた例もあることから<sup>35</sup>、「感化刺激」の実態が「非アイヌの日本人」児童による迫害であることが多いことを、北海道庁の役人が知らなかった筈はない。仮に知らなかったとすれば、職務怠慢というべきである。

したがって、少なくとも、第9条の廃止によって公私立小学校に転校を余儀なくされ、そこで迫害を受けた方には、迫害を未然に防ぐだけの対応をしなかったという意味で、国は「最高度忠実対応義務」に反していたというべきである。また、「共学」という体制に「一般ノ感化刺激」を期待したからには、学校で被差別体験を強いられたアイヌ民族の方々に対して、国は、差別を未然に防ぐ「最高度忠実対応義務」に反していたというべきである。

以上をまとめれば、国には、現在も、アイヌ民族の児童に対して、教育上の最善の利益を図る「最高度忠実対応義務」がある。その根拠は、アイヌ民族が「先住民族」であるとともに、北海道旧土人保護法によってアイヌ民族の学校教育に対する立法行為を行ったという歴史的事実にある。北海道旧土人保護法の制定に基づいたアイヌ民族への教育政策を行った以上、それを止めることもまた「アイヌ民族に関するあらゆる施策」の一つを為すのであり、それが不適切に行われた事案には、適当な方法を講じる義務がある。したがって、国には、アイヌ民族児童生徒の学校教育に対し、他の一般の国民よりも加重に配慮する責務があり、アイヌ民族には、教育上最善の利益を得られるような施策を要求する権利がある。佐々木雅寿によれば、カナダ最高裁判決は、「最高度忠実対応義務に反した場合、政府は損害賠償を払う義務がある」との判決を示しているという<sup>36</sup>。この例にならうなら、学校で「人種差別」を受けたアイヌ民族の方々には、さらに、「国家損害賠償」を請求する権利があることになる。



### 3 人権救済・保障としての先住民族教育権

『報告書』は、「人種差別撤廃条約」を引き合いに出してまで、アイヌ民族に対する特別な施策が憲法第14条の平等原則に反しないことを強調した。学校でアイヌ民族であるが故に迫害を受けてきた方がいる以上、国には、こうした個人を救済する義務がある。同条約の第6条には次のようにある<sup>37</sup>。

#### 第6条

締約国は、自国の管轄の下にあるすべての者に対し、権限のある自国の裁判所及び他の国家機関を通じて、この条約に反して人権及び基本的自由を侵害するあらゆる人種差別の行為に対する効果的な保護及び救済措置を確保し、並びにその差別の結果として被ったあらゆる損害に対し、公正かつ適正な賠償又は救済を当該裁判所に求める権利を確保する。

学校で迫害を受けたアイヌ民族の方々には、「効果的な保護及び救済措置を確保」するとともに、「被ったあらゆる損害に対し、公正かつ適正な賠償又は救済を当該裁判所に求める権利」があり、そうした権利を、日本政府は「確保する」と国際社会において約束しているのである。「実体的先住民族概念」を持ち出さなくとも、個別具体的な人権救済の問題として、アイヌ民族の権利を措定することが可能ではなかろうか。

では、これまでに学校でアイヌ民族であるが故の差別を受けた個人に対し、どのような救済方法があり得るのか。「人種差別撤廃条約」に照らせば、学校においてのみならず、アイヌ民族であるが故の差別・迫害を受けた個人には、「公正かつ適正な賠償又は救済を当該裁判所に求める権利」があるのである。2011年8月29日の『朝日新聞』は、「東京都内で暮らすアイヌ民族の女性（55）」の「アイヌ民族というだけでいじめられ、差別を受けたことに、何も返してもらっていない。国には、苦しんだ分だけの補償をしてほしい」という言葉を掲載している<sup>38</sup>。このような想いは、アイヌ民族の間で広く共有されているのではなかろうか。このようなアイヌ民族の想いに応えることなしに、「民族共生」はあり得ないであろう。

時効については、この事案が先住民族に係る事案であること、国会がアイヌ民族を先住民族であると認定したのが2008年であり、2008年までアイヌ民族は自らを先住民族であることを根拠に人権救済を請求できなかったこと、何より、国にはアイヌ民族の教育

上の最善の利益を図る「最高度忠実対応義務」があることにより、無効とするべきである。公立学校における人種差別事件についても、賠償請求の対象は国と市町村の両方に向けられるべきである。

人権救済の今ひとつの方法は、学校で人種差別を受けたすべてのアイヌ民族の個人との「和解」である。「和解」のためには、アイヌ民族に対する人種差別を救済しないままにきたこと、今も人種差別事件が起きていることに対し、国の「謝罪」が不可欠であろう。その上で、ここでは、学校で迫害を受けた個人が、そうであるがゆえに、学校教育を通じて、アイヌ民族に対する理解を深め、学校教育からアイヌ民族の児童生徒に対する偏見や差別の払拭を求める者も少なくないようであることに注目する<sup>39</sup>。かつて、城野口百合子は、自らの被差別体験を踏まえながら、学校教員に向けて次のように発言している<sup>40</sup>。

差別の問題は、決してアイヌだけの問題ではありません。どうか、アイヌの歴史を含めた正しい日本の歴史を、小学校 1 年生から大学までの教科書におりこみ、立派な教育をおしすすめて下さい。心からお願いする次第です。

学校教育におけるアイヌ民族理解学習が、学校で迫害を受けた個人の人権救済となり、かつ、「癒し」となるならば、アイヌ民族理解学習は、人権補償のひとつのアプローチとして位置づけることができるのではなかろうか。同時に、このような学習は、アイヌ民族の児童生徒に対して、民族教育の場を保障することになる。

カナダでは、ブリティッシュコロンビア州第 68 学区教育委員会の先住民族生徒の高校卒業率が 1999 年度に 28% だったところが、先住民族関連の学習プログラムを導入したことによって、2004 年度に 45%、2007 年度には 55% と年々改善を見たという<sup>41</sup>。同学区の教育担当者ロビン・グレイは、同学区の先住民族生徒の高等学校卒業率が改善した最も大きな理由の一つとして、先住民族生徒が学校に帰属意識をもって、快適に学校生活を送ることができるようになったことを上げ、先住民族文化学習プログラムを導入していること、学区内の 2 校では先住民族言語の教授を行っていると言った。先住民族言語の授業は、先住民族生徒だけでなく非先住民族生徒も受講しているといい、グレイは「先住民族文化に関する知識を、非先住民族の生徒や教員など全員が持つことが重要な面だ」と述べている。

この事例は、アイヌ民族理解学習やアイヌ語学習を教科ないし学習プログラムとして導入することで、アイヌ民族に対する理解の促進とともに、アイヌ民族の児童生徒がアイヌ語やアイヌ文化の学習を学校において可能とする体制を構築することが、何よりの迫害の予防策となり得ることを示唆している。したがって、このような学習機会の保障は、さらなる人権侵害を防ぐ有効な手段であり、そのような教育を求めることは、それこそ、「人種差別撤廃条約」に照らして、アイヌ民族の権利と言うべきである。

## 註

- <sup>1</sup> アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会『報告書』（内閣官房長官宛、2009年7月29日）17頁。
- <sup>2</sup> 同上、12頁。
- <sup>3</sup> 吉川仁「アイヌ民族の土地権に関する序論的考察」（『文化科学研究』第7巻第2号、中京大学文化科学研究所、1996年）11頁。
- <sup>4</sup> 以下、瀧澤正「明治初期開拓使の土地改革とアイヌの土地—おもに北海道地所規則第7条をめぐって」（『北大史学』第51号、北大史学会、2011年）を参照し、煩瑣を避けるため、注記は略した。
- <sup>5</sup> アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会、前掲『報告書』、15頁。
- <sup>6</sup> 吉田邦彦（自由学校 遊ブックレット9）『アイヌ民族の先住補償問題—民法学の見地から』（NPO法人さっぽろ自由学校「遊」、2012年）9頁。
- <sup>7</sup> 吉川仁、前掲「アイヌ民族の土地権に関する序論的考察」、7頁。
- <sup>8</sup> 以下、泉靖一「沙流アイヌの地縁集団におけるIWOR」（『民族学研究』第16巻第3・4号、日本民族学協会、1952年）を参照。
- <sup>9</sup> 同上、229頁。
- <sup>10</sup> 煎本孝『アイヌの熊祭り』（雄山閣、2010年）224頁。
- <sup>11</sup> 煎本孝「アイヌ文化における死の儀礼の復興—紛争解決、共生、行為主体」（『北海道大学文学研究科紀要』第113号、2004年）31-64頁を参照し、引用部分の注記は略す。
- <sup>12</sup> 『アイヌ文化環境保全対策調査 総括報告書』（北海道平取町、2006年3月）7頁。
- <sup>13</sup> 平取町アイヌ文化環境保全調査室「資料F 平成23年度調査成果概況 4 地域文化保全対策調査」（第13回平取ダム地域文化保全対策検討会、2012年7月27日）国土交通省北海道開発局室蘭開発建設部のウェブサイト<[www.mr.hkd.mlit.go.jp/](http://www.mr.hkd.mlit.go.jp/)>より採取、2013年6月30日確認。
- <sup>14</sup> 阿部ユボ、前掲「今すぐにでもできることはある—アイヌ民族の要求と先住権」（『インパクション』第167号、インパクション出版会、2009年）21頁。
- <sup>15</sup> 三井物産株式会社「森を通じて、アイヌ文化を守る」（『三井物産CSRレポート2012（詳細版）』、2012年8月）87頁。
- <sup>16</sup> 川上勇治『サルウンクル物語』（すずさわ書店、1976年）49頁。
- <sup>17</sup> 貝澤正『アイヌ わが人生』（岩波書店、1993年）189-190頁。
- <sup>18</sup> 同上、194頁。
- <sup>19</sup> 「アイヌ文化伝承森づくり 国、町、アイヌ協会が協定調印【平取】」（2013年4月19日付『日高報知新聞』）。
- <sup>20</sup> アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会、前掲『報告書』、11頁。
- <sup>21</sup> 小川正人『近代アイヌ教育制度史研究』（北海道大学出版会、1997年）146頁。
- <sup>22</sup> アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会、前掲『報告書』、11頁。
- <sup>23</sup> 小川正人、前掲『近代アイヌ教育制度史研究』、290頁。

- <sup>24</sup> Department of Indian and Northern Development (DIAND). *Basic Departmental Data 2004*. Ottawa:DIAND, 2004, p.37
- <sup>25</sup> ファーストネーションとは、1980年代頃より「インディアン」という用語の代えて使用されてきた用語であり、リザーブを単位とする自治体およびその住人を指すことが多い。
- <sup>26</sup> National Indian Brotherhood. *Indian Control of Indian Education*. Ottawa, 1973, p.3.
- <sup>27</sup> 広瀬健一郎「カナダにおける先住民教育権の保障に関する研究」(『文化女子大学室蘭短期大学研究紀要』第26号、2003年)26頁。
- <sup>28</sup> 同上、25頁。
- <sup>29</sup> 広瀬健一郎『力を結集して—カナダ先住民行動計画』の成立・展開過程におけるインディアン問題・北方開発省と先住民団体のパートナーシップについて」(『カナダ研究年報』第22号、日本カナダ学会、2002年)66頁。
- <sup>30</sup> 佐々木雅寿「報告 先住民の権利に対するアプローチの仕方—カナダ憲法を参考にして」(北海道大学アイヌ・先住民研究センター『アイヌ研究の現在と未来』〔北海道大学出版会、2010年〕)162頁。
- <sup>31</sup> 鷺谷サトは、官立アイヌ小学校であった姉茶尋常小学校に在籍していた時は「楽しかった」が、公立小学校に転校になって「徹底的な差別」に直面したとの回想を残している(鷺谷サト「ただひたすらに人間を信じて」〔郷内満・若林勝編『明日に向かって—アイヌのくびとは訴える』、牧書店、1972年〕21-22頁)。
- <sup>32</sup> 小内透編(『調査と社会理論』・研究報告書30)『新ひだか町におけるアイヌ民族の現状と地域住民』(北海道大学大学院教育学研究院教育社会学研究室、2012)92頁に、教員から「踏んだり蹴ったり、暴力を振るわれた」との証言が記録されている。
- <sup>33</sup> 北海道環境生活部『平成18年 北海道アイヌ生活実態調査報告書』(北海道、2007年)44頁。
- <sup>34</sup> 「北海道旧土人保護法改正資料」(河野本道編『対アイヌ政策法規類集』〔北海道出版企画センター、1981年〕所収)302頁。
- <sup>35</sup> 梅木孝昭編『江賀寅三遺稿 アイヌ伝道者の生涯』(北海道出版企画センター、1986年)89頁。
- <sup>36</sup> 同上。
- <sup>37</sup> 「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する条約」(1995年12月20日公布、条約第26号)。
- <sup>38</sup> 「アイヌ政策 募る不満」(2011年8月29日付け『朝日新聞』)。
- <sup>39</sup> たとえば、1982年に結成された少数民族懇談会(代表・清水裕二)は、迫害を受けた当事者を支援しつつ、差別を告発するとともに、当事者とともに、アイヌ民族理解学習の導入のあり方を追究している。
- <sup>40</sup> 城野口百合子・小川操『復刻版「アイヌに生まれた私の抵抗」城野口百合子・「アイヌとして生きた私の50年」小川操 1978年1月』(少数民族懇談会、2012年)20頁。
- <sup>41</sup> Barron, Robert. “1900 First Nation students are in District 68”, *Nanaimo Daily News*, Feb 23, 2004 及び Barron, Robert. “More First Nations get a passing grade: Aboriginal teenagers credit school district support staff for helping them get their diplomas”, *Nanaimo Daily News*, May 24, 2007.

### 第3章

#### カナダの先住民族教育システムから見た アイヌ民族教育システムの可能性

## 第1節 先住民族教育自治の法的根拠と自治の範囲

カナダの先住民族教育システムの特色は、先住民族自治体による教育自治にある。もちろん、教育自治の質については議論の余地はある。しかし、1972年に全国インディアン協会（National Indian Brotherhood<sup>1</sup>）が教育政策案『インディアン教育はインディアンの手で』（*Indian Control of Indian Education*）を連邦政府に提起して以後、連邦政府は、少なくとも政策文書の上では、先住民族による教育自治の支援を教育政策に掲げてきた。『インディアン教育はインディアンの手で』は、カナダ全土の先住民族自治体が、その総意として教育自治の実現を要求した初めての文書である。全国インディアン協会は、教育自治が「インディアンの権利」であることを次のように述べている<sup>2</sup>。

われらは、子どもの教育は自分たちの手で行うというわれらの権利を取り戻さなくてはならない。カナダ社会においても承認されている二つの教育原理、すなわち、親の責務と地域社会が教育をコントロールするという原理に基づいて、インディアンの親たちは、学校教育への参画と連邦政府とのパートナーシップを模索するのである。…（中略）…インディアンの価値観に基づいたふさわしい教育思想を発展させることができるのは、インディアンの民だけであるとわれらは断言する。一方、保留地に居住していようとまいと、登録インディアン〔＝インディアン戸籍簿に登録されている者〕に対し、あらゆるタイプ、あらゆる階梯の教育を提供する財政上の責任は、連邦政府にあるとの立場を、われらは堅く支持する。

まず注目すべきは、「子どもの教育は自分たちの手で行うというわれらの権利を取り戻さなくてはならない」とあるように、全国インディアン協会が、教育自治は回復すべき権利だとの認識を示していることである。『インディアン教育はインディアンの手で』には、「インディアンの伝統では、子どもたちが、よき人生を送るために必要なこと全てを学べるよう、大人には子どもの学習を見守る責任がある」との一文がある<sup>3</sup>。そもそも、学校教育制度が導入される以前においては、親や地域社会が子どもの教育を担っていた。したがって、学校教育制度が導入された現在にあっても、子どもをどのように教育するかを決定し、実践するのは、あくまでもインディアンの「親と地域社会」にあるのであり、それは回復すべき権利なのだというのである。

1988年、全国インディアン協会の後身団体であるファーストネーション議会（Assembly

of First Nations)は、「ファーストネーション教育自治権限宣言」(*Declaration of First Nations Jurisdiction Over Education*) を発し、この中で、自治権について次のように述べた<sup>4</sup>。

ファーストネーションは自治に対して、固有の権利たる先住民権を有している。ファーストネーションはカナダ政府が発足するよりも遥か昔から、主権をもった自治国〔self-governing nations〕として存在してきた。ファーストネーションは決して、自治権を放棄したことはない。

ここでは教育自治を自治権の一部と把握し、そもそも先住民族は自治権を「固有の権利」として有していると主張した。その根拠として、カナダ政府が発足する以前の先住民族社会もまた「主権をもった自治国として存在してきた」ことを挙げている。近代西洋の国家を相対化し、先住民族社会もまた、近代西洋とは異なる「国 (nation)」だと主張している点が重要である。このような考えは、カナダ政府の承認するところとなっており、1995年に連邦政府が発表した「先住民族自治政府樹立方針」において、「固有の権利たる自治権を、1982年憲法第35条に言う現に存する権利として承認」した<sup>5</sup>。1998年に連邦政府が先住民族社会に対して発した「和解声明」では、「この国がおかれる以前の何千年もの間、彼らは自分たちの形の政府を享有しておりました」<sup>6</sup>として、カナダ建国以前の先住民族社会を「国 (nation)」として承認している。

ファーストネーション議会は、自治は、「固有の権利たる先住民権」と主張しているが、この主張の根拠を、先住民族土地権原に関するカナダ最高裁判所の判決に求めることが可能である<sup>7</sup>。カナダ最高裁判所の判決によれば、自治権も含め、先住民権の法的源泉は、先住民族土地権原にある。ヨーロッパからの移民の到達以前より占有かつ利用してきた土地であることが、当該の土地に対し、「権原」を有する根拠である。この「権原」の内容には、当該の土地をどのように利用するのかを決定する権利が含まれる。土地をどのように利用するのかを決定するとはすなわち、当該の土地を占有し利用する民族の自治に属する事柄である。ここから、自治権が「先住民族の固有の権利」であるという命題が導かれるのである。

手段はどうあれ、教育もまた、太古の昔より、「親と地域社会」が担ってきた事柄である。したがって、教育に対しても当然、自治権が認められなければならない。先住民族土地権原の法的根拠は、先述のように、ヨーロッパからの移民がアメリカ大陸に到着する以

前から、当該地域を占有かつ利用していたという事実にある。したがって、先住民族教育権の根本的な法的根拠は、ヨーロッパからの移民が到達する以前から、当該地域で、子どもの教育を行っていたという事実こそある、ということになる。全国インディアン協会が主張したごとく、教育自治は、まさしく、回復すべき権利だと言うべきである。

以上の議論をアイヌ民族と日本政府の関係に照らすとき、萱野茂の次の発言<sup>8</sup>は重要である。

まずアイヌ国というか国土を、その昔アイヌ民族だけが住んでいたこの島を、アイヌ自身はアイヌモシリと呼んでいた。静かな大地の隅々、沢でも川でも山でも、アイヌ民族自身の言葉で名付け暮らし、対外的に領土とか国として宣言しなくとも、アイヌ民族の国土であったことは間違いない。…（中略）…

しかし、そこで生活をしてきた先住者の生活権すべてを無視し踏みにじり、他人の家へ土足でどかどかと上がり込むようにして和人は来た。アイヌの国を借りるなら借用証書、買ったのなら買い受け証書がなければならない。しかも、国と国の条約になるので、第三国の立ち会いが必要であろうと思う。簡単に言うと隣の土地を私が買う場合、向こう隣の親父を頼んで立会人として署名捺印してもらおう。

そのような具合で、アイヌモシリを日本国に売った覚えも貸した覚えもないのが、私共アイヌの共通した認識なのである。

「対外的に領土とか国として宣言しなくとも、アイヌ民族の国土であったことは間違いない」という認識は、「ファーストネーションはカナダ政府が発足するよりも遥か昔から、主権をもった国として存在してきた」という認識と通じている。また萱野の「アイヌモシリを日本国に売った覚えも貸した覚えもないのが、私共アイヌの共通した認識なのである。」という認識は、ファーストネーション議会の「ファーストネーションは、自治権を放棄したことはない」という主張と相通ずるものである。萱野の主張は、カナダの先住民族政策と比較するときは、決してナンセンスなものではない。先住民族社会を「独自の社会」と見、そこに「自分たちの形の政府を享有」していたと承認することは、先住民族の存在を認める国にあっては、極めてまともな議論なのである。

ところで、河野本道は、「今日のアイヌ系日本国民を『和人』と分けて『ファーストネーション』と見ることはできない。それは、アイヌと和人とが、形式的、社会的、文化的に



非常に古い時代から常に融合関係をもってきているからである」<sup>9</sup>と主張する。河野は文化面などで「共通、近似するところが少なくない」とし、「1300年ないし1200年前頃から以降の北海道島のアイヌ諸グループの文化は「半和風文化」と呼ぶことができるほど変容しているという<sup>10</sup>。

しかし、日本語とは異なる言語を話し、「和人」とは異なる統治システムをもつ社会を築いていたことは疑いようのない事実である。岩崎奈緒子の研究によれば、幕藩体制下において「河川漁業権が一義的にアイヌの側に存在」していたといい、そのような権利は「集団の権利として主張されていた」という<sup>11</sup>。しかも、岩崎は、「場所請負制のシステムがアイヌの保有する権利に規定されながら展開していた事実」を指摘した<sup>12</sup>。このことは、幕藩体制のもとで、アイヌ民族は独自の社会を構成する権利集団として認識されていたことを示している。

瀧澤正は、岩崎の議論をうけて、幕藩体制下において認められていた「アイヌの保有する権利」を「蝦夷地の自然に対するアイヌの権原」として措定できないかと提起している<sup>13</sup>。筆者も、瀧澤の提案に賛成する。アイヌ民族が幕藩体制国家とは異なる社会＝自分たちなりの国家をもっていたことを承認し、「アイヌの保有する権利」をアイヌ民族の「権原」とするならば、アイヌ民族にも自治権が「固有の権利」として導かれる筈である。教育自治は、アイヌ民族にも承認されるべき権利であると筆者は考える。

次に、自治権が及ぶ教育の内容であるが、『インディアン教育はインディアンの手で』が発表された際には、教育とは具体的には幼児教育、初等中等教育、職業教育、中等後教育、成人教育、アルコール・薬物教育を指し、これらに対する教育自治が主張された。「ファーストネーション教育自治権限宣言」もほぼ同様で、これらに保育と特別支援教育への教育自治権が主張された。これに対し、2009年12月にファーストネーション議会が発した『ファーストネーション教育はファーストネーションの手で—われらのヴィジョン、われらの時代』(*First Nations Control of First Nations Education: It's Our Vision, It's Our Time*)では、教育自治権の範囲を次のように表明している<sup>14</sup>。

生涯を通じた学びを用意するとともに、これを受けることは、ファーストネーション諸民族すべての固有の権利であるとともに、条約上の権利である。ファーストネーションは、ファーストネーションの学びにかかわるあらゆる問題に関し、これを管理し決定する権利と責任を有することを断固主張する。

ファーストネーションの諸民族は、学びとは、幼児教育や初等、中等教育だけでなく、中等後教育や成人学習も含んだものであり、フォーマルなものであれ、インフォーマルなものであれ、直感的で経験的な、生涯を通じた旅であると理解する。この生涯を通じた旅は、先住民族と主流社会のどちらの知のシステムもしっかりとつかみとる経験の上のうちたてられなければならない。

この声明は、「教育」(education)を「生涯を通じた学び」(lifelong learning)と呼んでいることに特色がある<sup>15</sup>。声明文にあるように、ここでは学校教育だけでなく、幼児期から成人へのあらゆる時期の、あらゆる形態の学びに対して、自己責任と自己決定の権利があると主張している。既に論じたように、アイヌ民族の間においても、インフォーマルエデュケーションや社会教育における民族教育の実践が、様々な形で展開している。アイヌ民族の民族教育を構想するときも、インフォーマルエデュケーションや社会教育を含め、「生涯にわたる学び」を視野に入れて検討することは、カナダの先住民族との比較の上でも、時宜にかなった視点であると筆者は考える。

## 第2節 幼児教育における先住民族教育制度

先住民族言語の継承に取り組んでいる先住民族自治体では、その多くが、保育所ないし幼稚園において、先住民族言語プログラムを導入している。筆者はこれまで、ニスガ自治区、ギックサン民族のキスピオックス自治体、サーニッチ民族のツアートリップ自治体を訪問したが<sup>16</sup>、いずれの保育所も、先住民族言語プログラムを導入していた。なかでも、サーニッチ民族の自治体では、同自治体が運営するラフウェルネフ民族学校(LAU, WE L N-EW Tribal School)でセンチョッセン語を学習した卒業生が、保育所でセンチョッセン語のイメージングプログラムに取り組んでいた。これとは逆に、まずは先住民族言語での保育からはじめ、それが後に、ファーストネーション学校へと発展した所も散見される(第3節を参照のこと)。

1982年に、萱野茂が「アイヌ語を教えられる保育所」を構想し、出資もしたが、「補助金を出す役所側から反対され、アイヌ語を教えることができなくな」った事がある<sup>17</sup>。役所とは国および北海道であるが、反対理由は「保育所は勉強する所ではない」というものであったという<sup>18</sup>。アイヌ語の教授法が幼児の主体性を尊重し、遊びを通して学ぶものであるならば、「保育所保育指針」(2008年3月28日厚生労働省告示第141号)から逸脱す

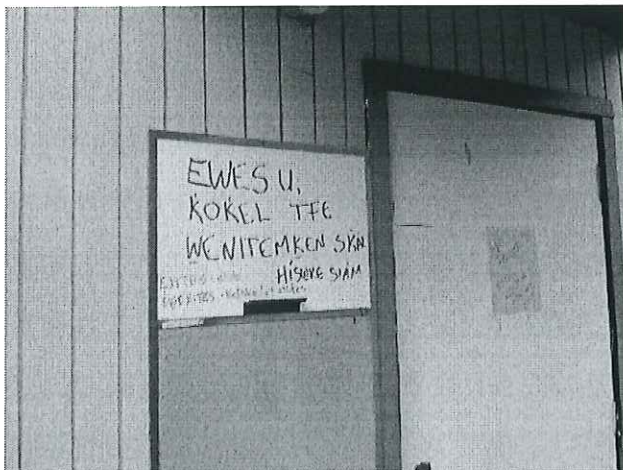
るものではない。現に、外国語活動を取り入れている保育所は少なくないものであり、外国語活動を導入していることを理由に保育所運営費の交付を拒否した例を、筆者は寡聞にして知らない。さらに「児童の権利に関する条約」(1994年5月16日公布、条約第2号)第30条の「原住民である児童は、その集団の他の構成員とともに自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し又は自己の言語を使用する権利を否定されない」との規定に照らして、国は、「アイヌ語使用」を理由に、保育所への補助金の差し止めをすることはできないのではないか。だとすれば、アイヌ語保育から徐々に初等、中等へと、公教育の場における「アイヌ語使用」の場を広げていける可能性がある。



ラフウェルネフ民族学校附属保育園園舎



ラフウェルネフ民族学校正面



園舎入口のメッセージボードに書かれた  
センチョッセン語



ラフウェルネフ民族学校附属保育園の園庭

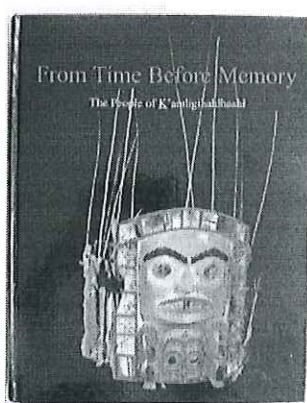
以上、2012年3月12日、筆者撮影

### 第3節 初等中等教育における先住民族教育制度

#### 1 国公立の先住民族学校

##### (1) インディアン法下の先住民族学校

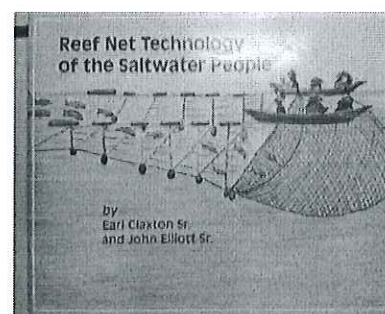
指定居住地に住む先住民族には、1867年憲法の規定により、インディアン法が適用される。指定居住地に設置される学校は、インディアン法に基づいて設置・運営される国設の学校である。1973年以後、連邦政府は、学校の管理・運営権限を先住民族自治体への委譲を進めてきた。2003年度の時点で全国の指定居住地には614の先住民族自治体があり、これらの自治体が管理・運営するファーストネーション学校は496校であった<sup>19</sup>。



ニスガ学習の教材



ギックサン語教科書



サーニッチ学習の教材

ファーストネーション学校の中には、サーニッチ民族のセンチョッセン語の授業等、独自の民族言語教育を展開しているところが多い<sup>20</sup>。民族教育プログラムの導入経緯は、ニスガ政府のように、先住民族自治体を中心となって導入する場合もあれば、セクウェプムウ民族 (Secwepmw=サスワップ民族) のネクウェイクスウェルテン学校 (Neqweyqwelsten School) のように、父母らがまず独自に民族教育プログラムをはじめ、先住民族自治体が追認するというケースもある。同校は1982年、父母らによる「体育館の片隅」での幼児を対象とした午前保育プログラムとして始まり、1983年、シンブクウ自治体が、これを自治体が運営する幼稚園・保育園併設園とし、幼児の成長にあわせて年々学年を延長し、1987年には4年生までを対象とする小学校となった<sup>21</sup>。同じくセクウェプムウ民族の自治体であるアダムスレイク自治体は、1997年、セクウェプムウ語のイマージョンプログラムを行う保育所を開設し、以後、幼児の成長にあわせて年々修業年限を拡張し、現在では3年生までイマージョンプログラム、4年生から9年生までは先住民族言語と英語のバイリンガ

ルのカリキュラムを編成している<sup>22</sup>。

だが、連邦政府からの教育予算には、近隣の公立学校に転校しても支障をきたさない学力を保障すること等の条件や、交付額が近隣の公立学校が州政府より受けている教育費の70%程度である等、様々な制約がある<sup>23</sup>。このような制約を打破するべく、先住民族自治体と連邦、州政府の間で、教育に関する立法権限や予算編成権限を先住民族自治体に認めるという「条約」の交渉が進められている<sup>24</sup>。このような「条約」交渉は、元来、先住民族の土地権原に関する補償交渉として始まり、その中で、教育が位置づけられてきた。教育に特化した自治権保障を求める「条約」(教育条約)の交渉も行われており、1998年、「ミクマック教育自治権限協定」(*Mi'kmaq Education Agreement*)が最終合意に達した他、2006年には、ブリティッシュコロンビア州で、いくつかの先住民族自治体が連合して、教育自治権限の承認について具体的な協議を行うことを定めた「ファーストネーション教育自治権限枠組協定」(*First Nations Education Jurisdiction Framework Agreement*)が合意に達した。



キスピオピックス小学校正面玄関



同校のギックサン語文化クラスの教室

2013年1月7日筆者撮影

先住民族自治体の中には、条約の締結ではなく、州政府の補助金制度の仕組みを活用している例もある。たとえばブリティッシュコロンビア州には「独立学校」(*Independent School*)という制度があり、州の学校設置基準や教育課程の基準を満たしているならば、その上に民族教育的な内容を実施することを認めた上で、学校運営費の50パーセントを交付する、という仕組みがある<sup>25</sup>。この制度を活用しつつ、たとえばギックサン民族のキスピオックス小学校(*Kispipoks Elementary School*)のように、民族言語の授業を導入している

学校がいくつかある。

## (2) 州政府管轄下の先住民族学校

州政府管轄下の先住民族学校には、ブリティッシュコロンビア州の場合には、みっつの型がある。ひとつは、ニスガ民族の取組みであるが、ニスガ民族の指定居住区域を主たる対象区域とする教育委員会を立ちあげ、州政府の管轄下に参入するというものである<sup>26</sup>。参入にあたっては、州の教育課程を遵守する等の制約を受けつつ、一方で、先住民族言語・文化の授業を行うことを州政府に認めさせている。

今ひとつの型は、民族学校として設立されたわけではないが、校区の児童生徒の殆どが先住民族であるという学校で、先住民族言語や文化の教育を行うものである。たとえばギックサン民族のギトワンガク自治体の近くには、キトワンガ小学校 (Kitwanga Elementary School) があり、在籍児童は、全員、先住民族である<sup>27</sup>。同小学校は 1976 年より州政府の認可を受けて「ギックサン語プログラム」を、1979 年には「ギックサン語に流暢になる」ことを目標とする「ギックサン語指導プログラム」を導入し、いずれも修学単位として認められている<sup>28</sup>。このような学校は、事実上の民族学校と言ってよいであろう。ブリティッシュコロンビア州政府は、先住民族児童生徒が多く在籍する学校では、そこへ児童生徒を通学させている先住民族自治体と州政府、当該教育委員会との間で先住民族教育に関する協議を行ったうえで、「先住民族教育向上協定」 (*Aboriginal Education Enhancement Agreement*) の締結を推奨している。したがって、先住民族自治体には、このような公立学校に対しても、学校運営への一定の参画が制度的に確保されていることになる。

最後の型は、地方教育委員会がオールタナティブスクールを開設するというものである。たとえば、ブリティッシュコロンビア州のプリンスジョージ教育委員会は、2009 年 9 月に、先住民族の文化、歴史、言語、世界観の教授を強調した「先住民族専門小学校」 (*Aboriginal Choice School*) を設置している<sup>29</sup>。

## (3) 国公立のアイヌ民族学校の設立可能性

カナダの国公立の先住民族学校の特色を整理すると、基本的には、先住民族自治体が運営主体となっている、ないし、学校運営に積極的に参画しつつあることを指摘できる。日本には、アイヌ民族による「民族自治体」はないが、アイヌ民族が構成員の多数を占める自治会はいくつかある。このような自治会の区域内に設置されている公立学校は、「民族学

校化」の可能性もある。学校運営協議会制度<sup>30</sup>や教員免許の特別免許状制度の活用、特区制度の活用、教育内容についても「総合的な学習」の時間の活用等、具体化の方法として検討する価値がある。その際、このような学校でどのような民族教育的な実践が行われているのかいないのか、民族教育に地元のPTAや自治会はどのような関心をもっているかといった「地元の声」を明らかにすることが重要である。地元で民族教育充実の声があるならば、そこに耳を傾けながら、民族学校を実現する具体的な手立てを、地元住民とともに模索していくことが不可欠であろう。

たとえば、かつて官立アイヌ小学校であった平取町立二風谷小学校は、現在、「ハララキ活動」なる「地域学習」に取り組んでおり、「総合的な学習」の中に位置づけている<sup>31</sup>。「年度の前半に行われる体験活動ではアイヌの伝統文化を中心に『遺跡発掘』や『イナキビ栽培』のほか「木彫り」「アトウシ織り」「チセ作り」など」が行われ、「地域の文化伝承者などから直接話を聞いた上で子供たち自らが栽培し、製作」するのだという。「後半の調査活動」では、『アイヌ語』や『伝統料理』『アイヌ文様』などさまざまなテーマを探し出した上で、自分たちで試行錯誤しながら取材対象を絞「り」、「自分たちの調査を完成」させて、「地域の人を学校に招き発表会を行」っている。ジェフ・ゲーマンの調査によれば<sup>32</sup>、「イナキビ栽培」の取り組みでは、「種まき、収穫、脱穀、加工」のそれぞれの段階で、地域住民の指導を仰ぎ、最後は収穫した「いなきび」で「伝統的アイヌ料理のシト（団子）を試食会で地域の人々にご馳走」するのだという。また、一連の工程に伴う伝統儀礼も教授されるのだという。

学習内容を検討すると、必ずしもアイヌ文化に特化してはならず、「ハララキ活動」の目的も「地域の伝統文化を大事にし、子供たちが自分たちの生まれ育った地域に自信をもつこと」であって、アイヌ民族であることに自信をもつことではない。したがって、この取り組みを「民族教育」と把握することには異論の余地はある。しかしながら、学習内容の中心に「アイヌの伝統文化」が位置付いていること、二風谷で「地域の伝統文化」というとき、それは多くの場合、二風谷のアイヌ文化を意味することから、「地域の伝統文化」に誇りをもつことは、アイヌ民族児童にとっては、アイヌ文化に誇りをもつことを意味する。その意味では、「ハララキ活動」を民族教育と把握することは可能ではなかろうか。

二風谷小学校の取り組みは、カナダの先住民族学校—たとえばニスガ初等中等学校で毎日ニスガ語学習の授業があることと比べれば、「地域文化」の学習時間は格段に短く、アイヌ語が体系的に教授されてもいない。教科名もあくまでも「総合的な学習」であって、「アイ

ヌ民族学習」ではない。しかし、ニスガ初等中等学校等の国公立の先住民族学校も、先住民族言語や先住民族文化のみを教授しているわけではないし、それを最優先事項としているわけでもない。多くの先住民族学校は先住民族言語や文化の学習と同程度に、大学進学へと続く学力の保障に重きを置いている。その意味では、二風谷小学校もカナダの先住民族学校も、先住民族言語文化に関する授業時数に差こそあれ、いずれも、伝統文化の学習と大学進学へと続く学力の保障の双方のバランスを取ろうとしている点では同じである。ゲーマンによれば、「ハララキ活動」の発表会に「親や地域の老人たち」が「積極的に参加し活発に意見を言」ったり<sup>33</sup>、「学習活動」に地元のアイヌ住民が「ゲスト講師」として参加したりしていると言う。このような関わりから、ゲーマンが言うところの「教育活動における地域住民の自己決定の可能性」を見出すことができるならば、二風谷小学校は、実質的な民族学校として発展する芽を有していると言うべきである。

この他、北海道教育委員会が2008年度から2011年度にかけて展開した、北の大地に根ざした豊かな学び推進事業『総合的な学習の時間における指導プログラム』には、白糠町立白糠小学校や白老町立白老小学校が「アイヌの人たちの歴史・文化等に関する学習」の授業研究に参画し、それぞれ年間10時間の教育計画を策定している<sup>34</sup>。これらの学校は、かつて、官立アイヌ小学校が廃止となった際に、和人児童を対象とした学校と統合して設立された学校である。アイヌ民族児童の在籍率が比較的高い小学校であることを考えれば、民族教育としての要素をもった取組みと言えるのではないか。教育課程全体における「アイヌの人たちの歴史・文化等に関する学習」の位置づけや、その企画立案、実施について、地域のアイヌ民族の参画と一定の発言権が保障されるならば、これらの学校もまた、アイヌ民族にとって、公立の民族学校としての性質を芽吹かせることになるのではなかろうか。

## 2 オールタナティブプログラムとしての先住民族学校

カナダには、先住民族団体と地方教育委員会とが共同出資で運営するオールタナティブスクールもある。アルバータ州のカルガリー市教育委員会は、平原インディアン文化サバイバル学校協会(Plains Indians Cultural Survival School Society)との間で、州の教育課程に規定されている教科目については市教育委員会が、先住民族言語・文化に関する教科目については平原インディアン文化サバイバル学校協会が必要経費を負担するという契約を結び、廃校となっていた高等学校の校舎を提供し、1979年、平原インディアン文化サバイバル学校を設置した<sup>35</sup>。この他、サスカトゥーン・インディアン文化サバイバル学校、ラ



イジングスピリット文化サバイバル学校等、1976年から1982年までの間に8校の「サバイバル学校」が設立された<sup>36</sup>。ドン・マカスキルによれば、これらの学校設立の背景には、州政府による公教育制度のもとで、自分たちの子どもがドロップアウトしていく等、親たちの深い失望があった点で共通していたという<sup>37</sup>。

この他、連邦や州政府の補助金を受けず、民間の財団や先住民族自治体からの補助金によって運営している学校もある。このような学校にモホーク民族のアクウェサスネ・フリーダム学校があり、モホーク語のイマージョンプログラムを有している<sup>38</sup>。同校は、民族教育を実施したいと願った8家族の親が、自力で授業をおこなったことに端を発するものである。これらのオールタナティブスクールは、親の強烈な学校設立要求とともに、実際に授業を開始する程の行動力を基盤として発足している点で共通している。

これをアイヌ民族の状況に照らして考えるならば、何より、学齢期の子どもを持つ親が、今すぐにでも民族教育を実施できる学校が欲しいという強い動機と行動力を持っていることが必要となるだろう。このような要求はもっていても、どのように行動してよいかわからない親もいるかもしれない。このような親を見出し、連携し、そうした親の教育ニーズを明らかにするのでなければ、私立のアイヌ民族学校を設立することは現実的ではないように思う。



都市先住民族青年センター正面玄関(バンクーバー市:2010年9月10日 筆者撮影)

カナダにはオールタナティブプログラムとしての民族学校もある。「オールタナティブプログラム」としての民族学校とは、学校としての認可は受けておらず、独立した校舎はもたないが、中等教育修了に必要な教育を提供するプログラムである。運営主体は様々で、ギックサン民族政府が運営する高等学校プログラムのように先住民族自治体が運営するものもあれば<sup>39</sup>、バンクーバのアリエスプログラムのように、バンクーバ市教育委員会の出資のもとに、都市先住民族青年協会（Urban Native Youth Society）が運営するといった形態をとるプログラムもある<sup>40</sup>。アリエスプログラムは、「路上にたむろする 13 歳から 18 歳の先住民青年のためのオールタナティブプログラム」で、「路上から離れた生活を確立し、野外旅行や集団遠足、学級活動を通して、メインストリームの地域社会に引き込むこと」を目的として設置された。運営主体の都市先住民族青年協会は、バンクーバ市教育委員会と州政府の双方から資金を得て運営している。校舎は、都市先住民族青年協会の建物の地下室である。教員には、バンクーバ市教育委員会から正規教員の派遣を受けている。

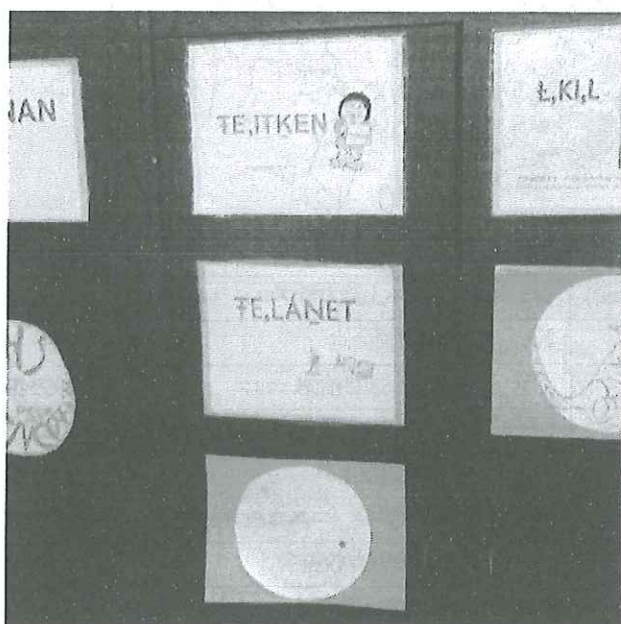
オールタナティブプログラムの設置という観点にたつと、生活館を利用した民族学校や民族保育所の設立は検討の価値がある。既に北海道アイヌ協会札幌支部では、生活館を利用した補習授業の取組みを続けてきた<sup>41</sup>。帯広市では「とかちエテケカンパの会」が帯広市生活館を拠点に、アイヌ民族の子ども達に「学習と遊びの場」を提供するとともに、カナダや台湾の先住民族との交流を深める等の活動を展開し、「アイヌの子供らの私塾」と報じられている<sup>42</sup>。これらは、ノンフォーマル・エデュケーションとしての民族教育の取り組みであり、これらの生活館は、民族教育を提供する場という意味で「学校」である。

北海道アイヌ協会の支部会員の家庭に不登校や高校中退、再入学希望の成人がいる場合には、支部の活動として、オールタナティブプログラムとしての「民族学校」を開校する道もある。この他、生活館の一室を「民族託児所」としてアイヌ語アイヌ文化に豊富に触れる保育を行い、子ども達の成長に合わせて受入対象年齢を引き上げ、オールタナティブスクールへと発展させるという方法もあろう。いずれにしても、このようなタイプの民族学校づくりを追求する際には、まずは北海道アイヌ協会支部との連携のもとに、支部会員の子ども達や会員自身の教育・学習ニーズを明らかにし、そのニーズに応えるような学習の場をいかに構想するかが課題となるであろう。

### 3 先住民族言語学習の教科化

#### (1) ブリティッシュコロンビア州における先住民族言語学習・先住民族学習のカリキュラム上の位置付け

ブリティッシュコロンビア州では、教育自治権の回復を強く要求する先住民族自治体ほど、先住民族言語・文化の学習を推進する一方で、児童生徒に州政府が公認する小学校および中等教育学校の卒業資格を得させることを目指してきた<sup>43</sup>。ニスガ政府は1993年までに教科目「ニスガ語」の履修を、初等教育（幼稚園教育を含む）においては必修科目、中等教育においては、大学入学試験受験資格を得るための選択科目としている<sup>44</sup>。現在、教科目「ニスガ語」は、ブリティッシュコロンビア州政府の中等教育修了認定要件である「第二言語」の1つとなっており、学習指導要領（*Integrated Resource Package*<sup>45</sup>）「ニスガ語」が定められている。現在、「第二言語」科目としてブリティッシュコロンビア州政府が公認している先住民族言語は、次頁の図のとおりである<sup>46</sup>。

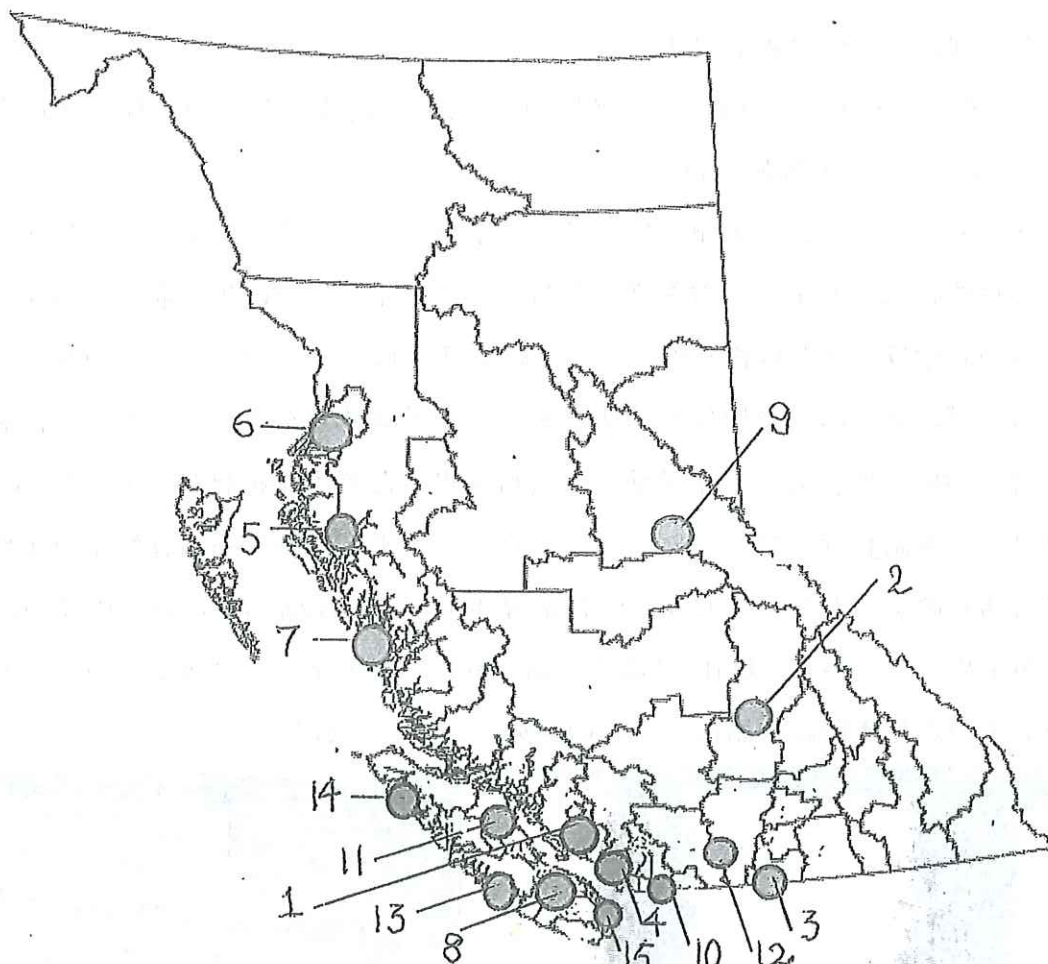


センチョッセン語教室に掲示された単語カード 同教室の壁面

於、ラフウェルネフ民族学校

2011年3月11日、筆者撮影

ブリティッシュコロンビア州政府が定める教科のひとつに「国際言語」がある<sup>47</sup>。この教科には「アメリカ手話」、「フランス語」、「ドイツ語」、「イタリア語」、「日本語」、「中国語（北京語）」、「パンジャビ語」、「スペイン語」を正規の科目として定めている。しかしながら、州政府は、地方教育委員会が、地域の実情にあわせて、ロシア語やクロアチア語、アラビア語、先住民族言語など、任意の言語を「第二言語」科目とすることを認めている<sup>48</sup>。



番号	言語名	運営主体	認可年
1	シュタティムセト上流方言(Upper St'at'imcets)	シュタティムセト上流方言プログラム機構	1998年
2	サスワップ (Shuswap)	第73学区教育委員会他	1999年
3	ヌシリカン (Nsiylxcan)	オソーヨー先住民族自治体	1999年
4	シーシェルト (Sechelt)	シーシェルト民族教育局/第46学区教育委員会	2001年
5	ツィムシヤン (Is'imsyecn)	ツィムシヤン言語機構	2001年
6	ニスガ (Nisga'a)	第92学区教育委員会 (ニスガ教育委員会)	2001年
7	ヘイルツク (Heiltsuku)	ベラベラ先住民族学校協会	2002年
8	フルクィナム (Hul'qumi'num)	第68学区/第79学区教育委員会	2006年
9	ツェケネ (Tsek'ene)	アーツェ・デーヴィ学校	2006年
10	ヘイルクメイレム (Halq'emeylem)	シーノード・アイランド先住民族学校	2007年
11	リクワラクワラ(Liqwala/Kwakwala)	第72学区教育委員会	2008年
12	ヌテケプムシン (Nte'kepmxcin)	第58学区教育委員会	2008年
13	ヌーチャヌルス (Nuu-cha-nulth)	第70学区教育委員会	2009年
14	クワクワラ (Kwak'wala)	第85学区教育委員会及び先住民族教育団体	2010年
15	センチョッセン (SENCOFTEN)	第63学区教育委員会、ウサネク教育委員会	2012年

図 教科として認可された先住民族言語プログラムと所在地

(凡例) 地図中の区分は学区の区分を示す。

「第二言語」の学習指導要領は、各地方教育委員会等で策定し、州教育省の認可を受けることとなっている。このように先住民族に対してのみ特別な配慮をおこなっているのではなく、少数言語話者全般に対する配慮の中で行われている点に特徴がある。また、上記の先住民族言語科目の公認状況をみると、州政府は教育委員会だけでなく、先住民族自治体や先住民族自治体の「教育委員会」、さらに個別の学校に対しても、教科目として実施することを認定している。

先住民族言語の他、12年生の社会科の選択科目のひとつに「ブリティッシュコロンビア州のファーストネーション（12年生）」（*BC First Nations -12*）が設置されている。他にも「総合的な学習」（Cross-Curricular）の主題のひとつとして「先住民族学習カリキュラムプロジェクト」（*Aboriginal Curriculum Integration Project*）が提案され、具体的な教育課程案が提起されている<sup>49</sup>。さらに、教科「英語」の履修にあたり、先住民族の言語文化に配慮した学習指導要領「英語—最初の民族（12年生）」（*English First Peoples -12*）を策定し、通常の英語科の学習指導要領にかえて使用することを認めた。この学習指導要領は、ブリティッシュコロンビア州の先住民族による NGO であるファーストネーション教育運営委員会（*First Nations Education Steering Committee*）と州政府とが共同で開発したものであり、現在、10年生から12年生までの学習指導要領が施行されている<sup>50</sup>。さらに、あらたな学習指導要領として「数学—最初の民族」（*Mathematics First Peoples*）の開発が、現在進められているところである。

かつて新保満は、「デネーに同情的なカリキュラムは生徒の学力を向上させるか」という問いを發し、次のように述べた<sup>51</sup>。

仮に、先住民の生徒と非先住民の生徒とが同じ年数だけ学校教育を受けたとする。先住民の生徒は、彼らの文化的背景を考慮したカリキュラムによって学習する。非先住民の生徒はアカデミック・カリキュラムで学習する。以上から、先住民の生徒は、先住民の文化的背景を考慮したカリキュラムで学習する時間だけ、非先住民の生徒に比べてアカデミック・カリキュラムで学習する時間が少ないことになる。その結果、非先住民の生徒の「学力」は先住民の生徒よりも優位に立つ。…（中略）…上の議論から、先住民の生徒は学歴が低く、「学力」も低いので、たとえ人種的差別が無いとしても、先住民の生徒が「すばらしい職場」に進出することは困難である。だから、長いスパンでみると、先住民は産業社会の底辺近くに集中する結果となる。そして、この

社会的結果は「学歴」の差によるものであり、それは「学校制度」が機能した結果である。学校制度は社会的に正当性（legitimacy）を付与された制度なので、この社会的結果は正当化される。

しかしながら、現在、カナダの先住民族が目指し、ブリティッシュコロンビア州政府が支援しようとしているのは、先住民族学習を進めることが進学に不利にならない学習環境づくりなのである。先住民族学習をすることで進学に不利になるのは、先住民族学習をすすめることに問題があるのではなくて、そのことによって進学に不利になるような「学校制度」にある。カナダにおいては、先住民族学習をすることで進学に不利になるような「学校制度」は、決して「正当性」を付与されてはいない。

ブリティッシュコロンビア州政府や同州の先住民族の取組みは、このような「学校制度」を、ひいては、「産業社会の底辺近くに集中する」ことを余儀なくする社会構造を変革していかなければ、先住民族が独自の言語文化を維持しつつ、現代社会で生き抜く学力を保障することは難しいことを示唆している。そもそも、先住民族学習が導入されることとなった経緯は、先住民族の言語や文化に気づき、先住民族であることを誇りに思えるようになることが、就学率を高め、先住民族の児童生徒が学力を高めていく上で不可欠だとの認識があったことによる<sup>52</sup>。言語文化を学びつつ、先住民族に出自をもつことに誇りをもつことが、早期退学や不登校を克服する上で不可欠だと認識されていたのである。

このようなカナダの現状に鑑みるならば、アイヌ民族の児童生徒への言語文化の伝承や進学支援においても、学校教育制度と結びついた施策が必要不可欠である。アイヌ語アイヌ文化の学習が、各学校階梯の卒業要件になると同時に、そのことが進学機会を保障する仕組みがなければ、学校教育を通じたアイヌ語アイヌ文化の継承は困難であろう。北海道アイヌ協会の阿部ユボは、「高校3年で受験生の娘に、一緒にアイヌ語教室に行かないかと誘」ったところ、「アイヌ語を勉強したら受験に役立つの！」と「怒られ」たという<sup>53</sup>。阿部は「英語の代わりにアイヌ語の試験を受ければよくなる」ようになれば、「私たちの子供もアイヌ語を勉強するようになるのではないのでしょうか」と提起しているが、国際的な観点から見ると、決して特異な考えではない。

また、二風谷アイヌ語教室で子ども達にアイヌ語を教える貝澤真紀は、次のように述べている<sup>54</sup>。

「大学入試にアイヌ語をなぜ入れないのだろうか」という意見がありますが、私も、これから、大学入試にアイヌ語を設けてほしいと思います。それで今、こんな話をしたら変ですが、子どもたちに「頑張ってアイヌ語を覚えなさい」と言っています。アイヌ語をやっていたら、あなたたちがお婆ちゃん、お爺ちゃんになったときに、アイヌ語を話せるだけで暮らしていけるかもしれないよと。

貝澤の発言で重要なのは、アイヌ語が大学入学試験科目となることによって、「アイヌ語を話せるだけで暮らしていけるかもしれない」と展望していることである。考えてみれば、アイヌ語が入学試験科目になれば、アイヌ語科の受験指導のニーズが出てくるであろう。貝澤の発言は、アイヌ語が大学入学試験科目になることで、アイヌ語の学習が大学進学だけでなく、多様な進路を拓き得ることを示唆するものである。なお、『大学入試にアイヌ語をなぜ入れないのだろうか』という意見がありますが」という部分からは、「大学入試にアイヌ語を」という要望が、アイヌ民族の間で、一定の広がりをもって語られている可能性が示唆される。そうであるならば、「大学入試にアイヌ語を」という要望は、一定のニーズがあることになろう。

日本の学習指導要領では、小学校においては教科外活動として「外国語活動」、中等教育においては教科として「外国語」が定められている。『中学校学習指導要領』では「外国語科においては、英語を履修させることを原則とする」と定められている<sup>55</sup>。これについて『中学校学習指導要領解説 外国語編』は、『原則とする』とは、学校の創設の趣旨や地域の実情、生徒の実態などによって、英語以外の外国語を履修させることもできるということである」と解説している。アイヌ語を学習指導要領上の「外国語」とみなせるのであれば、まさに「学校の創設の趣旨や地域の実情、生徒の実態などによって」、オールタナティブなアイヌ民族学校は無論のこと、アイヌ民族の児童生徒の在籍率の高い学校においては、「アイヌ語」を「外国語」の一科目として教授してよいことになる。

しかも学習指導要領に言う「外国語」が何語を指すのか、学習指導要領上、指定されてはいない。東京外国語大学言語文化学部は、中学校および高等学校教諭一種免許状を取得する課程として、英語の他、ドイツ語、フランス語、イタリア語、スペイン語、ポルトガル語、ロシア語、中国語、モンゴル語、インドネシア語、ラオス語、ビルマ語、ペルシア語の教員養成課程を開設している<sup>56</sup>。このことからすれば、学習指導要領の「外国語」は、特定の言語に限定されてはいないようである。これだけの「外国語」が教員養成課程の認

可を受けているのだから、ここから「アイヌ語」を排除する理由はないのではなかろうか。「アイヌ語」科の教員養成課程の設置も、教育職員免許法上、設置者の努力次第で実現可能だと、筆者は考える。

アイヌ語を学習指導要領上の「外国語」とすることが可能であれば、「アイヌ語」を教科「外国語」の一科目として開講することも、また、「アイヌ語」の教員養成課程を設置することや大学入試センター試験において「アイヌ語」を出題することも、いずれも、現行の法体制のもとで実現可能である。アイヌ語はもちろん「外国」の言語ではないが、「外国語」の中に「アイヌ語」をいれることはナンセンスなことではない。カナダとの対比で言えば、先住民族言語も、国外の言語あるいは国外でも使用可能な言語という意味では「国際言語」ではないにもかかわらず、「国際言語」の一科目として公認されている。この程度の柔軟な姿勢は、法制度の運用の問題であるから、「外国語」の中にアイヌ語を位置づけることは、具体的に議論をはじめべき事柄である。

アイヌ語が先住民族の言語である故に「外国語」の科目にはできないと言うのであれば、国会が「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」を採択したこと、「アイヌ政策有識者懇談会」が「国には先住民族であるアイヌの文化の復興に配慮すべき強い責任がある」と述べていることを踏まえて、国会が認定した先住民族の言語である故にこそ、国の「配慮」として、教科「外国語」の中に「アイヌ語」科を入れることを認めるべきである。この程度の「配慮」は、あつてしかるべきである。

実のところ、「外国語」の科目として「アイヌ語」を設定することを禁じたり、中学校教諭一種免許状（アイヌ語）の教員養成課程を設置することを禁じたりする法令は、存在しないのではないか。各学校ないし教育委員会が外国語の科目として「アイヌ語」を設定したり、大学において「アイヌ語」科の教員養成課程の認可申請をしたりすれば、認可される可能性があるのではないか。そうであれば、学習指導要領の改訂を待つ必要はない。この点について、2009年7月14日の北海道議会予算特別委員会において河合清秀議員が「国の決定を待つのではなく北海道が独自に選択制にするなどによりアイヌ語教育は可能と思います」と述べて、これについての所見を北海道教育委員会に求めた<sup>57</sup>。これに対し北海道教育委員会は次のように答弁した。

学習指導要領上においてアイヌ語については明確な規定はないが、総合的な学習の時間などにおいて、本道の各地域について学ぶ中でアイヌの人たちの歴史と文化を理解



する指導の一つとして、アイヌ語を取り上げた学習活動を行うことは可能であると考えている。

この答弁を読む限り、北海道教育委員会は、アイヌ語はあくまでも「総合的な学習の時間など」において、「アイヌの人たちの歴史と文化を理解する一つ」として教授するものであって、語学教育としてアイヌ語を教授するものとは考えていない。

だが、一方で、「アイヌ語については明確な規定はない」との認識を示しているから、語学教育としてアイヌ語を教授してよいかどうかの判断は、北海道教育委員会の裁量の範囲内である可能性もあるのである。もちろん、語学教育としてアイヌ語を教授してはならないとする法的な根拠はない。むしろ、「児童の権利に関する条約」第30条の「原住民である児童は、その集団の他の構成員とともに自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し又は自己の言語を使用する権利を否定されない」の規定から、アイヌ民族が「アイヌ語」科の設置を要求し、各学校ないし市町村教育委員会が「アイヌ語」科を開設しようとするときは、北海道教育委員会はこれを拒むことはできないのではないか。

いずれにしても、教科「外国語」の中に「アイヌ語」が入り、とりわけ大学入試センター試験の科目として「アイヌ語」が出題されれば、受験者数はともかく、それ自体、「アイヌ語」の普及啓発の基盤をつくることになる。アイヌ語学習のニーズを刺激するためにも、まずは入試科目とすることに筆者も賛同する。アイヌ語の教員については、当初はアイヌ語話者ないしアイヌ語に習熟している者に「臨時免許状」を交付する等して対応し、同時に、教員養成課程をもつ大学において、アイヌ語の教員養成課程の開設と教員養成をすすめるべきであろう。なお、2013年度の大学入試センター試験における「外国語」科目は、「英語」の他に、「ドイツ語」、「フランス語」、「中国語」、「韓国語」であった<sup>58</sup>。

ジェフ・ゲーマンは、教員養成課程に「アイヌ語の課程が存在しないこと」等をあげて、学校教育におけるアイヌ語の授業実践は、「技術的に難しいと推測される」という<sup>59</sup>。しかし、カナダでは、先住民族言語を教授しようとする父母や地域住民が、先住民族言語教員の養成課程もなく、またバイリンガル教育の専門的な訓練も受けない中で、まずは先住民族言語の授業を開始していた。カナダの例を当てはめてみるなら、先住民族言語の授業を導入するという決定が先であって、教材やカリキュラム、教員養成などの体制は、教育実践を展開しながら模索していけばよいのである。できることからはじめ、地域住民で協力しあって取組むことは、アイヌ語の場合でも十分に可能である。

この他、アイヌ語アイヌ文化の正規科目化の方図をいくつか考察しておく。上野昌之は、「アイヌ語学習」について、「学校設定の選択科目とすることは、教授者の配置さえできれば、高等学校の場合、容易なことである」と指摘している<sup>60</sup>。そうであるならば、アイヌ語やアイヌ学習を、高等学校の卒業要件科目とすることは意義がある。オールタナティブなアイヌ民族学校を構想するならば、現行の学習指導要領においても、アイヌ語を正規の授業科目として設定可能だということである。既設の公私立高等学校にこのような選択科目の受講を、とりわけ、アイヌ民族生徒に保障するためには、たとえば、一定数以上の受講希望者がある場合には、少なくとも北海道内の高等学校には開講を義務付けるようなことも検討する価値があろう。たとえばカナダのオンタリオ州は、「国際言語」の授業について、受講希望者が23人以上あれば、開講することを義務付けている<sup>61</sup>。

小学校や中学校の教育課程において学校設定の選択科目とすることが困難であれば、少なくとも北海道内の市町村においては、地元のアイヌ民族が導入を求める時には、体系的な「アイヌ民族理解学習」の導入を義務付けるような施策を考えるべきである。北海道内の小中学校においては、先述の『総合的な学習の時間における指導プログラム』の研究開発など、様々な学校で、教育実践研究が重ねられている。現行の学習指導要領のもとでも、市町村の判断で、「農業科」や「コミュニケーション科」など様々な「教科」を設定することが許されている。二風谷小学校の「ハララキ活動」は、これに類するものであろう。

アイヌ語の「正規」科目化の方図として、「外国語」ではなく、「国語」に着目することも可能である。これはカナダの「英語」の事例とは異なるが、「国語」の「古典領域」の選択項目として「ユカラ」を位置づけることの適否は、議論すべきことである。たとえば『中学校学習指導要領解説 国語編』には、「古典の指導については、我が国の言語文化を享受し継承・発展させるため、生涯にわたって古典に親しむ態度を育成する指導を重視する」とある<sup>62</sup>。これをアイヌ民族の立場で考えれば、ここで言う「我が国の言語文化」には、国会が「アイヌ民族を先住民族とすること」を認めた以上、アイヌ民族の言語文化も含まれるべきである。したがって、希望する者には、日本語の古典ではなく、アイヌ語の「古典」を学習することが保障されるべきである。それは、もちろん高校入試や大学入試で不利益を被ることのないよう、入学試験制度においても配慮されるべきことであり、これを求めることは、「児童の権利に関する条約」第30条に基づく権利と見るべきである。

この他、社会科の科目のひとつに「アイヌ学習」や「アイヌ史」を入れることも議論すべきである。大学入試センター試験において毎年「アイヌ学習」や「アイヌ史」の問題

が作成されることは、「アイヌ文化」の何よりの「普及啓発」ではなかろうか。そしてそのことは同時に、アイヌ民族にとって、アイデンティティ形成のひとつの拠り所になるのではなかろうか。

アイヌ政策推進会議委員の本田優子は、かつて、札幌市アイヌ施策推進計画検討委員として、委員会の場で次のように述べている<sup>63</sup>。

例えば、小学校の中で、国語の時間に太宰治をやるぐらいだったら、ウエペケレの物語の中で国語を学んでいけばいいのです。本当は、その国語は本来であれば外国語に相当するものではあるのですが、そんなことを今言っても仕方がないので、どうせなら国語の時間にアイヌの教材を使ってやれる、社会の時間には基本はアイヌの歴史を勉強していく、そういうことを学校教育の中でアイヌの子供たちに小さいときから保障していくべきだと思うのです。それは、ある意味で民族学校みたいなことになるのですが、それを今の体制の中ですぐつくれるかということ、やはりいろいろな障害があると思います。

ここで本田が言っている「国語の時間にアイヌの教材を使ってやれる」というのは、ブリティッシュコロンビア州の『英語—最初の民族』に対応させ得るものである。これをあえて日本の状況に置いて考えれば、たとえば「ウエペケレ」の日本語訳やアイヌ民族作家の著作等を用いて、現行の学習指導要領に準拠するような教科書を作成し、検定で合格の上、アイヌ民族の児童生徒が多数就学する地域において、地域の合意のもとで採択する、ということになるだろうか。これならば、学習指導要領を改訂する必要はない。副読本だけでなく、アイヌ民族の文学作品等を教材とする正規の国語教科書の編纂事業は、今後の検討課題とするべきであろう。また「社会の時間には基本はアイヌの歴史を勉強していく」というのは、「ブリティッシュコロンビア州の先住民族 12年生」が選択科目となっていることに対応させ得る。これは日本の状況でいえば、日本史や世界史と並んで、アイヌ史やアイヌ学習を選択科目にするということである。

「アイヌ政策有識者懇談会」は、教育に関する施策として、「アイヌの歴史や文化等に関する基礎的な知識の習得や理解の促進が可能となるような環境整備が重要である」として、大学等でアイヌの歴史や文化等についての指導法を研究して「教育の現場」に活用していくこと、教科書における記述の充実、小中学生向けの副読本の配布数の拡大、教職員等へ

の研修の充実、アイヌに関する授業の事例の収集・促進を提起している<sup>64</sup>。これらの施策は、いずれも、当事者の「やる気」に委ねた提案である。学校や教員の自主性に委ねてしまっている現状では、根本的な解決にはならないし、むしろ問題の先送りとなるだけであろう。したがって、このような授業をアイヌ児童生徒が希望した際に、必ずしも、その希望にこたえることを保障するものではない。単に大学等で「適切な指導を可能とするような方策を総合的に研究」することを求めるだけでは、事態は動かない。そうした研究が不可欠となる仕組みを具体的に提案する必要がある。

先住民族であるアイヌ民族の児童生徒が、アイヌの歴史や文化を学ぶ権利があるとするならば、そうした学びの場を法的に保障するべきである。そのためには教科書の記述の充実に留まらず、学習指導要領の中に体系的に位置づけることや、教育委員会が策定する教育基底の中に明確な位置づけを与え、必ず取り上げなければならない仕組みを構築する必要がある。その点で、外国語科の中に「アイヌ語」という科目を設置することの可否、社会科の中に日本史や世界史とならべて「アイヌ史」を設置することの可否を真面目に議論すべき時が来ているのではないか。このことは、アイヌ民族の児童生徒に学びの場を保障するだけでなく、「国民の理解の促進」を大きく前進させることであろう。

『報告書』には、「アイヌの歴史、文化等について、十分かつ適切な理解や指導を可能とするよう教育内容の充実を図っていくことが重要である」として、具体策として「次回の学習指導要領改訂に向けた課題として検討していくことも必要である」<sup>65</sup>と提起されている。アイヌ政策推進会議には、是非、学習指導要領の改訂にあわせて、新教科の設置の可否についての議論を望みたい。いずれにしても、アイヌ語学習やアイヌ民族学習が学習指導要領に位置付き、履修希望者があるときにはこれを保障する制度が整うことで、様々な施策が動き出すこととなる。たとえば、アイヌ語の授業が行われるためには、先住民族言語を教授する教員の養成が必要となるのであり、そうした教員を養成するにはアイヌ語の継承者を養成する必要がある。その結果、言語文化の伝承を制度的に保障することとなる。

「アイヌ政策有識者懇談会」は、「民間の企業や諸団体、さらに一般の国民一人ひとりが、アイヌの歴史や現状についての理解を深め、それぞれの場で共生のための努力を傾けることが望まれる」と述べた上で、「このことにつけても、教育の重要性を改めて強調しておきたいと思う。教育の場こそ、国民一般がアイヌ民族のことについて理解を深め、また、アイヌの子どもたちが自民族の文化について愛着をもって接する重要な契機となるからであ

る」と述べた<sup>66</sup>。「教育の重要性」を言うのであれば、まずもって、国がこのような「教育」を実現する制度的枠組みを整える必要がある。「アイヌ政策有識者懇談会」は、「国民一般がアイヌ民族のことについて理解を深め、また、アイヌの子どもたちが自民族の文化について愛着をもって接する重要な契機となる」ような「教育」は、国民一般の自発性に委ねるだけでは実現できない現実を直視していないと言わねばならない。

## (2) 先住民族言語復興における先住民族言語の教科化の意義

先住民族言語の教科化とカナダの先住民族言語の復興の関わりについて付言しておく。カナダの先住民族言語の復興は、必ずしも、先住民族言語話者が多数いる中で始まったのではない。先住民族言語を第一言語とする者が多数いて、そうした子ども達に対するバイリンガル教育もあるが、児童生徒の殆どが英語を第一言語としている場合の方が圧倒的に多いのである。たとえばニスガ民族の場合でも 2006 年に調査対象となった 0 歳から 19 歳の住民 465 名中、英語を母語とする者は 440 名にのぼった。残りの 25 名についても、母語の内容が不明なので、これをただちにニスガ語とみなすわけにはいかない。ここでは、サーニッチ民族の事例を、渥美一弥の研究成果をふまえつつ、筆者によるインタビュー調査の結果を交えて、報告する。

サーニッチ民族の言語であるセンチョッセン語が学校で教えられるようになったのは、1972 年のことであるという<sup>67</sup>。ただし、この時はサーニッチ民族で用務員であった方が、放課後、希望する児童に教えていたのだという。モアらの調査によれば<sup>68</sup>、1976 年、サーニッチ民族の指定居住地のひとつツァートリップ自治体が運営するファーストネーション学校で、保育所から 8 年生まで、センチョッセン語の授業が導入され、一日 15 分から 30 分、センチョッセン語会話の他、サーニッチ民族の歴史や価値観等が教授されるようになった。1986 年、サーニッチ民族自治体は、ツァートリップのファーストネーション学校を廃止して、ツァートリップも含め、サーニッチ民族自治体傘下の全ての自治体を校区とするラフウェルネフ民族学校を設置し、1988 年、センチョッセン語を正規の教科とし、現在に至っている<sup>69</sup>。そして、2012 年 1 月、一年ほどの準備期間を経て、マオリの「言語の巣」をモデルとしたセンチョッセン語のイマージョンプログラムが、ラフウェルネフ民族学校附属保育園に導入された<sup>70</sup>。

だが、1972 年にセンチョッセン語の授業が行われた時には、子ども達の母語は英語であり、親の世代にセンチョッセン語はほとんど継承されていなかった。現在、ラフウェルネ

フ民族学校の高等部でセンチョッセン語を教授するA氏がセンチョッセン語を身に付けたのは、成人してからであったという<sup>71</sup>。学校で夕方に長老たちが開いた大人向けのセンチョッセン語講座に通い、「あらゆる場面でセンチョッセンを使うと決心し」、「長老たちと日常会話をセンチョッセンで行えるほどになった」という。ここでは、第一世代というべきセンチョッセン語教員が、センチョッセン語を母語としていなかったこと、同時にセンチョッセン語を母語とする方とのセンチョッセン語会話を通じて、センチョッセン語を身に付けた点が重要である。

センチョッセン語学習の成果については、たとえば、渥美一弥は、1990年代に「自分の祖父母（センチョッセン）と両親（英語）の通訳ができるまでになっていた」小学生と出会ったと述べている<sup>72</sup>。A氏は、筆者に、今では教え子がセンチョッセン語の教員となっているといい、言語継承の基盤はできた、センチョッセン語は死なないと語った。

センチョッセン語が言語復興に成功しつつある制度的条件のひとつは、ファーストネーション学校でセンチョッセン語が教科として位置付いていることではなかろうか。たとえ日常生活ではまったく使われなくなってしまっても一少なくともセンチョッセン語教育の導入時、児童も児童の親もセンチョッセン語はまったく使えなかった—センチョッセン語が正規の教科となっているが故に、子どもたちは学校でセンチョッセン語を学び、センチョッセン語を身に付けた卒業生が、今度は教員として母校で教授にあたるというサイクルを生み出しているのである。2012年に保育所にイマージョンプログラムが導入されたのは、40年にわたる言語教育を通じて、センチョッセン語のニーズが広がりを見せた結果ではなかろうか。

「アイヌ政策有識者懇談会」は、『報告書』において「アイヌ語をはじめとする文化の振興」を政策課題に掲げている。そこでは「アイヌ語等に関する講座や指導者の育成等の既存のアイヌ文化振興施策の充実強化」をうたってはいるが<sup>73</sup>、学校教育におけるアイヌ語教育は念頭にないようである。カナダに限ってのことであるが、管見の限りで恐縮ではあるが、言語復興に成功しつつある先住民族言語で、学校教育に先住民族言語教育が導入されていない事例を、筆者は知らない。また、そのような先住民族自治体では、保育所ないし幼稚園段階で先住民族言語プログラムを導入しているところも多い。さらに、先住民族自治体が運営する「先住民族大学」では、先住民族言語教員の養成を行っているところもある。先住民族言語の継承には、フォーマルな教育制度のもとでの先住民族言語学習が不可欠ではなかろうか。もしそうであるならば、先住民族言語学習を学校教育に位置

づけることは国の義務であり、そのような位置づけを求めることはアイヌ民族の権利と言うべきである。果たして、学校教育にアイヌ語教育を導入しないでアイヌ語を復興することは可能であろうか。

#### 第4節 高等教育・成人学習における先住民族教育制度

先住民族が運営主体となり、先住民族言語文化に関する研究をおこない、先住民族の学生を主な学生とする大学を、本稿では、「先住民族大学」と呼ぶこととする。「先住民族大学」として比較的規模の大きな大学にカナダファーストネーション大学（First Nations University of Canada）がある<sup>74</sup>。同大学はフルタイムの学生がおおよそ800名おり、科目等履修生を含めるとおおよそ2000名が就学している。同大学は1976年、サスカチュワン州の先住民族自治体の連合組織であるサスカチュワン・インディアン連合（Saskatchewan Indian Federation）が、リジャイナ大学と協定を締結して、サスカチュワン・インディアン連合大学として開学した。同大学での履修単位はリジャイナ大学によって承認され、学位や資格・免許も、リジャイナ大学が授与する。学部には「先住民族教育学部」、「公共政策・ビジネス学部」、「インディアン福祉学部」、「サスカチュワン看護学部」、「北方医療科学部」がある他、学部には所属せず学際的な学修の場として、「インディアン文学」（英語、インディアン言語および言語学、先住民族研究、インディアンコミュニケーション）、「インディアン芸術」、「先住民族保健および科学」（環境科学を含む）の3専攻があり、リジャイナ大学の科目を併せて履修することにより、文学士又は理学士の学位を取得できる。

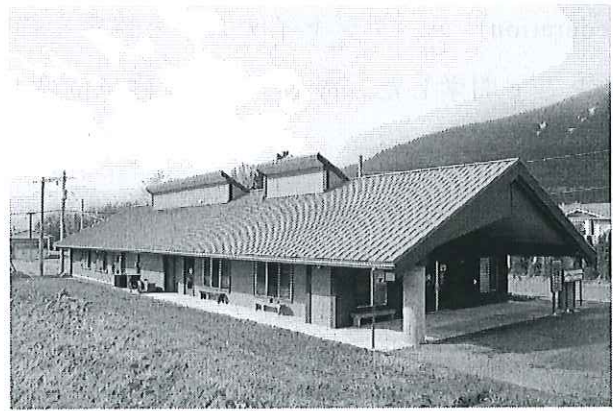
カナダファーストネーション大学の学生は、リジャイナ、サスカトーン、プリンスアルバートにあるキャンパスでの学修の他、リジャイナ大学のすべての授業を受講することができる。リジャイナ大学の他、ルーテル大学、チャンピオン大学でも学修可能である。同大学は、個別の先住民族自治体とも協定を結び、先住民族自治体が運営する高等教育機関にサテライトキャンパスを置き、たとえば、プリンスアルバートにあるブラックレイク・デネシュライン自治体には、ブラックレイク・デネシュライン教員養成プログラムが置かれている。

ブリティッシュコロンビア州には、先住民族自治体が設置・運営する「先住民族大学」がある。2010年度の時点で、38校ある<sup>75</sup>。これらの「先住民族大学」は必ずしも「大学」を名乗ってはいないが、カナダ大学協会が公認する学位を取得できるところもあることから、本稿では「大学」と呼ぶこととする。たとえば、ニスガ叡智の家大学（Wilp Wilxo'oskwhl

Nisga'a Institute) は、ニスガ住民有志によって、ニスガ自治区 (Nisga'a Land) 内に設置された大学である<sup>76</sup>。高校中退者に対して高卒資格をとれるよう支援するアップグレード科目から職業訓練科目を開講する他、ノーザンブリティッシュコロンビア大学との提携のもとに、ニスガ研究で学士号及び修士号を取得するコースがある。ニスガ叡智の家大学長のディアン・ナイスは、筆者の取材 (2009年10月21日) に応えて、ニスガ研究で学士号や修士号をとれるようになったことが、ニスガの高等教育機会の拡大の上で、大きな役割を果たしたと述べた。ニスガ叡智の家大学は独自にニスガ語教員の養成等もおこなっているが、ここでも、ノーザンブリティッシュコロンビア大学の協力を受けている。なおニスガ叡智の家大学の運営であるが、州政府からの補助金と「ノーザンブリティッシュコロンビア大学ニスガ叡智の家支援基金」なる慈善団体からの寄付金によって運営されている<sup>77</sup>。



ニスガ叡智の家大学正面玄関



同、校舎全景 2010年3月18日、筆者撮影

先住民族自治体が設置・運営する高等教育機関の中には、学位の取得はできないものの、保育士や看護師などの専門資格・免許の取得が可能な教育機関もある。このような機関も、大学と提携して授業を展開していることから、本稿では、「先住民族大学」と呼ぶこととする。たとえば、ギックサン民族政府のギックサン・ウェットスウェッテン教育センターはニコラ・バレー工業大学と提携し大学編入学準備コースを開設したり、ノークエスト大学等と提携して看護助手や准看護師養成コース、保育士養成コースを設置している<sup>78</sup>。このような地域の福祉に従事する人材養成コースの他、たとえば保育士養成コースにおいてギックサン語の授業を行う等、民族言語教育も行っている。同センターは、地域づくりに必要な人材の養成にあたり、民間の財団や連邦政府から補助金を得て提携先大学に、設置しようとするコースを担当する講師の人件費を支払う。この時、講師にはギックサン民族



自治体の住人の中から講師適格者を推薦して、提携先大学の非常勤講師として雇用してもらっているという。このようにして、「先住民族大学」は地域づくりに必要な人材の養成をはかるとともに、人材養成に携わる指導者もまた、地域住民が担当するという仕組みをつくっている。

サーニッチ民族の自治体もまた、サーニッチ成人教育センターなる「先住民族大学」を設置している<sup>79</sup>。ここではカモスン大学、ヴィクトリア大学、ブリティッシュコロンビア大学、バンクーバアイランド大学と提携し、大学進学準備コースや高等学校卒業資格取得コースといった成人学習から、保育者養成プログラムのような専門教育コースを有している。とりわけ特色があるのは、「センチョッセン語徒弟的学習プログラム」で、センチョッセン語の教員養成を行っていることである。既に述べたように、センチョッセン語は学習指導要領に位置づけられ、先住民族学校の教科となっている以上、センチョッセン語を学校で教える教員の養成が不可欠となっている。先住民族言語の継承は、単に学校で教授するにとどまらず、必然的に、先住民族言語を教授する教員の養成を必要とするのであり、それを制度的に保障するためには、地域の「先住民族大学」において、教員養成を図ることが必要となっているのである。



フリダ・ディーリング北西海岸芸術学校の工房

(ノースウェストコミュニティ大学、テラス、2009年10月21日、筆者撮影)

さらに、既存の大学が、民族大学的なカリキュラムを持つ場合もある。たとえばノースウェストコミュニティ大学には、フリダ・ディーリング北西海岸芸術学校 (Freda Diesing School of Northwest Coast Art) が設置されている<sup>80</sup>。この学校は、「北西海岸の伝統芸術

を芸術の域に高めることに焦点をあてる」ものであり、先住民族の子孫であることを入学条件としている。ブリティッシュコロンビア大学教育学部では、先住民族研究を教育課程の中心に据えた教員養成課程 (*Native Indian Teacher Program*) を設置している<sup>81</sup>。ここでは、先住民族であるかどうかは入学要件ではないが、先住民族教員の養成に大きな貢献をしている。

以上の「先住民族大学」の特色を整理する。一つ目の特色は、カナダの「先住民族大学」の多くは、既存の大学と連携しながら、先住民族の地域社会のニーズに応えるような教育課程を設置していることである。地域社会のニーズとは保育士や看護師の養成といった職能開発の教育が含まれており、先住民族言語文化の継承に特化しているわけではない。二つ目の特色は、先住民族言語や文化の学修を通じて学士号や修士号を取得する途を開いていることである。先住民族言語の学修の場合には、先住民族言語教員という就職口があり得るが、先住民族言語や文化の修得がそのまま職能に結びついているわけではない。しかし、重要なことは学士号なり修士号を得ているということであり、学位を取得すること自体が就職の可能性を広げている。三つ目の特色は、「先住民族大学」の存在によって、地域社会開発を地域住民とともに進めることを可能にしているということである。

以上は、いずれの場合も、既存の大学との連携や、先住民族の主体性が民族大学設立の鍵となっている。アイヌ民族大学を構想する際には、既存の大学の中に、民族言語や文化を専門的に学ぶ課程を置くこと、民族研究だけでなく、学歴向上や地域の産業に従事する技能訓練等も視野に入れること、アイヌ民族の集住地域にサテライトキャンパスを置いて、複数の大学と提携しながら運営する大学等、多様な可能性を模索することも重要な課題であろう。その際には、たとえば観光事業従事者の養成やアイヌ語アイヌ文化の伝承者の養成コースをアイヌ民族が多数を占める自治会が設置し、そうしたコースの運営にかかる費用は、たとえばアイヌ文化振興・研究推進機構から助成を受ける等し、その費用を北海道大学なり北海道教育大学に払って、講師派遣あるいは地元の人材を非常勤講師として雇用してもらう等のことは検討してよいのではないか。

提携先大学についても、特定のコースは特定の大学というように固定的に考える必要はなく、北海道内の国公立大学が連携して、コンソーシアムを組み、「アイヌ民族大学」を設置し、アイヌ民族が多数居住する地域にサテライトキャンパスを置く、というようなことも考えられてよいのではなかろうか。単位認定権者についてはコンソーシアム＝「アイヌ民族大学」とする方法も考えられようし、あるいは、コースごとに単位認定大学を決め

るという方法もあるだろう。カナダファーストネーション大学の卒業生がリジャナイ大学の学士号を得ることを日本にあてはめてみるならば、「アイヌ民族大学」の学士号を、たとえば北海道大学が授与する、ということになる。

日本においては、札幌大学が「アイヌの若者」を対象とし、「授業料相当額（入学金）」を交付する一方、「ウレシパ特別コース」（アイヌ語、アイヌ文化、北方史など）の履修を義務づける「ウレシパ・プロジェクト」を設置した<sup>82</sup>。アイヌ民族の学生を対象とした「アイヌ語やアイヌ史など民族文化教育を保障」<sup>83</sup>するプログラムは、初等教育から高等教育まで、他に例をみない。既存の大学による「先住民族大学」に類似する取組みである。

「市民大学」の位置づけではあるが、平取町は「観光ボランティアの裾野を広げる」施策の一環としてシシリムカ・イオル文化大学の開催を政策課題にあげている<sup>84</sup>。シシリムカ・イオル文化大学は、平取町が2003年に国土交通省北海道開発局室蘭開発建設部より委嘱を受けた「アイヌ文化環境保全対策調査」の一環として、「アイヌ伝統文化、イオル構想、本調査の経過や成果などに関連する問題について共に学び合う場」として設置されたものである<sup>85</sup>。同大学は「公開的な学習講座」であるとのことであるが、地域振興に携わる人材育成事業等を担ったり、「学習講座」の受講によって北海道内の大学と「単位互換」が可能になったりすれば、学校教育法上の大学へと発展する可能性も出てくるのではなかろうか。

「大学」という名称を掲げてはいないが、現在、国の施策としておこなっている中等後教育的な民族教育がある。白老町で展開している「アイヌの伝統的生活空間（イオル）再生事業」（以下、白老イオル再生事業と略記）における「伝承者育成事業」である<sup>86</sup>。白老イオル再生事業は、アイヌ文化振興・研究推進機構が国土交通省および北海道から事業予算補助を得て、白老町に事業を委託しているもので<sup>87</sup>、白老町、北海道アイヌ協会白老支部、白老民族芸能保存会、アイヌ民族博物館、白老町教育委員会等が「白老町イオル再生事業対策検討委員会」を設置し事業を立案、展開している<sup>88</sup>。2008年8月5日、伝承者育成事業が開講し、1期生8名が入学した。開講式で谷本一之アイヌ文化振興・研究推進機構理事長は、「アイヌの文化学院を想定しながら伝習館の一步としてやりたい」<sup>89</sup>と述べており、アイヌ文化伝承の「民族学校」という性格を持つ。これは、国が、アイヌ文化の伝承者を、社会教育機関ではあるが、フォーマルな教育機関を通じて養成しようとすることを意味し、伝承者育成の新段階に入ったことを意味する。

この事業は、現在、アイヌ政策関係省庁連絡会議の「民族共生の象徴となる空間」基本

構想の中で、「文化伝承・人材育成機能」をもつものとして、「充実、強化し、自然空間等のリソースの総合性を活用した、アイヌ文化全般に通暁した文化伝承者の育成に重点を置くもの」と位置付けられている<sup>90</sup>。したがって、「民族共生の象徴となる空間」構想は、国立のアイヌ民族教育機関という性格を有する「国家的プロジェクト」である。この「象徴となる空間」（以下、「象徴空間」と略記）には「調査研究」機関としての機能も位置づけられているから<sup>91</sup>、「象徴空間」それ自体、高等教育としての民族教育機関という性格がある。国立民族学博物館が総合研究大学院大学の基盤機関になっているように、「象徴空間」が総合研究大学院大学の基盤機関のひとつになるならば、国立の「アイヌ民族大学院大学」となり得る。

ところが、アイヌ民族学生に対する高等教育機会の拡大について、「アイヌ政策有識者懇談会」は何も提案していない。わずかに「民間の企業や諸団体、さらに一般の国民一人ひとりが、アイヌの歴史や現状についての理解を深め、それぞれの場で共生のための努力を傾けることが望まれる」とした上で、「一部の私立大学でアイヌの人々に奨学金を給付するなどの進学奨励措置を講じているが、企業等においてもそうした大学の卒業生を積極的に受け入れるなどの取組がなされることが期待される」<sup>92</sup>と例示したに過ぎない。国として、アイヌ民族学生への奨学措置をどう講ずるかについて、一切、言及しない。

大学進学の問題と関わって、常本照樹は「日本の大学入試制度の中で先住民族であることを考慮すること」は、「点数以外を配慮するのはおかしい、と考える日本人」が多いという事情から、「アメリカほど簡単ではない」として、国立大学におけるアイヌ民族生徒へのアファーマティブアクションを暗に否定した<sup>93</sup>。一方で、私立大学におけるアイヌ民族生徒へのアファーマティブアクションについては、日本国憲法が「私学の自由と個性というものを認めている」として可能であることを示唆している。「奨学金」については入学試験と違って、アイヌ民族学生のみを対象とする制度は「柔軟に対応することが可能」だと述べている<sup>94</sup>。結局のところ、常本が提起するアイヌ民族に対する高等教育政策は、奨学金制度以外は、国が責任をもって実施することは困難であるとして、私立大学の自発性に委ねていることになる。

たしかにアイヌ民族の学生を、アイヌ民族であるというだけで、無条件に、非アイヌ民族の学生よりも入学要件を緩和することは、国立大学においては難しいのかもしれない。だが、アイヌ民族に出自をもつことが、結果的に、入試に有利に働くという仕組みは積極的に考えてもよいのではなかろうか。アイヌ語やアイヌ文化を専攻する学科は無論のこと、

そうでなくとも、たとえば文化人類学関連の学部の入学試験において、アイヌ民族の受験生がそれまでの生活等の中で培ってきたアイヌ文化やアイヌ語、アイヌ史に関する知識などを考慮して点数化することは可能であろう。もちろんアイヌ文化に深い知識をもつ非アイヌ民族の受験生とは対等に競争することにはなる。国立大学においても、運動能力や芸術能力を点数化した推薦入学試験制度はあるのだから、アイヌ語やアイヌ文化等の知識や能力を点数化することは何ら不公正なことではない筈だ。

このような制度の存在はアイヌ民族の児童生徒を励ますこととなり、「アイヌ政策有識者懇談会」が危機感をもって提起する「アイヌの人々も含めた研究者の育成」<sup>95</sup>を促すのではないか。常本は「アイヌ出身者の研究者の育成は急務」だと述べ、大学院に進学を希望するアイヌ民族の「学生たちをきちんと教育することが私どもの役目」だと述べる<sup>96</sup>。しかし、アイヌ民族の学生を教育する以前に、アイヌ民族の学生を一人でも多く入学させる仕組みを構築しなければ、学生教育どころではない。文学部や言語学部あるいは教育学部において、「アイヌ民族研究」で学士（文学）や学士（言語学）あるいは学士（教育学）の学位を取得できる学士課程を設置し、このような課程に推薦入学試験を導入することは、カナダで展開しているような、既存大学による「先住民族大学」づくりへの一歩となるのではないか。

## 第5節 先住民族教育行政システム

カナダには、先住民族自身が先住民族教育全体を統括するような、公的な「教育省」や「教育委員会」は存在しない。「先住民族教育委員会」と称すべきところは、各民族単位で組織され、法的な地位と権限を有する公的機関であり、先住民族自治体を基盤としている。たとえば、カナダの「先住民族教育委員会」には、ニスガ教育委員会（第92学区ニスガ教育委員会）のように州政府管下の教育委員会のひとつとなっているところもあれば、ウサネク教育委員会のように州政府の管轄外にあつて、サーニッチ民族の居住域全体を管轄下に置くところもある。なおニスガ教育委員会のような州政府管下の「先住民族教育委員会」はカナダ全土においても極めて稀であり、先住民族自治体の殆どが、自治体独自の「教育委員会」（School Board）ないし「学校委員会」（School Committee）を組織し、連邦政府の管轄下にある。オールタナティブスクールの場合は、カナダでは、各校にそれぞれ学校運営委員会（School Society）等が設置されているが、このような組織を「教育委員会」と呼ぶことはない。



ニスガ教育委員会庁舎表札



同、会議場 (2010年3月19日、筆者撮影)

アイヌ民族の「先住民族教育委員会」を構想するのであれば、アイヌ民族としての意志決定の仕組みをどう民主的に構築するか、民族自治政体の構想につながる問題として検討する必要があるだろう。カナダの状況に類似したものを構想するなら、アイヌ民族の場合は「民族自治体」がないので、アイヌ民族が構成員の多数を占める自治会を基盤とした「教育委員会」を構想することになるだろうか。たとえば、アイヌ民族の在籍率の高い学校を抱える自治会が近隣の同様の自治会と連合して「アイヌ民族教育委員会」を立ち上げ、既存の教育委員会から独立するということが考えられるかもしれない。自治会単位ではアイヌ民族の構成率が低くなる場合には、北海道アイヌ協会の各支部や北海道外のアイヌ民族団体が、「民族自治体」的な役割を担うことも考えられるであろう。

今ひとつ、カナダには、教育行政機構としての機能を有する先住民族の非営利団体が、いくつかが存在する。ここでは、ブリティッシュコロンビア州にあるファーストネーション教育運営委員会を取り上げる<sup>97</sup>。図は、その組織図である。ファーストネーション教育委員会は、1992年、バンクーバで開催された先住民族教育に関する会議で、先住民族自治体が管理運営する州規模の先住民族教育団体の結成が必要だとの決議を受けて発足した。2010年度現在で、88の先住民族自治体から一名ずつ理事が選出されて理事会を構成し、この他に理事長、副理事長、事務局長、会計担当の4名がおり、いずれも先住民族自治体の構成員である。88名の理事は、中等後教育小委員会、ファーストネーション言語小委員会、地域教育協定小委員会のいずれかに所属している。教育研究、情報交換、情報提供、先住民族自治体支援、教育行政支援、先住民族自治体のネットワークづくり、政府の教育政策、政府の教育関連プログラム、地域、州、国いずれの段階にかかわらず、先住民族児童生徒に影響を及ぼす事柄について新しい情報を得つつ、先住民族自治体と共有していく活動を行っているという。

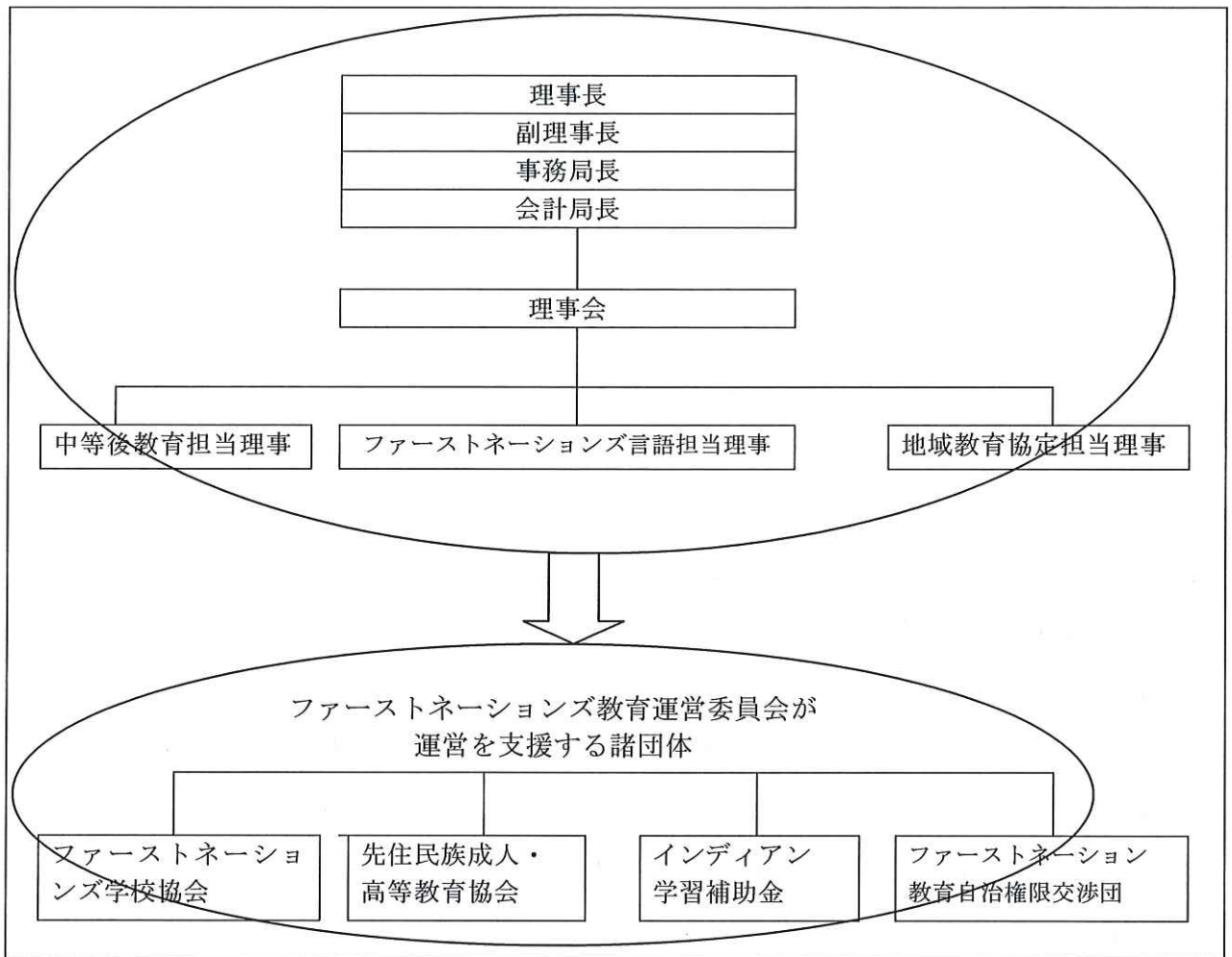


図. ファーストネーションズ教育運営委員会の組織図

(出典)

First Nations Education Steering Committee. *Annual Report 2010/2011* West Vancouver, FNESC, 2012 をもとに作成。

教育行政的なサービスのいくつかを掲げると、以下のとおりである。

- ・ 連邦政府の教育関連補助金申請業務の援助や補助金のとりまとめ、分配
- ・ 州政府と共同での、学習指導要領『英語—最初の民族』（10年生から12年生）、同『数学—最初の民族』（10年生～12年生）の策定
- ・ 先住民族学習の教材開発

この他、1996年に、ブリティッシュコロンビア州内のファーストネーション学校で組織するファーストネーション学校協会（First Nations School Association）の立ち上げを支援してより、協会の運営に関わり、ファーストネーション学校の認証・評価活動を行っている<sup>98</sup>。2010年度現在で、会員校は130校である。また2002年には州内の「先住民族大学」で構

成する先住民族成人学習・高等教育協会（Indigenous Adult Education and Higher Learning Association）の立ち上げを支援し、同協会の運営の支援も行っている。2010年度現在の会員校は38校で、先住民族自治体が運営する「先住民族大学」に対し様々な支援を行っている。

ファーストネーション教育運営委員会は、このような教育行政的なサービスだけでなく、先住民族に関する教育政策や施策の策定に関わろうとしてきた。1999年、有資格先住民族教員の増加や先住民族の知識、文化、歴史に対する理解の促進、教育に関する意思決定において先住民族の観点を取り込むこと等について、連邦および州政府、教員免許授与機構、教員組合、教育委員会委員協議会、教育長協議会、父母委員会連合、校長会、先住民族諸団体と共同で事業をすすめるべく、「パートナーシップ協定覚書」（Memorandum of Understanding）を締結した<sup>99</sup>。共同事業には、たとえば、ファーストネーション教育運営委員会と先住民族成人学習・高等教育協会がブリティッシュコロンビア州の教員免許授与機構に対し、「先住民族学習コース」の履修を教員免許取得の必修とするよう働きかけ、2010年12月、教員免許授与機構は、先住民族学習コースの履修を教員免許取得の必修とする方針を発表するに至っている<sup>100</sup>。この他にも、ファーストネーション教育運営委員会と先住民族成人学習・高等教育協会は、ブリティッシュコロンビア州教育学部長会議との間で、先住民族言語教員養成プログラムの策定につき、共同で取り組むことにつき合意書を交わしている。

ファーストネーション教育運営委員会は、連邦および州政府からの補助金、会員自治体からの会費、種々の財団からの補助金によって運営されている<sup>101</sup>。補助金の大半は連邦政府によるものであるが<sup>102</sup>、連邦政府が設置したわけではない。連邦や州政府の補助金制度を活用しつつも、あくまでも先住民族自身が独自の「先住民族教育行政機構」一州規模であることを考えれば、ブリティッシュコロンビア州における「先住民族教育省」の役割を果たす組織を立ち上げたのである。

これをアイヌ民族の状況の中で考えてみると、たとえば、北海道アイヌ協会の各支部や北海道外のアイヌ民族団体から一名ずつ理事を選出するような形で「全国アイヌ民族教育委員会」を構成するということになるだろうか。あるいは、アイヌ民族が構成員の多数を占める自治会が中心となって理事を選出し、「全道アイヌ民族教育委員会」を構成するという方法もある。たとえば、北海道教育委員会の裁量にかかる事項や教員養成におけるアイヌ学習の必修化等は、「全道アイヌ民族教育委員会」ないし「全国アイヌ民族教育委員会」が中



心となって折衝を行うとともに、具体的な提案を行い、地方教育委員会の裁量にかかる事項については、北海道アイヌ協会支部ないしアイヌ民族が構成の多数を占める自治会等で作る全道各地の「アイヌ民族教育委員会」が地方教育委員会との折衝を行う等のことが活動内容となろう。運営資金については、北海道アイヌ協会各支部がこれらの「アイヌ民族教育委員会」の運営に関わる場合にはその会費の一部を充てる他、アイヌ文化振興・研究開発財団からの補助金を活用する等、このような組織に北海道および国が補助金を交付する仕組みを構築することが検討課題になろう。

## 註

- <sup>1</sup> 全国インディアン協会は、先住民族指定居住地の自治体の全国組織である。現在はファーストネーション議会 (Assembly of First Nations) と名称を変更している。
- <sup>2</sup> National Indian Brotherhood. *Indian Control of Indian Education*. Ottawa, 1973, p.3.
- <sup>3</sup> *Ibid.*, p.1.
- <sup>4</sup> Assembly of First Nations (AFN). *Tradition and Education: Towards A Vision of Our Future: A Declaration of First Nations Over Education*, Ottawa: AFN, 1988, p.1.
- <sup>5</sup> Department of Indian Affairs and Northern Development(DIAND). *Federal Policy Guide: Aboriginal Self-Governmen*, Ottawa: Minister of Public Work and Services, 1995.
- <sup>6</sup> Government of Canada. *Gathering Strengths- Canada's Aboriginal Action Plan*, Ottawa: Minister of Public Work and Services, 1997, p.4.
- <sup>7</sup> Slattey, "Making Senses of Aboriginal and Treaty Rights" in Magnet, Joseph Eliot. *Constitutional Law of Canada: Cases, Notes and Materials* vol.1- 8th edition. Juliriber, 2001, pp.815-816.
- <sup>8</sup> 萱野茂『アイヌの里 二風谷に生きて』(北海道新聞社、1987年) 26-27頁。
- <sup>9</sup> 河野本道『「アイヌ」ーその再認識ー歴史人類学的考察』(北海道出版企画センター、1999年) 224頁。
- <sup>10</sup> 同上、222-223頁。
- <sup>11</sup> 岩崎奈緒子「<歴史>とアイヌ」(キャロル・グラック他 (日本の歴史 25) 『日本はどこへ行くのか』[講談社、2010年]) 200-203頁。
- <sup>12</sup> 同上、216頁。
- <sup>13</sup> 瀧澤正「明治初期開拓使の土地改革とアイヌの土地ーおもに北海道地所規則第7条をめぐって」(『北大史学』第51号、北大史学会、2011年) 3頁。
- <sup>14</sup> Assembly of First Nations. *First Nation Control of First Nation Education: It's Our Vision, It's Our Time*, December 2009, p.8.
- <sup>15</sup> "lifelong learning"は、通常、「生涯学習」と訳されるが(例えば、学校教育用語編集委員会編『英和・和英 学校教育用語集』[教育開発研究所、1999年])、日本の「生涯学習」とカナダの先住民族の言う "lifelong learning"が同一ないし類似の概念であるのかどうか検討をしていないので、今回は、「生涯にわたる学び」と訳すことにした。
- <sup>16</sup> 訪問調査は2012年3月12日、ラフウェルネフ民族学校附属保育所、2013年1月7日、キスピオクス小学校、2013年3月4日にニスガ自治区をそれぞれ訪問した。
- <sup>17</sup> 萱野茂『妻は借りものーアイヌ民族の心、いま』(北海道新聞社、1994年) 90-91頁。
- <sup>18</sup> 本多勝一「深海流 アイヌ語塾の誕生」(1982年11月8日付け『朝日新聞』)。
- <sup>19</sup> Department of Indian Affairs and Northern Development (DIAND). *Basic Departmental Data 2004*. Ottawa, 2005. 筆者が調べた限り、DIANDは、2004年度以後の先住民族自治体数とファーストネーション学校の統計データを公表していない。
- <sup>20</sup> 以下、渥美一弥「虹をかけた人々ーニシカ族の教育と神話的世界ー」(『民族学研究』第56巻第2号、日本民族学会、1991年)、広瀬健一郎「ブリティッシュコロンビア州における先住民

- 族教育権限体制下の先住民族教育権保障の展開」(『カナダ教育研究』第 11 号、カナダ教育学会、2013 年)印刷中を参照し、注記は略した。
- <sup>2 1</sup> Simpcw First Nation の Website<[www.simpcw.com/services/education](http://www.simpcw.com/services/education)>を参照。2013 年 1 月 31 日確認。
- <sup>2 2</sup> Efron, Sarah,“BC natives set out to save endangered language”, *Globe and Mail*, July 16, 2005.
- <sup>2 3</sup> 広瀬、前掲「ブリティッシュコロンビア州における先住民族教育権限体制下の先住民族教育権保障の展開」、印刷中。
- <sup>2 4</sup> 同上の論文の他、広瀬健一郎「カナダにおける先住民教育権の保障に関する研究」(『文化女子大学室蘭短期大学研究紀要』第 26 号、2003 年)を参照。
- <sup>2 5</sup> *Independent School Regulation, Authority: Independent School Act*, BC.
- <sup>2 6</sup> Mackay, Bart. “Nisga’a Experience”, *Indian Education in Canada vol.2., Challenge*, Vancouver: UBC Press, 1987.
- <sup>2 7</sup> Kitwanga Elementary School. *Kitwanga Elementary School: Our Story*. 他、同校の website<[kitwanga.cmsd.bc.ca/](http://kitwanga.cmsd.bc.ca/)>を参照。2013 年 6 月 30 日確認。
- <sup>2 8</sup> More, Author J., Purcell, Susan and Mirehouse, Grace. *Survey of Indian Education Projects in B.C. Schools*. Vancouver: Faculty of Education, UBC, 1983, pp.155-156.
- <sup>2 9</sup> Steffenhagen, Janet. “Aboriginal educators find hope aimed dismal student result: System beings to reach out to first nations, to celebrate their history and give them pride in who they are”, *Vancouver Sun*, June 13, 2008.
- <sup>3 0</sup> この制度の可能性については、既に本田優子が第 4 回札幌市アイヌ施策推進計画検討委員会の席上で提案している(札幌市『第 4 回 札幌市アイヌ施策推進計画検討委員会 議事録』(於、札幌市役所本庁舎、2009 年 12 月 17 日) 16 頁-17 頁。札幌市「アイヌ施策の推進」のウェブサイト<[www.city.sapporo.jp/shimin/ainushisaku/](http://www.city.sapporo.jp/shimin/ainushisaku/)>より入手、2013 年 6 月 30 日確認)。
- <sup>3 1</sup> 笠原孝治「アイヌ伝統文化を実体験—第 21 回時事通信社『教育奨励賞』努力賞受賞校⑩北海道平取町立二風谷小学校」(『内外教育』、時事通信社、2005 年 10 月 25 日) 8-9 頁を参照。以下、特に断りのない限り、注記を略す。
- <sup>3 2</sup> ゲーマン、ジェフ「地域と文化に根差した教育についての考察—二風谷小学校の取り組みを中心に」(『飛梅論集—九州大学大学院教育学コース院生論文集』第 9 号、2009 年) 78 頁。
- <sup>3 3</sup> 以下の引用部分は、同上論文、80-81 頁による。
- <sup>3 4</sup> 北の大地に根ざした豊かな学び推進事業『総合的な学習の時間における指導プログラム』(北海道教育委員会、2011 年 3 月)および『ピラサ』第 15 号(北海道教育庁学校教育局義務教育課、2009 年 3 月 4 日)を参照。
- <sup>3 5</sup> 廣瀬健一郎「カルガリー市の多文化教育とカナダ・インディアン民族教育」(『年報 いわみざわ』第 12 号、北海道教育大学岩見沢分校、1991 年)。
- <sup>3 6</sup> 以下、McCaskill, Don. “Revitalization of Indian Culture: Indian cultural Survival Schools”, in Barman, Jean(eds). *Indian Education in Canada vol.2: The Challenge*, Vancouver: UBC Press, 1987, pp.160-161.を参照。ただし、このうちいくつかの学校は既に廃校となっている。この他、アール・E・ニュートン(玉岡賀津男訳)「サスカチュワン州における多文化主義教育」(関口礼子編『カナダ多文化主義教育に関する学際的研究』[東洋館出版社、1988 年])には、サスカトゥーン・インディアン文化サバイバル学校に関する叙述がある。
- <sup>3 7</sup> McCaskill, op. cit., p.159.
- <sup>3 8</sup> Akwesasne Freedom School の Website<<http://freedom-school.org>>2013 年 6 月 30 日確認。この他、同校の設立経緯や教育内容、運営方法については、寺地五一「モホークのフリーダム・スクール」、同「モホークのフリーダム・スクールその 3」(『先住民族の 10 年 News』第 83~84 号、2002 年)に詳しい叙述がある。
- <sup>3 9</sup> Gitksan Wet’swet’en Education Society(GWES)の website<<http://www.gwes.ca/aboutus.htm>>(2013 年 6 月 30 日確認)。
- <sup>4 0</sup> *Aries Program: The Training the Leader of Tommorrow*(Urban Native Youth Association)および同校教職員へのインタビュー(2010 年 9 月 9 日)による。
- <sup>4 1</sup> 加藤町子、本多千嘉子「札幌市生活館日曜学習会について—学習会 2 年目のあゆみ」(’80 合同教研集会レポート、北海道高等学校教職員組合、1980 年)。
- <sup>4 2</sup> 丹羽恭太「アイヌの子供らの私塾『エテケカンパの会』台湾へ」(『十勝毎日新聞社ニュース』、2010 年 1 月 7 日)電子版<[www.tokachi.co.jp/news/201001/20100107-0003915.php](http://www.tokachi.co.jp/news/201001/20100107-0003915.php)>2013 年 6 月 30 日確認。

- <sup>43</sup> 広瀬健一郎、前掲「ブリティッシュコロンビア州における先住民族教育自治権限体制下の先住民族教育権保障」他、広瀬健一郎「ニスガ条約 (*Nisga'a Final Agreement*) 下の先住民族教育権保障の展開—ニスガ自治区の教育制度と実践」(『カナダ教育研究』第 10 号、カナダ教育学会、2012 年) を参照。
- <sup>44</sup> 広瀬健一郎、前掲「ニスガ条約 (*Nisga'a Final Agreement*) 下の先住民族教育権保障の展開—ニスガ自治区の教育制度と実践」を参照し、注記は略した。
- <sup>45</sup> “*Integrated Resource Package*”は「日本の学習指導要領の教科解説書に近いもの」であるが(小川洋「民族融合の進むブリティッシュ・コロンビア州の教育改革」[小林順子他編著(カナダの教育 2)『21 世紀にはばたくカナダの教育』、東信堂、2003 年] 18 頁)、ここでは学習指導要領と訳すことにする。
- <sup>46</sup> BC Ministry of Education. “Template Developed Provincially Approved Second Language Curriculum”, in the website <[http://www.bced.gov.bc.ca/irp/template\\_developed.php](http://www.bced.gov.bc.ca/irp/template_developed.php)> (2013 年 6 月 30 日確認) を参照。また地図には BC Stats 作成の BC School District を BC Stats のウェブサイト <[www.bcstats.gov.bc.ca/statisticsbysubject/geography/referencemaps/Schools.aspx](http://www.bcstats.gov.bc.ca/statisticsbysubject/geography/referencemaps/Schools.aspx)> より入手し、これをもとに作図した。2013 年 6 月 30 日確認。
- <sup>47</sup> Ibid.
- <sup>48</sup> Ibid.
- <sup>49</sup> BC Ministry of Education. “Cross-Curricular Resources” in the website <[www.bced.gov.bc.ca/irp/curric\\_resources.php](http://www.bced.gov.bc.ca/irp/curric_resources.php)> (2013 年 6 月 30 日確認)。
- <sup>50</sup> First Nations Education Steering Committee (FNESC). *Annual Report 2010/2011*, West Vancouver: FNESC, 2012, p.20.
- <sup>51</sup> 新保満、シンサ・アン・ストラザーズ『変貌するカナダ先住民の学校教育』(御茶ノ水書房、1999 年) 164—165 頁。
- <sup>52</sup> たとえば、第 39 学区教育委員会(バンクーバー市)が導入したオールタナティブプログラム「先住インディアン学習」の内容と目的には、このような認識が示されている (More, Author J., Purcell, Susan and Mirehouse, Grace. *op. cit.*, p.55) .
- <sup>53</sup> 阿部ユボ「国連『先住民族権利宣言』とアイヌ民族」(反差別国際運動日本委員会 (IMADR-JC) 編(現代世界と人権 23)『先住民族アイヌの権利確立に向けて』[IMADR-JC、2009 年]) 51 頁。
- <sup>54</sup> 貝澤真紀「せっかくアイヌとして生まれたのだから」(岡田路明編『未来へ—若きアイヌ民族からの伝言』[札幌テレビ放送株式会社、2008 年]) 36 頁。
- <sup>55</sup> 『中学校学習指導要領解説 外国語編』(文部科学省、2008 年 7 月) 98 頁。
- <sup>56</sup> 「東京外国語大学において授与資格を得させることができる教員の免許状の種類等に関する規程」(2013 年 2 月 26 日規則第 5 号) 東京外国語大学ウェブサイト <[www.tufts.ac.jp](http://www.tufts.ac.jp)> より 2013 年 6 月 30 日採取。
- <sup>57</sup> 以下、「予算特別委員会(教育委員会質問アイヌ語教育)」(河合清秀「かわい清秀-Goo ブログ」 <<http://blog.goo.ne.jp/seishu-info/>> より 2013 年 7 月 20 日採取。
- <sup>58</sup> 独立行政法人大学入試センター理事長通知「平成 25 年度大学入学者選抜大学入試センター試験」(平成 24 年 5 月 31 日入試セ事一第 23 号)。
- <sup>59</sup> ゲーマン、前掲「地域と文化に根差した教育についての考察—二風谷小学校の取り組みを中心に」、81 頁。
- <sup>60</sup> 上野昌之「アイヌ民族とアイヌ語学習—先住民族の言語権の視点から」(『埼玉学園大学紀要 人間学部編』第 12 号、2012 年) 243 頁。
- <sup>61</sup> 児玉奈々「カナダの初等教育段階のマイノリティ言語教育—『国際言語』としてのプログラム運用の実態」(『カナダ研究年報』第 31 号、日本カナダ学会、2011 年) 47 頁。
- <sup>62</sup> 『中学校学習指導要領解説 国語編』(文部科学省、2008 年 7 月) 5 頁。
- <sup>63</sup> 札幌市、前掲『第 14 回 札幌市アイヌ施策推進計画検討委員会 議事録』、16 頁。
- <sup>64</sup> アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会『報告書』(内閣官房長官宛、2009 年 7 月 29 日) 31 頁。
- <sup>65</sup> 同上、32 頁。
- <sup>66</sup> 同上、32—33 頁。
- <sup>67</sup> 渥美一弥「資源としての民族誌的『情報』—カナダ・ブリティッシュ・コロンビア州先住民サーニッチの教育自治と『文化』復興」(『立教アメリカン・スタディーズ』第 30 号、立教大学アメリカ研究所、2008 年) 55 頁。

- <sup>68</sup> More, Author J., Purcell, Susan and Mirehouse, Grace. *op. cit.*, p.179.
- <sup>69</sup> 渥美一弥 『『情報』としての『民族』—カナダ西岸先住民サーニッチの『文化』復興運動における政治・経済的状况』(『第 19 回北方民族文化シンポジウム報告 北太平洋沿岸文化—政治経済と先住民社会』、北海道立北方民族博物館、2005 年) 53 頁。
- <sup>70</sup> Reeuwijk, Christine van. “SENCOTEN Language nest strive to revive traditional tongue”, *Saanich News*, February 2, 2012.
- <sup>71</sup> 渥美一弥 『『文化を過去形で語ること—カナダ西岸先住民・サーニッチのサケ漁、『リーフネット漁』に関する『語り』について』(『第 12 回北方民族文化シンポジウム報告 北方における漁撈と文化変容の関係—サケをめぐる文化—』、北海道立北方民族博物館、1998 年) 57 頁。
- <sup>72</sup> 同上。
- <sup>73</sup> アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会、前掲『報告書』、36 頁。
- <sup>74</sup> 以下、First Nations University の website < [www.fnuniv.ca](http://www.fnuniv.ca) > の記事を参照。2013 年 1 月 31 日確認。
- <sup>75</sup> First Nations Education Steering Committee. *op. cit.*, p.15.
- <sup>76</sup> 広瀬健一郎、前掲「ニスガ条約 (*Nisga'a Final Agreement*) 下の先住民族教育権保障の展開—ニスガ自治区の教育制度と実践」を参照。
- <sup>77</sup> Nisga Lisims Government. *Nisga'a Final Agreement Implementation Report 2008-2009*, New Aiyanshi: Nisga'a Lisims Government, BC Government and Government of Canada, 2009, p.7.
- <sup>78</sup> 以下の Gitksan We'tswe'ten Education Center に関する記述は、同センターの前掲 website の他、GWES. “Are you interested in advancing your education?”他、2012 年 3 月 13 日における同センター職員へのインタビューによる。
- <sup>79</sup> WSANEC Education Board の website < <http://wsanecschoolboard.ca/post-secondary> > を参照。2013 年 6 月 30 日確認。
- <sup>80</sup> Northwest Community College. *Freda Diesing School of Northwest Coast Art: First Nations Fine Arts*.
- <sup>81</sup> Native Indian Teacher Training Program のウェブサイト < <http://www.teach.educ.ubc.ca/bachelor/nitep> > を参照。
- <sup>82</sup> 札幌大学「ウレシパクラブ」のウェブサイト < [www.sapporo-u.ac.jp/department/ureshipa/#content01](http://www.sapporo-u.ac.jp/department/ureshipa/#content01) > を参照。2013 年 6 月 30 日確認。
- <sup>83</sup> 本田優子 「(地方発) アイヌの若者を奨学生に」(2010 年 8 月 24 日付『毎日新聞』)。
- <sup>84</sup> 北海道平取町『平取町観光振興ビジョン』(平取町、2012 年 3 月) 4-9 頁。平取町役場ウェブサイト < [www2.town.biratori.hokkaido.jp/biratori/machi/pdf/kankovision.pdf](http://www2.town.biratori.hokkaido.jp/biratori/machi/pdf/kankovision.pdf) > より採取。2013 年 6 月 30 日確認。
- <sup>85</sup> 北海道平取町『沙流川文化評価業務 アイヌ文化環境保全対策調査 総括報告書』(北海道平取町、2006 年 3 月) 9 頁。
- <sup>86</sup> 白老町「レラコラチ 風のように—アイヌの伝統的生活空間(イオル)の再生事業 白老地域計画」(2006 年 3 月) 6 頁。白老町「白老のアイヌ施策」のウェブサイト < [www.town.shiraoi.hokkaido.jp/docs/2013012300233/](http://www.town.shiraoi.hokkaido.jp/docs/2013012300233/) > より入手、2013 年 6 月 30 日確認。
- <sup>87</sup> 同上、9 頁。
- <sup>88</sup> 同上、53 頁。
- <sup>89</sup> 「白老でアイヌ文化伝承者育成開講式」(2008 年 8 月 7 日付『室蘭民報 WEB NEWS』) < [www.muromin.mnw.jp/muromin-web/back/2008/08/07/20080807m\\_08.html](http://www.muromin.mnw.jp/muromin-web/back/2008/08/07/20080807m_08.html) > 2013 年 6 月 30 日確認。
- <sup>90</sup> アイヌ政策関係省庁連絡会議『『民族共生の象徴となる空間』基本構想』(2012 年 7 月 31 日) 5 頁。
- <sup>91</sup> 同上、4 頁。
- <sup>92</sup> アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会、前掲『報告書』、41 頁
- <sup>93</sup> 常本照樹(札幌大学附属総合研究所 BOOKLET 第 4 号)『アイヌ民族と教育政策—新しいアイヌ政策の流れの中で』(札幌大学附属総合研究所、2011 年) 19 頁。
- <sup>94</sup> 同上。
- <sup>95</sup> アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会、前掲『報告書』、35 頁。
- <sup>96</sup> 同上、27 頁。
- <sup>97</sup> 以下、FNESC. *op. cit.* を参照し、注記は略した。
- <sup>98</sup> *Ibid.*, p.15.

---

<sup>99</sup> 以下、*Ibid.*, p.13.

<sup>100</sup> 以下、*Ibid.*, p.14.

<sup>101</sup> *Ibid.*, p.34.

<sup>102</sup> 総額 3105 万 4476 ドルの収入の内、2686 万 9105 ドルはカナダ政府からの補助金である。

---

## ま と め

カナダの「動向を把握し、先駆的実践・研究に学ぶ」ことを通じて、「アイヌの民族教育やアイヌ民族学校の設立可能性」について示唆されることをまとめて、本稿の結びとする。

アイヌ民族に対する教育政策に限らず、アイヌ政策を検討する前に、まずなすべきことがふたつある。ひとつは、アイヌ民族の先住民族土地権原の承認である。これを教育政策にひきつけて言うならば、先住民族土地権原はインフォーマル・エデュケーションを通じて、個々人の祖先の地と資源に基づく文化伝承を可能とするものであるとともに、アイヌ民族の教育自治権の根拠となるものである。

「アイヌ政策有識者懇談会」は『報告書』において、「広義の文化に係る政策」として、「象徴的空間の整備」や「研究の推進」、「アイヌ語をはじめとするアイヌ文化の振興」、「土地・資源の利活用の促進」、「産業振興」、「生活向上関連施策」を掲げている。しかし、これらの施策がどうして「アイヌ文化の復興」に有効なのか、なぜ、これらの施策なのか、『報告書』には理由が説明されていない。カナダの先住民族政策との比較から、「広義の文化に係る政策」を検討する前に、まずもって、アイヌ民族の先住民族土地権原を承認した上で、具体的にどの土地にどのような権原があるのかを明らかにするべきことが示唆された。その上で、当該土地の利用を地縁的組織の再構築を通じて、その自治のもとにアイヌ文化の伝承を進めること、そのことこそがアイヌ文化の復興なのではないか。

今ひとつ、アイヌ政策を議論する前に明確にしておくべきことは、日本政府がアイヌ民族に対して「最高度忠実対応義務」を有していることの確認である。北海道旧土人保護法第9条の制定およびその改廃が、アイヌ民族の児童生徒に被差別体験を齎してしまったことやアイヌ語消滅の契機となったことを踏まえ、アイヌ民族教育政策は、これらに対する補償策としても検討されるべきである。かつて日本政府が北海道旧土人保護法を制定したという事実は、とりもなおさず、そこで規定されている事項について「最高度忠実対応義務」をもつのであり、それは今も継承していると理解するべきである。法的に継承されているとみなすことが困難ならば、「アイヌ民族を先住民族と認定することを求める決議」を国会が採択し、「アイヌ政策有識者懇談会」がアイヌ政策の立案・遂行の主体を国に求めたことを踏まえ、少なくとも2008年以後、あらためてこの義務が発生したと見做すべきである。

常本照樹は、「アイヌ政策有識者懇談会」が提起するアイヌ政策を「日本型」先住民族政策と呼んで、その可能性を次のように展望している<sup>1</sup>。

アイヌの人々のなかにアイヌのアイデンティティをもって生活する人々が増え、さらにアイヌ民族に対する国民の理解も進んでいったならば、次の段階として、国際社会においてスタンダードになっている実体的先住民族概念に基づき、国連宣言に含まれる権利を直接に、かつさらに広範に保障するための政策を展開することも視野に入ってくるのではないかと思われる。

筆者には、このような政策を「日本型」と呼ぶことが正しいとは俄かには思えないのだが、仮にそう呼ぶなら、「日本型」先住民族政策なるものは、「アイヌのアイデンティティをもって生活する人々が増え」、「アイヌ民族に対する国民の理解」が進むまで、“アイヌ民族の先住民族としての実体的な権利の保障は、政策課題としない”というところに特色があることになる。

では、常本の言う「次の段階」はいつ訪れるのだろうか。いつ国民が理解するのかということについて、多原良子は、2009年8月5日の第2回札幌市アイヌ施策計画検討委員会の席上で、同委員会の委員長でもあった常本照樹を前に、次のように発言している<sup>2</sup>。

〔アイヌ民族に関する事柄に〕税金の投入ということで一般市民はなかなか理解しないのではないですかという話は、私たちがいろいろな施策をお願いするときに、私は数十年前から聞いているのですね。1997年にアイヌ文化振興法もできました。ただ私たちは、本当に何十年間もいつか理解されるだろう、また、私たちの先祖から見て140年近く、いつまで待てば一般国民は私たちを理解してくれるのだろうか、本当にそういう気持ちなのですね。この文化法も一つの苗を植えて、そして一般国民、市民に理解してもらえということ、それこそたくさんの税金も投入されてきました。きょう、こんなことは言いたくないですけども、その税金の中で、例えば、アドバイザー派遣制度も利用して、文化のすそ野を広げるためにこの文化法を利用させてもらっていますけれども、私たちは、本当に少ない日当とか、あるいは借金の中で、時間を使い、私たちのすべてを奪っていった和人たちが、北海道のここに住んでいる和人たちが、いつかは私たちのことを理解してくれるだろうと思って、歌や踊りやアイヌ語や、それから歴史もいろいろ訴えてきたのです。そして、こんなアイヌ文化もあるのか、私たちと違う文化もあるのかと、無料で見て、これから理解をするのです。何十年待てばいいのだろうか、本当にそんな思いなのですね。



本来保障されるべき権利が、国民の理解がなければ保障されないなどということは、果たして正義にかなっていると言えるだろうか。国民の理解と言うものは、待つものではなくて、国が具体的にアイヌ民族の権利を保障していくことによって、国民がアイヌ民族の権利を無視してきたことに気づき、むしろ、積極的に理解しようと努めるべきことではなかろうか。「いつかは私たちのことを理解してくれるだろうと思って、歌や踊りやアイヌ語や、それから歴史もいろいろ訴えてきた」ことに、まずは政府が理解を示すべきである<sup>3</sup>。国民が理解してはじめて政府が動くというのは、順序が逆ではないか。国民を代表して政府がアイヌ民族の必死の訴えに理解を示し、国民に理解を求めていくことこそ、国の責任ではなかろうか。もちろん、ここで言う政府が示す理解とは、本来、アイヌ民族が保障されるべき権利を保障する、ということである。

この点で、カナダの事例から示唆されたのは、先住民族土地権原の承認こそが、国民理解を促すとともに、先住民族としてのアイデンティティをもって生活することを可能ならしめていたことである。先住民族土地権原が承認されているからこそ、土地権益協定をはじめとする「協定」締結の必要が生み出されたのであり、そうした「協定」を通じて、国民的な議論が起き、先住民族に対する強い非難も湧き起こる一方で、深い理解も進んできた。教育の分野においては、先住民族土地権原が承認されていることによって、フォーマルにしる、インフォーマルにしる、教育自治権の源泉となるとともに、民族教育を保障する様々な仕組みが展開しているのである。

カナダの先住民族教育制度との比較考察から、先住民族の初等中等の民族教育、先住民族大学、先住民族教育行政組織の設立について、以下のような戦略が示唆された。

#### 〔初等中等のアイヌ民族教育〕

- ・アイヌ民族の児童生徒が多数在籍する公立学校を、「総合的な学習」の時間等を活用しつつ、アイヌ語教育やアイヌ文化、アイヌ史の授業を行う実質的な「民族学校」とする。アイヌ語アイヌ文化の教員には、地域においてアイヌ語アイヌ文化に精通した方に「臨時免許状」を付与する等の工夫を行う。当該学校を校区のアイヌ民族住民の自治のもとに置く必要があるならば、学校運営協議会制度等の導入を検討する。
- ・民族教育を受けさせたいという親を見出し、オールタナティブスクールの設置を支援する。
- ・生活館等を活用して、託児所ないし保育所を開設したり、高校未進学者や高校中退者

を対象としたりするオールタナティブな中等教育プログラムを実施する。

- ・アイヌ語を学習指導要領の「外国語」ないし「外国語活動」又は「国語」の「古典領域」に選択科目として位置づける。アイヌ文化やアイヌ史を社会科の一科目とする。
- ・アイヌ語やアイヌ学習を卒業要件となる学校設定の「選択科目」とし、受講希望者が一定数あるときは、開講を義務付ける。
- ・学習指導要領に準拠した、アイヌ民族の文学作品等を教材とする国語科教科書を編纂する。

#### [アイヌ民族教育を行う高等教育・成人学習機関]

- ・生活館等を活用して、既存の大学のサテライトキャンパスとし、地域に必要な人材養成や職能訓練を行う高等教育課程を設置する。
- ・北海道内の国公立大学がコンソーシアムを組んで連合大学「アイヌ民族大学」の設置を模索する。拠点校を決定するとともに、アイヌ民族が多数居住する地域にサテライトキャンパスを設置する。
- ・国公立大学にアイヌ語やアイヌ文化、アイヌ史等を専攻する学位取得課程（学士・修士・博士）を創設する。
- ・国公立大学の教員養成課程において、中学校教諭一種免許状（アイヌ語）および高等学校教諭一種免許状（アイヌ語）の授与資格を得させる課程を設置する。
- ・国公立大学において、アイヌ語やアイヌ文化の知識、実践経験を尺度とする推薦入学試験制度を、当該学問分野の学部を導入する。
- ・アイヌ施策関係省庁連絡会議が策定する「民族共生の象徴となる空間」を、総合研究大学院大学の基盤機関とし、ここに「伝承者育成事業」を位置づける。

#### [アイヌ民族教育委員会]

- ・アイヌ民族が多数居住する自治会、あるいは北海道アイヌ協会支部が独自に市町村単位の「アイヌ民族教育委員会」を立ち上げ、当該地域を管轄する教育委員会から離脱する。あるいは、離脱せずとも、教育委員会との連携のもとに、「民族教育」に関わる事柄については市町村単位の「アイヌ民族教育委員会」が相談窓口となり、教材や教育課程の編成にあっては、市町村教育委員会と共同で開発する。
- ・アイヌ民族が多数居住する自治会ないし北海道アイヌ協会支部等から 1 名ずつ委員を

選出して非営利団体としての「全道アイヌ民族教育委員会」ないし「全国アイヌ民族教育委員会」を立ち上げ、アイヌ語アイヌ文化学習や民族学校化の支援を行う。アイヌ語アイヌ文化教材の開発や教育課程の編成、アイヌ民族に対する教育政策の提案等をおこなう。

以上の戦略は、あくまでも、カナダの先住民族教育をモデルとして、アイヌ民族教育に適用しようとした場合に示唆されたものである。したがって、筆者は、「民族教育制度の樹立には、上記の戦略をとるべきだ」と主張しているわけではない。また、「ここに掲げた戦略を実現しなければ、アイヌ民族の民族教育制度が樹立されたとは言えない」と主張しているわけでもない。むしろ、これらの戦略が日本の実情に照らして最もふさわしいものであるのかどうか、アイヌ民族の民族教育制度を設計する際の論点として提示するものである。

論点であるとは言え、カナダで起きていることをアイヌ民族のおかれている実情にひきつけて考察したことで、民族教育の内容や実際が、多様な形態をもって展開していることは明らかになったのではなかろうか。民族学校、民族教育といっても、多様なアプローチがあることが示せたのではなかろうか。一方、アイヌ民族の民族教育についても、明確に「民族教育」と謳っていなくとも、フォーマル、インフォーマルを問わず、様々な取り組みが既に展開していることを、垣間見ることができた。おそらくは、筆者の聞き及ばないところで、もっと多く、かつ、多様な民族教育が展開しているのではないかと想像する。

アイヌ民族の民族教育や民族学校を構想するのであれば、このような、各地で多様に展開している「民族教育」を見出し、そこにおける課題を共有し、連帯するところからはじめる必要がある、というのが、分担研究者としての、筆者の結論である。

## 註

- <sup>1</sup> 常本照樹（札幌大学附属総合研究所 BOOKLET 第4号）『アイヌ民族と教育政策－新しいアイヌ政策の流れのなかで－』（札幌大学附属総合研究所、2011年）44頁。
- <sup>2</sup> 札幌市『第2回札幌市アイヌ施策推進計画検討委員会 議事録』（於、札幌市アイヌ文化交流センター、2009年8月5日）26頁。札幌市「アイヌ施策の推進」ウェブサイト<[www.city.sapporo.jp/shimin/ainushisaku/](http://www.city.sapporo.jp/shimin/ainushisaku/)>より入手、2013年6月30日確認。
- <sup>3</sup> 2011年12月6日第4回北海道議会定例会にて小野寺秀議員は、アイヌ文化振興・研究推進機構が発行する小中学生用副読本の「1869年（明治2年）に日本政府は、この島を“北海道”と呼ぶように決め、アイヌの人たちにことわりなく、一方的に日本の一部にしました」等の表記

---

が誤解を招く表記だとして「対応」を求めた。これが契機となって、2012年3月27日、アイヌ文化振興・研究推進機構は、副読本からこれらの文言を削除ないし修正する通知を發し、ここに示した「アイヌの人たちにことわりなく、一方的に日本の一部にしました」という叙述は削除することとした。後に、この通知はアイヌ民族からの強い抗議を受け撤回されるに至った（アイヌ民族副読本問題を考える会『「アイヌ民族副読本書きかえ問題を考える市民の集い」集会記録・資料集』〔同会発行、2012年〕を参照）。本来、アイヌ民族の立場にたつて国民に理解を求めるべきアイヌ文化振興・研究推進機構が、これらの表記は誤解を招くものと自ら認めてしまったのである。国民の理解を促す主体である国家機関ですら、アイヌ民族の立場を理解しておらず、国民に理解を求めようとしないのである。国民の理解が進んだら次の段階として国連宣言が規定する権利を保障するという想定は、ほとんど非現実的なもののように、筆者には思える。



